

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始をし、終了時間は議長がお知らせをします。

よろしく申し上げます。

それでは、順番に発言を許可いたします。

11番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

11番、三瓶良一君。

[11番 三瓶良一君 登壇]

○11番（三瓶良一君） 一般質問を行います。

1、急激な物価高騰に対する生活支援策をとということでございます。

降雪機を前に異常な物価高騰は町民生活を直撃しております。低所得者層ほど痛みは大きいところでございます。国、県の対策についてはニュースではある程度わかっておりますが、どうも、あの程度の対策では町民生活の今の現状にはなかなか容易でないと、この冬、やっぱり文化的な生活、いつもと同じような生活をできないような人だっただけ多くおられるわけがあります。町はおもいきった支援対策をとるべきと考えますが、町長の方針をお伺いいたします。

2番目といたしまして、只見駅舎の用地、棒線化、賑わい広場整備等の進捗状況について

お伺いをいたします。

只見線の全線開通と想定外の入込客を定着していくということが非常に大切であるわけですが、遅れている受入れ整備を急がなければなりません。JRとの現在の進捗状況と問題点はどこにあるのか。また、遊覧船の運航、歳時記会館については有効活用をされるべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点、行政改革、機構改革についてお伺いをいたします。

町の振興発展方向に資しているのか、成績がどのように上がっているのか、甚だ疑問であると考えます。町振興の方向性と、それに伴う分野ごとの職員のプロ的な意識、あるいはスキルの向上が必要ではないでしょうか。町の将来を担う若い職員育成も非常に大事なことであります。行政と町民の意思がバラバラでは町の発展はありません。中央公民館制度は大変、地区センター組織から公民館制度、私は高く評価しておりますが、看板の架け替えに終わるのではなく、停滞する現況の打開のためにもオール只見の牽引役としての役割が必要であると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

1 1番、三瓶良一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

1点目の急激な物価高騰に対する生活支援策についてであります。

まず国の施策であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点交付金として低所得者世帯支援を打ち出し、これにより只見町では住民税非課税世帯に対して3万円の臨時特別給付金を9月補正予算に計上し、給付したところです。

また、国の補正予算において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加されましたので、住民税非課税世帯に対する7万円の給付金として、今議会に補正予算を計上したところであり、議決をいただいた後は速やかな給付に努めてまいりたいと考えております。

一方、只見町といたしましては、プレミアム商品券の発行により町内の消費喚起による経済の活性化を行うとともに、プレミアム商品券の利用期限後の11月には一人当たり1万円分の町内事業者限定で使用できる商品券を全町民に配布し、降雪期に向けて町民生活を支援してまいりました。

また、農業者に対しましては、肥料高騰緊急対策として販売目的で作付けされている水稻及び転換作物に対し、10アール当たり600円の助成を行ったところであります。

今後も国・県の動向を注視しながら、町民の生活支援に対応してまいりたいと考えております。

2点目の駅舎用地、棒線化、賑わい創出広場整備等の進捗状況についてはのご質問にお答えいたします。

三瓶議員お質しのとおり、只見線の全線開通と想定外の入込客を定着していくためには、遅れている受入れ整備を急がなければならないとのご認識につきましては私も同様の思いであります。

まず、只見駅の棒線化についてであります。只見駅は現在、設備改修工事が行われており、その中で設備スリム化が検討されているところであります。いろいろなお話の中で棒線化という言葉がございますが、棒線化とは線路が一本になってしまうことであり、すなわちホームに一つの線路しかないことから一本の棒のようになることを棒線化というようであります。以前の議会全員協議会におけるJRからの説明でも、線路は残したまま、設備の一部をスリム化するというを検討しているとのことですので、ご承知いただければと思います。

次に、JRとの駅舎用地等の協議進捗状況についてであります。駅舎建設のため設計に向けた協議を2回ほど実施いたしております。協議では建物の規模、機能などの打ち合わせを行い、設計に向けた準備を進めております。この中での問題点としては、建設にかかる財源、そして駅構内近くでの作業であることから、工事の過程の中でJRとの様々な調整が出てくることが予想されますが、議員各位にお示ししながら進めてまいりたいと考えております。

次に、遊覧船の運航、歳時記会館の有効活用についてであります。

遊覧船につきましては、近年の気候変動等に起因して水位が安定しないことなどにより、安定的な運航が技術的に困難となってきたため、大型遊覧船での運航は中止することを決定させていただきました。それに代わるものとして、小型船舶での遊覧やカヌー・カヤックなどの新たなアクティビティの展開を模索しているところであります。また、歳時記会館につきましては、これまでも指定管理者の募集を行ってまいりましたが、事業者が決まらず本年度も無料休憩所としての活用となっておりますので、来年度以降の有効活用につながるよ

う努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革、機構改革についてであります。

三瓶議員お質しのとおり、町の振興策の方向性とその分野ごとに、職員のプロ的な意識、スキルの向上が必要であり、特に若い職員の育成は重要な課題だと認識しております。さらに、行政事務は幅広い業務があり、その業務に柔軟に対応できる職員の育成も必要だと考えております。

特に一般行政職は担当する業務内容を把握し、適切に対応することが必要であり、そういったスキルを向上させ職務に応じた人材育成を図るために、職場内研修をはじめ各種研修を実施しているところであります。

中央公民館につきましては、議員お質しのとおりオール只見の牽引役としての役割が必要だと考えており、社会教育と生涯学習活動を行うことで、地域住民のコミュニティーの質を高め、個人とコミュニティーの相互作用によって地域が発展していくことを目指すこととしております。

これらの活動を通じて、地域福祉、地域防災、地域振興、生涯学習の四つの機能を強化し、地域づくりにも結び付けていきたいと思っております。

まちづくりを推進する手法の一部を担う活動が中央公民館事業と考えておりますので、引き続きご意見、ご提言等をいただき、より良いまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まず第1の住民に対する物価高騰に対する対策でございます。

国の政策が大体、昨日、大まかなところ、総理大臣から発言がありました。今、ただ今おっしゃるような内容だったと思います。しかしあの、石油の値上げというものはあらゆる商品に、生活物資に影響しております。特にこの、コロナとまた違って、その直撃を受けるのは、一番手痛い直撃は低所得者なんです。低所得者がやっぱり冬、これからの厳寒期に向かって生活していくための、やっぱり支援が必要だなと。この前、ある店に、お店に行きましたらば、いやあの、大変な生活ぶりをしているぞと。1万円札をこうやってハサミで切って、そして、それでもって買い物をされるというような状態だ。こういう厳しい時に、きちっと応援すると。コロナの時なんか、随分、町も踏ん張って応援されましたけれども、あの時とまた違ったその物価の高騰ぶりはまた異常な物価の高騰ぶりだと。そういう状況を考

えると、やっぱりあの、冬期間の福祉灯油的なものの対応を昔はずっとやってきておりました。これらについて、やっぱり考えて、検討される必要があるんじゃないかなど。まあ、これはあの、生活に余裕のある人はいいですよ。生活の本当に厳しい人、例えばあの、国民年金だけで生活をしているような人は本当厳しいですよ。こういうお年寄りも。しかし、やっぱりプライドがあって、生活保護に申請すると、を申請するというようなことは、なかなかこの、されない。そういうことになってくると、本当に厳しい中で我慢をして、我慢に我慢をしながら生活を切り詰めて生活をされておるといような状態でありますから、私は町民生活の底辺を支えると。これがやっぱり町の政策として一番必要なことではないかなど。そのことを一つ申し上げたいと思います。

この前、テレビを見ておりましたら、只見にも来られた櫻井よしこさんという方がテレビに出ておられました。そしてこの、まあ、あの、人、いろいろな、台湾問題だとか、そういうこと一生懸命になって喋っておられました。私はそれはあの、好きな話ではありませんから、まあ、それは聞き流していたんですが、そしたら、その後にお話されたことが、やっぱり生活困難な状態ということに対してどういうふうに思われますかということに対して、消費税を凍結することなんだと。これがあの、生活に一番直結するから、これをやっぱり凍結すると、国民の生活は10パーセント上がってくるんだと。これが貧困対策の一番ですよといようなことをおっしゃっておりましたが、なかなか政府はそこまで踏み切れない。だとすればやっぱり、町も昔のように灯油、福祉灯油の配給ぐらいしてやって、この困難な状態の中をなんとか良い正月を迎えて、春を迎えるといようなことは考えるべきではないかなどと私は思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、本当にあの、石油製品が今の社会で多くを占めておりますし、直接的には灯油の高騰、ガソリンの高騰等、本当にあの、大変厳しい社会の経済状況になっていると私も当然、認識しております。また、併せまして、国民年金だけの方、本当に支給額が厚生年金から比べれば低い額といえますか、そういったことも承知しておりますし、福祉灯油の検討をしてはどうだというご提案も今いただいております。まさに本当にあの、現下の状況はコロナ禍とは違った、また厳しい社会経済の環境になっていると重ねて認識していることを申し述べ

させていただきます。

そのうえで、当然、国や県で支援対策を講じておるわけでございまして、町としましても福祉灯油ということに限ったわけではなくて、灯油を主に使われる方とか、また電気を使われる方とか、様々いらっしゃいます。今の季節とは少し離れますが、今年の夏は格別、酷暑が続きました。そういった中で只見町内でも本当に、10年前から比べれば、考えられない台数のたぶん、エアコンが入っていると思います。そういった中で電気料も上がってますので、そういった灯油にも、そういった、いろんなものに用品購入にも使えるということで只見町内の商品券ということで一人1万円の給付をさせていただいておりますので、まあ十分ではないかもしれませんが、そういった対策を講じているということを重ねて申し述べさせていただきます。

また、日常生活支援として、町だけでは当然できませんので、町の社会福祉協議会並びに地域包括支援センターが、そういった、特に高齢者の方々、そういった方々の、また、いろんなハンディのある方々の支援対策に、それぞれの団体組織として一生懸命頑張っているし、そのような機関と連携を図りながら、町の予算を通じた支援とともに、そのような支援もともに取り組んでいきたいと、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今のこの物価高騰は、ロシアとウクライナの、この戦争からドーンと石油が上がってきたと。そして、ロシアは自分のところにある石油を戦略的な扱いをして、石油の価格がどんどんどんどん上がってます。そしてOPECのほうにも働きかける。石油が上がれば上がるほど、やっぱり物価が上がってくる。そして終わる見通しがちょっとないんですよ。これは。またアメリカにジェレンスキーさんは行かれました。バイデン大統領はこれを支援すると。武器支援をすると。継続させるということをおられるわけです。ロシアはロシアでききません。そうすると、先の見通しが無い。これ、ずーっと続いていけば大変ですよ。やっぱりあの、民生委員の方でも、ちゃんときちっとあれすれば、ほとんどの人が国民年金で生活される人、ほとんどの人、生活保護の該当者ですよ。しかし、やっぱりプライドが許さないと。私は一生懸命になって自分でなんとかしてこれを乗り切るというような、やっぱりそういう人達のためにね、私は超過課税も集めているわけだし、町としてそういう温かいその支援がこの際必要だと、つくづく思いますよ。いろいろな人にとって

話すると、いや、すごいこと上がっているという話ですから、そして今の、昨日の話なんかも、テレビで見えますと、2,000万円を上限にして、そういう高額所得者を対象にした所得税、住民税の4万円の減税なんて言うておられますが、これはあの、その所得税払えるような人、そういう人にはね、いくらかメリットあると思います、本当にそういう課税の対象にも至らないような人は本当に大変なんだ。そこを考えれば、やっぱり灯油ぐらいは支給してやってもいいだろう。これは福祉対策、福祉政策として一番大事なところだ。やっぱりそういうあったかい思いやりを持った政策が今必要だと。

町長、そう思われませんか。私はつくづくそう思いますよ。これは一番大事なところだなと今、町はそういうような思いやりのある政策をとってあげることが良い事だなと。そしてあの、国民年金程度で生活を支えておられる方は、若い時、何をやってた。農業だとか、農業をやって、暇なときは建設業の仕事をしていたと。まあ、いずれにしろ、本当にずっと生涯給料で見れば、もう、こんなに違いますよ。そういう底辺の人々の生活を応援してやると。その思いやりは必要だと思います。どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

私もあの、そのような姿勢といいますか、基本的な考え方は三瓶議員と同様でございます。

あと具体的に福祉灯油の話出しましたが、今年も福島県では2分の1の補助率で1世帯7,000円ですか、3,500円が福島県で出して、残り2分の1、3,500円を町で、というようなそういった対策も講じております。まあ、金額的に十分ではないというふうには思いますが、県も限られた財源の中でそのような支援。そこに町が同額を上乗せした支援。そして、先ほどの所得税減税の話も、所得税、そもそも払っていない人に対しては何の効果もないということで、それはそのとおりで、そういったことで国も非課税世帯に対して給付金という形でまた支給するというところで、これまた十分ではないかもしれませんが、国も県もある程度のその支援の方向性は出しているところでございます。

町としても、そういった支援は大事だと思っておりますし、金額的に十分ではないかもしれませんが、先ほど申し上げました1万円の町の商品券、町内事業者で使える商品券を支給させていただいたところでございます。やはりあの、そういったことはとっても大事でありますし、またあの、国際情勢のお話もいただきましたが、円安で、1ドル150円ということで、今は140円台になっているかもしれませんが、非常に輸入するためのお金がかかる

わけですから、そういった様々な事情が国際的にありますが、我々では国際的なことは理解に努めながらも、その辺のところはなんともなりませんので、やはり国や県と連携を図りながら、財源の確保、特にこういった時は、例えば特別交付税で措置していただければ、地方独自の支援策も講じることが出来ますので、引き続き、様々な場面を通じて国や県へ、その財源の確保、支援をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今言った、国民年金で生活しておられるような人の高齢者に対して、今、町長、いろいろおっしゃられました。石油の半額が県で助成する。そういうものを通じて総体的に一人当たりいくらの助成になりますか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今申し上げましたのは石油で7,000円。で、町からで1万円。そのほかに、これ、7万と3万で、10万円ですか。そういったことになります。あとは詳細のところ、もっとあるかもしれませんが、私が概略でつかんでいるのはそのような金額になります。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今、商品券の話されましたが、商品券というのは別にその生活困窮者を対象にしているわけでありませぬので、これはあの、商品券というのは一般的なことの支援。それはそれで結構です。それは何万円まで、一人当たり買えることになるんですか。そして、商品券によって、その自分の支出が減る分というのは1.7パーセントから8パーセントぐらいでないかなというふうに、1でない、10.7パーセントぐらい、2割までいきませぬね。ここは正確にはどのぐらいになるんですか。10万円あたりで計算、いくらまで一人買えて、そして、いくら、そこから浮くのかと。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

商品券はプレミアム商品券の話をおっしゃったのかなと思いますが、プレミアム商品券は20パーセントのプレミアム率ですので、最高一人5万円。5万円が20パーセントですから、5万円出して6万円分の買い物ができる。率は20パーセントです。そして、それもいろいろ、議会の中でもご意見、ご提言いただきましたので、年金の支給月、さらに支給日にその発行をするというタイミングも、商工会のお骨折りでそのタイミングを合わせても



らってますので、比較的、年金支給日の時であれば、買いやすいただろうということで商工会と相談させていただいて、20パーセントの商品券を発行させていただいたと。その後、それが11月でなくなりましたので、10月ですか。それで、その後、一人当たり1万円の、その商品券を町民の方全てに配付させていただいたということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まあ、それは良い事ですが、総体的に様々な支援策で、いくらになるかと。どなたか、担当者、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 生活困窮者、低所得者への支援としましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、今年度につきましては11月の時点で住民税非課税世帯に対しまして3万円の、1世帯3万円の給付となっております。

同じくしまして、県の事業としまして、1世帯当たり7,500円の、こちらにつきましては非課税世帯且つ65歳以上の世帯であるとか、ひとり親世帯であるとか、そういった世帯に対しての給付がございます。

今回の12月会議において補正予算でも要求をさせていただいておりますが、こちら追加で1世帯当たり7万円の給付が、これから実施されるものという状況になっております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 7万円というのは、どういう人を対象にしているんですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 7万円の対象者につきましては、非課税世帯の方ということで、11月末までの3万円給付の方と概ね同じ方かと思われま。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そうしますと、私聞いていたのは、全部でいくら、全部でいくら、支援者、どういう人には、こういう人にはいくら、こういう人にはいくら、それを聞いているんです。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 住民税の非課税世帯の方につきましては、基本的に1世帯当たり10万円ということになるかと思います。

また、住民税非課税世帯の中で65歳以上の世帯、あとは障がい者のいらっしゃる世帯、ひとり親の世帯等につきましては7,500円の県の事業が追加されますので、1世帯当たり10万と7,500円となるかと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そうしますとね、例えば2,000万円、1,000万円、そういう所得のある人。これに対して4万円の課税、減るわけですが、その人たちと比べると、10万7,500円でも実質的にその差額というのは6万5,000円ぐらいなんですよ。6万5,000円か7万5,000円ぐらい。まあ、たいした支援ではないね。やっぱり本当に生活苦しいです。今。だから、福祉灯油ぐらひは配って、面倒看ても良いんじゃないかなと。灯油の支援もあるということですが、それは何リッターに対しての、何リッターまでの支援をされるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問につきましては、その県の事業の7,500円の分かなと思えますけれども、それについては低額ということですので、その世帯で必ずしも灯油に使ってといったようなものではございません。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まあ、わかりました。そういう県の支援はあろうと思いますが、やっぱりそれではあまり、たいしたあの、生活が楽になるわけではない。やっぱりマイナスの状況というものが、今の物価高、10パーセントから15パーセント、ものによっては20パーセント・30パーセントも上がっているそうですよ。そういうことを考えると、わずか6万円程度の年金の中から、年金の中で生活していくということになりますと、これは福祉灯油程度は面倒看てやるというのが、やっぱりあったかい心だと思いますが、どうですか。

町長。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

6万円というのは国民年金の月額支給のことなのかなというふうに理解したうえで、支援につきましてはそれとは別途、非課税世帯で対象要件満たした方は、別途10万7,500円の支援があるという担当課長の説明でありますので、改めてそのようなご理解をお願いしたいと思います。

大変厳しい経済状況、生活状況だということは、再度、議員のほうからお話していただいておりますし、我々もそのことは受け止めておるつもりではございますが、財源が伴ったうえでの支援ということになりますので、その辺は町の財源、また国や県の財政措置をいただきながら、可能な限り、今年一年でのこの経済状況ではないと思いますので、引き続き、そういうことを継続的に支援できるような財源確保と努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） あのね、そういうことだと、来年も、これ、ずっと続いていけば、今と同じことになるんですよ。町長。だから検討されるべきだと。もしかすると、これよりもっと高騰してきて、くることだって考えられますよ。今、日本でね、為替相場を下げようと言ったって下げられないんですよ。1,200兆近い国債を持っていて、1パーセント、公定歩合を上げれば、これは12兆円。アメリカのように5パーセントにすれば60兆円。国家予算の半分も持っていかれちゃうんですよ。そういう状況で、もう日本は、もう、このままお金を印刷して、どんどん出しながら、もうやっていくような火の車の状態になっているんですから、やっぱり生活を支えるということは一番大事だということを申し上げて次に移ります。そのことよく頭に置いてください。これ、ずっと続けば、来年また同じことになる。

それから2番目であります。2番目はJR只見線のことにつきまして、これあの、福島県がね、只見駅から川口駅までの間は保線は県が直接担当するというようなこと新聞に出ておりましたが、それについて説明を、簡単に説明をいただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 只見・川口間の線路設備等につきましては、上下分離方式によりまして県が設備を移管を受けております。その中で県のほうが管理をするということになっておりまして、そういった新聞報道の中で県が直接、これまでもやっておりましたが、そういった中で技術者を採用いたしまして、自分達でもしっかり管理をしていくというようなところの報道記事だったかと思われま。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そうすると、JRに肩代わりして県がやるということですか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） これまでJRのほうに必要なところは委託として線路の管理をお願いをしていました。県のほうで専門の技術職員を採用することによりまして、そういった部分の一部を県が直接やるようなことになるということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そのうちの一部って、もうちょっと詳しく説明しないと全然わかりませんよ。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 説明が不十分で申し訳ございません。

線路、いろいろな管理がございます。そういった中で日頃の定期点検、それから設備の管理。そういったものを全般の中で技術者、採用いたしまして、その技術者が日常的に管理をするということになります。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まあ、具体的に、なんかわかりにくいですが、そうしますとね、やっぱり只見線の利用に支障をきたすのは、雪が降って、雪崩が起きそうだということでストップする。あるいは落ち葉が落ちて空回りしてしまって車が動けない。そういう放送がしょっちゅうありますが、こういうことの解消について、県も本気になってやるということなんですか。どういうふうにもその県が中に関わってくるのか。あんたの説明でわかりませんよ。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） その管理の中身でございますが、運行に資するための管理ということで、具体的な詳細につきましてはいろいろな管理があらうかと思えますけども、今具体的におっしゃっていただきました落ち葉で滑った、それから雪崩が起きそうな区間、そういった部分についてはこれまでも従前どおり管理をしております。そういった中で、JRのほうに委託をお願いしていた部分を県が触接、職員を、技術者を採用することによりまして、そういった部分を直接的に担うというふうなところになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まあ、よくわかりませんが、県がそこまで、いくらでもその中にタッチしていったら、そしてどういう具体的な管理の部分をするのか、よくわかりませんが、そうしますと、駅舎建設というのは、県がここに関わることができるのかどうか。それとも町とJRだけの単独の話し合いのなるのか。そこはどういうふうになっておりますか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 質問のほうにお答えさせていただきます。

只見駅の駅舎に関しましてはJRの管理となっております。上下分離で管理を県がしている部分につきましては、只見駅を除いた先の川口側の線路、それから川口駅までの駅と線路になってございますので、只見駅については従前どおりJR東日本が管理をしております。そういった中で県の関与という部分でございますけども、直接は施設を所有するJRと町のほうでの協議になろうかと思いますが、ただ、県もきっちり入っていただいて、将来、只見駅、只見線という管理がございますので、その辺りも含めて入っていただいた形で協議をしていかなければならないと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） これね、町長は、来年設計すると。そして、再来年、着手するというようなことをちゃんと議会で答弁されました。まあ、私はそのとおりに進めてもらいたいし、JRの相手がありますから、このところ、ちゃんときちっとね、話できるのかどうかということが一番不安に思っているわけですが、やっぱり県の、やっぱりそこに、県も参加してもらおうということが絶対必要なことだなと。JRの運行の乗客数というのは増えているんですね。と。去年は。22年は。対前年比で1.5パーセント増えていると。1じゃない、1.5パーセントです。1.5倍ですね。1.5倍増えているというふうな新聞報道がありました。川口からあそこの間、坂下町の間も同様に増えています。只見から小出の間も増えています。増えているといっても、JRのこの福島県の中では、やっぱり乗車率一番低いんですよ。ここをやっぱりあの、本当にこう、もっと増やしていくために、ということを考えているんですが、私、ある国会議員にちょっと話をしてみました。東京からお客呼ばないとだめだよと。だから、浦佐までこれを繋ぐように一生懸命になってやるから、君たちも頑張ってくれというような話を、立ち話でありましたが、そんな話を代議士から聞きました。

そして、えちごトキめき交通の、にこの前行きました時も、社長さんが、鳥塚さんとおっしゃったと思いますが、社長の話では、JRも、内々、そういうことやる必要があるなという意見も中にはあるんですよと。だから、只見線というものを地元が本気になって応援すると。地元が支援してやっていくという考え方を持たないと、なかなか容易でないと。まあ、名前は申し上げませんが、只見線のあちこちの町村長、首長さんがおっしゃったそうですよ。

鳥塚さんに。鳥塚さんは福島県の只見線活性化委員の委員に委嘱されているそうですが、どうしたらいいんでしょうねと。それは自分達で考えなさいと、いうことしか言うことはできないと。特別列車をそっちに運行させてやる協力というようなことはできても、それは自分達で考えることですよという、こういうお話でした。だから、この問題もちゃんと町が主体性を持って話していかないと、どんどんどんどん遅れる可能性もあります。いかがですか。今の状況は。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 駅舎の駅舎用地、駅舎の建設に、今の状況につきましては、担当課長が説明したとおりでございます。併せまして今、とっても大事なお話していただきましたが、やはり、私達、また議員の皆様、町民の皆様、全ての皆様と力を合わせて、やはり懸命に盛り上げていくといいますか、そういった取り組みが大事だというふうに改めて認識しております。

先般、9月ですか、只見小学校において、只見線子ども会議という会合がもたれまして、本当に只見町内だけでなく、金山から魚沼市、さらに言えば会津若松方面からも来ていただいて、本当に子どもたちが真剣に自分達で考えた提案をして発表してくれました。その一つ一つ、県知事も、県でできること、あとは沿線でできること、あとはみんなで力を合わせればできること、そしてJRにお願いすることというように分けまして、やっていきたいと思いますということで今、子ども達もリゾートしらかみを只見線に走らせたいということで署名活動など懸命にしていますし、やはり子どもたちのそういった姿勢、態度は我々大人がしっかり見習うといいますか、しっかり受け止めて、ともにやっていかなければならないと思っております。やっぱりそういった姿勢がJRであったり、関係機関を動かすものというふうに思っておりますので、議員おっしゃる趣旨を十分踏まえまして、また三瓶議員はじめ、皆様方と一生懸命、只見線の振興に努めていきたいと思っておりますので、引き続きのご指導とご助力をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） やっぱり観光を、まあ、観光って、波があるから、基幹産業に入れて良いのかどうかということは私はちょっと自信がないんですが、やっぱり只見町の基幹産業は農業、林業。こういったその地元の産業の、これを六次化して、その商品価値を付けて、そして販売していくというのが、この只見線との関係で、あるいは八十里峠も開くでしょう

が、それらの関係の中で非常に大事なことだと。このことを一つの目的にして進めていかなければならないなというふうに私はまあ、考えているわけですが、そういう点からいきますと、やっぱり只見線というのは今のJRでも、コロナの中でね、大変な赤字決算、2年連続で出しましたから、ここでやっぱりあの、我々も本気にならないと、これは容易じゃないということだと思えます。

そこで、町長、本気になって、これ、やってもらいたいと思いますが、予定通りにできま  
すね。計画と設計と工事、建物の着工というのは。

簡単に言ってください。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えします。

1回目で申し述べさせていただきましたが、問題点としては建設にかかる財源、財源の問題。そして、駅構内の作業になるのでJRとの調整が必要だと。これが代表的な課題ですが、あとはあの、直接的ではありませんが、福島県只見線管理事務所はじめ生活環境部の皆様、そういった県も、そういったアドバイスといたしますか、協議に入っていた方がいいというお話を先ほど三瓶議員からもご発言いただきましたし、我々もそう思っておりますし、そのようなお声掛けは引き続きしていきたいと思っています。

そういった中で、その協議、なにせ相手があることでありますので、財源確保と併せて、そのように努力はしてまいります。今のところはそのように申し述べさせていただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） これ、この前も確認させていただきましたが、町長はまあ、自信を持っておられるという答弁だったもので、これは必ず計画通りに進めてもらいたいと。

それから、3番目の中央公民館制度。これはやっぱり、只見町の、その発展の方向性というものを当局と中央公民館の中で、ちゃんときちっと意思統一をされて、そしてこれをその、町民サイドで、今、町民、まだ旧村単位の感覚が取れませんから、もう何十年も経っているのに取れない。合併の原点に立って、ちゃんとこの方向を、町民の意識というものを統一しながら、文化活動、そして生活の中の潤い、そういったものをどんどんつくっていくというのが中央公民館の役割、そして地域振興にも結び付く、若い人達を育てていくというようなことが大事だと思います。

そこであの、オール只見チームというのを、町長も先ほどおっしゃいましたけども、私はこのことがどうしても必要だと思います。だから、その点で、中央公民館制度というものをフルに活かしていく。それにはやっぱり行政との連携というものをどういうふうに考えておられるのか。そして、住民との連携というもの、どういうふうに考えておられるのか。今、まだ見えてこないんですよ。そういうものは。そのことが1点。

そして、二つ目にはね、財源のお話されました。ふるさと納税というものはあります。これはあの、地域振興を目的としているんですよ。田舎の。で、ふるさと納税制度の中で磐梯町が昨年、トップになりましたよ。6億円以上の、真水ですよ。真水で6億円以上の財源を確保された。只見町の現状はどうなってますか。

○議長（大塚純一郎君） 最初に、中央公民館。

中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 今、三瓶議員からのお質し、本当にありがとうございます。

そういった中で、オール只見としての中央公民館、そして行政の連携、また住民の連携といったようなお質しがございました。行政内部といたしましては町長答弁にもありますとおり、まずは今年、地域福祉、地域防災、地域振興、そして生涯学習という四つの柱を持って中央公民館運用させていただいております。福祉、防災、そして地域振興という部分で、行政としては保健福祉課、また交流推進課、町民生活課、連携をさせていただいて町民の皆様へ学びの提供をさせていただいております。そのほかの課題につきましても様々、各担当課と連携をさせていただきながら、住民の皆様に対しての学びの場を提供していくというところでまずは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 2点目のふるさと納税の額についてお答えをさせていただきます。

昨年は3,000万超えということで、1件、高額の寄附がございまして3,000万円超えた実績でございました。本年度につきましては今のところ2,000万円程度ということで現段階で寄附額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 金額でなくて、どういうふうに取り組まれたかと。それを聞いているんですよ。だから、ちゃんと担当者はこういう人、何名を得て、こういう宣伝をしまして、



こういうふうな協力を得ました、という具体的にお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 本年度につきましては、寄附内容の見直しがございました。

それにつきましては返礼品の充実ということで、いくつか、何点かではございますけども、商品の新たな商品を加えさせていただいております。併せまして、その取扱い先を、1件ですが、新たに増やすことにさせていただきまして、ふるさと納税として受け付けるサイトを1箇所増やささせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 最近のふるさと納税の傾向としては、こういうまちづくりをしますよという、だから応援してくださいと。返礼品が目的でない人が非常にいっぱい増えているということが報道されてます。まあ、只見町の中でも返礼品のためにこう、いろいろあちこちに納税する人、かなりおりますね。そうやって、郡山あたりなんかはもう、返礼品目的でずっとこう、出したり何かして、自分の地元には置かないということで大変な、逆にこの赤字が増えているというようなこともあるようではありますが、やっぱり只見町は応援してもらわなければならないんだから、こういうまちづくりをします、ということをやっぱりきちっとされるのが大事だと思います。

そして、磐梯町なんかは、どういうことでそうなったのか。そこらあたりもやっぱり調べてね、財源というものは国でちょっと変則的だとは思いますが、私はふるさと納税というものは変則的だと思いますけれども、それはどうしても必要なことだということだと思います。

ちょっとすみませんが、答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） この件に対しての答弁を最後に。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、ふるさと納税につきましては、今ほど三瓶議員おっしゃっていただいたように、前は返礼品に魅力を感じてふるさと納税される方がいらっしゃるという時期がしばらく続きましたが、今は本当におっしゃるように、どういったまちづくりをしていくんだという、その方向性、目的に共鳴されてふるさと納税される方が増えているというふうに私も承知しておりますし、それは三瓶議員おっしゃるとおりだと思います。したがって、只見町につきましてもやはり、その返礼品の充実を期すことも併せて必要だとは思いますが、やはり

こういった方向で、こういった取り組みしていくんだという姿勢を明らかにして、ふるさと納税のPRをさせていただくという態度も、これから必要になってきているというふうに思っております。

そして、磐梯町さん、本当に頑張っていると思いますし、あそこには本当に、素晴らしいカメラメーカーがありまして、本当にあの、今、カメラがなかなか難しい中で、本当に特徴的なコンセプトであったり、設計、製造に心を込められた素晴らしいカメラを出荷されております。そういったのも返礼品になっているやに聞いておりますし、そういった中で良いところは学びながら、教えていただきながら、努力していきたいというふうに思います。

また、中央公民館につきましても、昨日も文化祭の関係でいろいろご指摘やら、ご提案いただきました。今後、先ほど中央公民館長申したとおりでございますが、議員の皆様、また町民の皆様とともに、至らぬところは改めながら、ともに本当に町の学びの場、町の一体的な、オール只見で進めていかれるような、中央公民館になっていくように引き続き努めてまいりたいと思っておりますので、併せて今後ともご指導、ご提案のほどよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、11番、三瓶良一君の一般質問は…

それでは、ちょっとお待ちください。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 大変申し訳ありません。

先ほどの三瓶議員の質問に対しまして、私の回答、一部、訂正をさせていただきたいと思っております。

県の生活困窮者への支援について、先ほど私、1世帯当たり7,500円という発言をしましたが、正しくは1世帯当たり6,000円ということになっております。1世帯当たり合わせまして10万6,000円の金額だったということに訂正をさせていただきたいと思っております。

大変不明確な回答をしまして申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） これで、11番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

続いて、9番、菅家忠君の一般質問を許可いたします。

9 番、菅家忠君。

〔9 番 菅家忠君 登壇〕

○9 番（菅家 忠君） 9 番、菅家でございます。

通告に基づき質問をさせていただきます。

通告の前に一言、私のほうからも先ほどの一般質問のところでございますね、訂正がありましたので、私からで恐縮ですが、訂正をさせていただきたいところがございます。

正しくはえちごトキめき鉄道であり、社長のお名前は鳥塚氏でございましたので、私がちよっとここで訂正をさせていただきます。

では、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2040年の只見町についてでございます。

質問の要旨を申し上げます。

只見町長の考える中長期計画を伺います。

1、中長期計画を策定するうえで指針とすべき指数は何と考えていらっしゃるでしょうか。

2、2040年の只見町の人口と生産年齢人口の予想は。

3、只見町の人口一人あたりの公共施設の延べ床面積保有量は全国の市町村の平均に比べると何倍でしょうか。

4、観光・交流は外貨を稼ぐ方法として有用だと考えるが、その外貨がどのように、どのくらい町民に還元されていると捉えているのでしょうか。

5、近年の投資的支出が直接的な町民サービスに繋がりにくいと感じていますが、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

6、渡部町長が描く2040年の只見町の姿とはどのような姿でしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 9 番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

2040年の只見町についてのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の中長期計画を策定するうえで指針とすべき指数は何と考えているかでございますが、年少人口が指針とすべき指数であると考えております。

次に、2点目の2040年の只見町の人口と生産年齢人口の予想についてであります。

只見町人口ビジョンにおいて人口を2,608人、生産年齢人口を1,106人と推計しております。

3点目の只見町の人口一人あたりの公共施設の延床面積保有量と全国の市町村平均との比較であります。令和2年の数値ですと只見町の20.01平方メートルに対し全国平均が3.83平方メートルであり、全国平均と比較しますと約5.2倍となっております。

4点目の観光・交流は外貨を稼ぐ方法として有用だと考えるが、その外貨がどのように、どのくらい町民に還元されていると捉えているかについてであります。

菅家議員お質しのとおり、観光・交流により外貨を動かすことは、外貨流入による地域経済への好循環ということからとても有用と私も考えております。外貨がどのように、どのくらい町民に還元されているかにつきましては、現在、具体的な精査がなされていない状況でございます。観光・交流は比較的いろいろな業種に波及効果が見込まれますので、食材の地産地消や物産販売、体験などのサービスなどを充実させることで、より多くの町民への還元が見込めるものと思っております。

5点目の近年の投資的支出が直接的な町民サービスに繋がりにくいと感じているが、どのように捉えているかでございます。一般会計における令和4年度の投資的経費は約9億7,600万円となっており、主な事業は公営住宅整備及び長寿命化事業が約2億5,100万円、駅前賑わい創出事業が約1億2,600万円、道路維持及び改良1億8,400万円、橋梁長寿命化事業が約9,600万円。集会施設整備事業が約9,900万円のほか、ほ場整備事業などを行っております。道路の維持改良や公営住宅整備、集会施設整備などは、それぞれ直接的に町民サービスに繋がっているものと考えております。

なお、商工、観光等に支出した経費の総額は5億3,300万円であり、投資的支出は1億3,400万円、うち一般財源は1億2,000万円であります。

6点目の私が描く2040年の只見町の姿であります。菅家議員と同年代もしくはさらに若い方々が町の中核を担う年代になっていると考えております。

一方、生活様式が益々変化していくことが予想され、核家族化が進んでいく中で、集落を維持していくことが困難になっていくことも危惧されます。

町としましても、自助、共助、公助の役割分担を重視した集落支援を行い、地域の共生と交流を柱とした、自立した町になっているよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力いただきますようお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） では再質問させていただきます。

まず答弁書の、ここの中身の確認をさせていただきたいんですけども、3点目のですね、公共施設の延床面積のところなんですけれども、こちらですね、私のほうで、総合計画、管理計画ですね、公共施設の。あちらの令和2年度の改定版されたところで、箇所がですね、そこでは5.8倍となっておりましたので、P49ページでございますね、まずその、この記載が正しいのかどうかの確認をさせてください。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問でございます。

おっしゃったとおり、公共施設の総合管理計画の中でお示しをしている部分については、全国平均が平成24年度の数値を使っておったと思います。ので、その時点での町の平均と比較しますと5.8倍。で、今回、お示しをさせていただいた部分については令和2年の数値を使わせていただきました。で、それ見ますと、全国の市町村との比較でありますと5.2倍となっております。ちなみにではございますが、今回お示しをしていますのは市町村との、市町村全体での平均となっておりますので、大きな市とか、そういったところも入っております。ちなみに町村での全国平均を見ますと7.88平方メートルということで、只見町と比較しますと2.5倍程度というような状況になっているということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 丁寧な説明ありがとうございます。

先に少し、詳しく聞きたいところがあるんですけども、まず5点目のところでございます。

私のほうで直接的なサービスに繋がりにくいではないのかというふうに考えているところですね、とても具体的な数字を述べていただいておりますので、こちら、私の捉え方が誤っておったなと思っております。大体10億程度のところで、観光のほうで1億で、10パーセントであれば、主に観光、外向けの方に使う費用としては適正ではないかなというふうに私の所感でも思うところでございます。

あとですね、今回のその質問の趣旨なんですけれども、今、こう、議場などで、委員会などでですね、少し話題になっていることがですね、どうも観光に寄っているなというところ、

観光・交流に寄っているなというところでございます。町が提案される大きめの事業というか、力を入れて説明される事業も外向けの事業が多いなというふうに、ここも主観でございます。が感じているので、私はもう少し、町民にわかりやすいというか、町民に直接的な事業が増えるほうが良いのではないかなと、町民の方が町の動きが感じられるというか、そういった事業が増えるほうが良いのではないかなと思っておるところでございますので、そういったところで今回、議論をさせていただきたいという趣旨でございます。

何回かお伝えしておりますが、特にこう、こういう、今回に関しては特にその哲学の部分と申しますか、私と特に渡部町長の政治の哲学について議論をするところでございますので、反問権を是非使っていただいて、私の質問が足りないところだとか、そういったところをして議論ができれば、よりありがたいなと思っておるところでございます。

ちょっと詳しく聞きたいところは1点目のところでございます。ご答弁でいただいたところの、今後の2040年に向けてのですね、指針とすべき指数はですね、渡部町長のほうは年少人口というふうにご回答いただいております。で、私のほうは、思っている質問のところ、ここに関してではですね、ご答弁いただきました2040年の人口2,608人でございますね、その人口を指針にすべきだと考えておりましたけれども、さらにこう、絞ったところ、その中で年少人口というところがございますので、そのお考えをもう少し、詳しく聞かせていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

大きくは人口が一番関心の高いところとし、一番そこに意を用いて取り組んでいかなければならないということは十分、私もそのように理解しております。ただ、特に、先ほど磐梯町のふるさと納税の話出ましたが、今、磐梯町、人口3,100人くらい、うちのほうが今600人ほど多いという形になってますが、あきらかに年少人口は磐梯町のほうが今多いです。ですからこれが、何年後かわかりませんが、たぶん逆転してくるんじゃないかというような、別に競争しているわけではありませんが、そういった危機感は持っておりますので、私としては総数の人口はその時点の人口ですけど、やはりその構成を見てみないと、子どもの人口は将来の人口ですし、その中からさらに転出していく人がいればまた減るわけですから、総体的には菅家議員と同様だと思いますが、特にそこを留意していきたいなということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 丁寧な説明ありがとうございます。

ちょっと、そこの視点は私持っておりませんでしたので、大変勉強になりました。

この後、そこについてまた、もう少し議論をしたいなと思っております。

あとですね、最後に町長に、一番最後にご答弁いただきたいなというところの2040年のところになるんです。2040年の只見町の姿というところ、この議論を通した後もう一度答弁いただきたいと思っているんですけど。

今答弁いただいたですね、ところに関しまして、2040年、只見町、どういう町を目指すかというところ、ご回答がですね、自助、共助、公助の役割分担を重視した集落支援を行い、地域の共生と交流を柱とすると。私もこちら、とても同感できる、賛同できますし、そのとおりだなと思っております。で、先ほどらい申しましたように、交流だとか、U・Iターン、移住の面から言いますと、少しこのメッセージでは、これはたぶん、町民の方向けだなと思いますので、町外の方、そういった方に向けてのメッセージだと、ちょっと、どういふふうになるのかなというところを最後伺いたいと思いますので、先にこちらの質問をちょっと申し上げておきます。

私の今回のその趣旨としまして、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、ちょっとここからちょっと少し、私のほうでお話をさせていただきたいと思うんですけども、先が見えない時代だなというふうに思っておりますので、ちょっとその歴史から学ぶところは多いなと思っておりますので、そういったところからその今回の質問に至った、どのように町が目指すべきかというところ考えた経緯、ちょっとお話をさせていただければと思います。

まず今回、ちょっと考えたのはですね、老子の言葉を考えて、そこからちょっと少し引用させていただきたいなと思っております。そういったところの老子の言葉からですね、人口ビジョンを見たらどうなるのかなというところで今回スタートしております。老子の言葉で、三つ、ちょっと申し上げますと、足るを知れば辱められず、留まるを知れば危うからずという言葉がございました。あと現実を現実としてあるがままに受け入れなさいと。物事をそれが進みたいように自然に流れさせてやりなさいという言葉がございました。あと正しい言葉は聞こえが良く、聞こえが良い言葉は正しくないというような言葉がございましたので、ちょっとそこでお伝え、ここから具体的な質問をさせていただきたいと思います。

まず、人口ビジョンの目標値3,000人というところは昨日、お話をされております。

私のほうとしては2,600人というところを大事にしているところでございます。その3,000人の目標のところの合計特殊出生率2.3を掲げていらっしゃるんですが、いわゆる先進国ですね、合計特殊出生率を2.0を超えている国というのはあるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、私のほうでは把握してございません。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そうしますと、日本の市町村で2.0を超えているというところはあるのでしょうか。具体的な質問を事前にしていなくて大変失礼なんですけれども、今回のキーとなるところというのは押さえておまして、2.3を掲げているのであれば、当然、どういう世界で、どうなっているか、日本の自治体でどうなっているかというのは把握してうえで計画されているものと承知して質問しておりますので、あえてわざわざ通告をしていないという状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） そちらにつきましても、大変申し訳ございませんでしたが、私のほうでは把握をしてございません。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 保健福祉課長の答弁、とてもありがたいなと思っておりますが、これをはっきり言って、一課長の考えではないと思っているんですね。それ、計画を作った段階で、皆さん、もう少し、課長なりが、ここに進めるうえで、こういう政策をするのであれば、最低限押さえておかななくちゃいけないところだなと思っております。で、答弁に対しても準備が足りないなと思っております。

で、2.0を超えているところは、大体、15から20市町村ほどあるようでございますけれども、その傾向を見ますと、私なりの分析で大変恐縮なんですが、ほとんど南国でございます。沖縄に近いような、奄美大島だとか、ああいったところでございます。で、一番高いところが2.81でございます。その次高いところが2.31。ということはですね、2040年、あと17年後には全国3位に只見町がここに躍り出るということでございます。それが理解して書かれてあるわけなんです。人口ビジョン掲げるということは。

まずここまでで、私はあの、あまりおかしいことは自分では言ってないと思っているんで



すが、おかしいこと言ってたら反問権で是非言っていたきたいんですけども。

あと、またですね、今年、視察に行かせていただきました出雲崎町でございますね。新潟。そこが新潟県では人口が増えている町でございます。で、そこ、どういうふうになっているかと申しますと自然増でございます。社会増ではない。大変失礼しました。自然増ではなくて、子どもがたくさん生まれて増えた町ではないんです。社会増で引っ越してもらって増えている町でございます。で、それは近隣のベッドタウンとしての機能という形ではないかなというふうに私も思っております、その出雲崎町の担当の方は、私、衝撃を受けて、確信に変わって、この質問に至っているんですけども、自然増は無理ですよおっしゃってました。日本全国、世界でもできてませんと。世界で克服した国はないんです。2.0。継続的に。世界でできてない、日本でもこういう雪国の文化で、そういうところできている自治体はないと。なので、無理ですよ。できませんと。自然増は。なので社会増を目指しますというわかりやすいお話をされているんです。で、それでもなお、只見町というところは、この、先日、人口ビジョンというのは改訂されておりますので、2.3のままやるというふうにおっしゃっておりますので。

ここまでが私の主観と事実を含めたところでございます。

で、最近、ちょっと私が、言っていた、ちょっと心にとめている言葉なんですけども、目標を高く持つのは結構ですけども、政治家と詐欺師は紙一重ですよというふうに言われました。実現できれば、それは政治家として大成できるでしょうが、実現できなければ、それは詐欺師と一緒にですよというところがありますので、ちょっと重く、私のほうはこの言葉を重く受け止めておりますので。

先ほど、老子の言葉があったようにですね、聞こえが良い言葉は正しくないということです。頑張りますよと。目標ここですよと。高い目標掲げてますよと言ってもですね、それは本当、正しいんですかと。そういったところ少し受け止めていただきたいなと思っております。

で、先ほどの老子の言葉あったように、現実を現実としてあるがままに受け入れなさいというふうにおっしゃっております。これをその最近のマーケティングのところで考えますと、USJをV字回復させた方がいらっしゃいまして、その方のマーケティングの考え方の一つとしてですね、定数と変数というものがあるんです。で、世の中のほとんどの人は定数を変数だと捉えていて、変えられないものを変えようとするから物事がうまくいかないと。努力

の方法が間違っているというふうに言ってるわけです。ですので、結論を申しますと、私の話としては、私の思っているところは、人口は2,600人にしかないということです。そこは定数だということです。2040年には、そこを変えようと努力しても無理ですよと思っているんです。何故なら世界でもできていない。日本の自治体でもこういう雪深いところはできていない。それはおそらく文化だからだと思います。南国の文化と雪国の文化だから、そういうふうなところがあるのではないかなと思ってますので、そこは主観です。ですので、そのこの部分という考え方が、交流人口、観光関係に力を入れるべきではないなと思っているというところになっておりますので、私の考え方、これは私の考え方なので、町の考え方、あと私が申し上げたところの事実と違うところがあれば、訂正も併せてご発言をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

非常にあの、私が言うのも僭越ですが、勉強なされていて、なかなか、私があの、知らないことをいっぱい、ご教授いただきましてありがとうございます。

観光面の事業が多いように見えるというのは、裏を返せば、その方面の一般質問が多いからだというふうに私は思っておりますので、農業であっても、農業生産基盤、環境基盤の整備に力を注いでおりますし、農業者は勿論、関係者の方々は大変ご努力されていらっしゃいます。ですが、そういった方面の質問はあまりないように、私、思っておりますので、やはり、その事業を取り組んでないということではなくて、それをしっかりやっていますから、観光だけに偏っているというふうには私自身思っておりません。ただ、今、只見線の全線運転再開があったものですから、ちょうど注目されやすい時期にきているから、そういうご質問が多いんだなというふうには私は思っておりますので、その私の受け止め方をまず申し述べさせていただきます。

あとはあの、全ての言葉、私、本当、不勉強ですみませんが、足るを知るということは非常に大事だと私自身は思っております。それが、まず、これもまた僭越ですが、地方交付税制度は、唐突ですけども、やはり日本国憲法に則って、日本国民がどこで生活しても、ちゃんと基本的に生活できるものを用意していくんだというナショナルスタンダードの行政を目指す中で、教育や、防災や、消防とか、いろいろ項目ありますけど、そのお金、税収で足りないところは、その地方交付税で補って、一定のレベル、日本国民として一定のレベルのも

のを保障するんだという憲法の精神に則って地方交付税法が施行されています。が、今求められているのは、そのナショナルスタンダードでなくて、ローカル・オプティマムといいますか、地域に合った足るを知る政策を各地域が作りなさいという時代の、今、転換点にきてます。ですから、ナショナルスタンダードのものは、それは必要です。それは堅持していかなければなりません。さらに、ローカル、地域に、この足るを知るレベルはどこなのかということ話し合う場が、この議会の皆様と我々の場だと思っています。やっぱり、その辺の議論はとってもとっても大事だというふうに思っておりますので、あとはもう一つは、只見町の、これまた私ごとき、また不勉強ですけども、ずっと農村でずっときましたけども、やはり電源開発で大切な住宅地や農地や、本当にあの、お辛い思いをされて、いろんな歴史があって今になってます。そういった中で、土木建設業が大変隆盛しまして、そういった中で農業、林業や土木の事業がきた。それがどンドンどンドン、永久建築とか、永久の土木工法になってきて、建設業も厳しくなってきたと。あとは一時その、公共事業が悪い事でもあるかのような、そういった流れが一定の時期ありましたが、地方にとりましては、まだまだ公共事業足りないと思ってます。ですから、一極集中になるというのは、本当に今、話大きくなりますが、日本の防衛とか何だというんだったら、地方にちゃんと人が住めるような国づくりを国はするべきだと思います。どンドンどンドン、地方に人が住めないようにしておいて、東京、首都圏に集中して、そして防衛だというのは順番が違うなというふうに思ってます、やはりそのためには地方にはしっかり公共インフラ、道路や橋やトンネルや、あとは不便のところはちゃんと必要な機能がある、都市にアクセスしやすいのをつくるのが先決なんで、ですから、全国町村会の大会でも、やはり都市と地方の共生という話をしています。両方大事なんです。やはりそれを、あまり委縮して、地方のほうが発しなくなったりすると、人口の多い都市部の市長の言葉がどンドンどンドン増えてきますから、そうではないということは我々は常々、こういった場で議論をさせていただいて、それをいろんな場、大会とか、いろんな要望活動で届けなければならないというふうに思っております。

非常にあの、大切な視点のお話だと思っておりますし、そして、地方にちゃんと人が住めるように、そしてポスト建設業といいますか、建設業大事ですけど、それをやりながら、土木業を堅持しながら、町にとっては必要ですから、それを堅持しながら、さらに観光・交流で外貨を稼ぐという仕組みをつくっていかないと、町の地域の生き残りになりませんので、そういったことで考えておりますが、逆にあの、またいろいろ、不足のところあると思いま

すので、遠慮なくお話をいただければありがたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そうしますと、もう少し続けたいと思います。

今おっしゃったところ、私も大筋、そのとおりでなと思っております。

続けたいところはですね、雑の計算をさせていただきますと、2,600人、2040年の時になりますと、大体、働ける方が、生産年齢人口は1,100人ほどというご答弁ありまして、私のほうも、こうではないかなと思うところ、大体同じ数字でございます。今より大体、人口が1,100人減るところで、そうしますと、すごい雑な計算で大変恐縮ですが、今より大体550人から600人ぐらい、働ける方が減るんじゃないかなというふうな形になっております。で、550人減るといのはかなりのインパクトでございます、しかもそれがたった16年後というところでございます。産業の就業割合というところ、平成27年のデータがありましたので、そこを拝借しますと、第一次産業が15パーセント、第二次が32パーセント、第三次が53パーセントとなっております、そうしますと、じゃあ、どのぐらいの割合で減るかという、いわゆる農業の第一次産業のところは82人減ります。第二次の製造業のところは、建設業とか176人減ります。第三次は292人減るという形になっております。

先日ですね、昨年でしたでしょうか、建設業組合の皆様と一般会議をしたときにですね、資料をいただきまして、その時に年令別のところ、構成を拝見させていただきました、じゃあ16年後どうなっているかというところの試算をしますと、今現在では142人、お勤めになっているんですけども、そこからですね、大体100人ほど減ります。今の建設業にお勤めの方が16年後にはもう100人減って、大体45人ぐらいになるんです。町の規模として。じゃあ、それをどうしようかというふうになるから、すぐに人口を増やそうというふうな形になるんですけど、けど人口を増やすというのは大変、かなわない、ということだから、基本的にはDXでいうXの考え方だとか仕組みを考えましょうという流れになっているんだと思います。ですので、デジタルというのは全然関係ないという、たまたま目的の手段の一つがデジタルであって、基本的にはその、ここはほぼ変わらない事実だと捉えて、それに対しての政策をしていかなければいけないということです。結局、よくやりがちなんではないかなと、自治体が、いろんな自治体さんがやるのは、こうなったら大変だよねと、10

0人も減って、建設業の方が45人しかいないよね、どうすんのとなるから、すぐにじゃあ、人増やす努力をします。政策をします。結果、来ませんでした。というところが続いているんじゃないかなという、政策の考えとしてですね。

なので、今回、またその続きで、新会社の説明を総務委員会で8月18日、資料をいただいておりますが、その8ページで、どういうまちづくり会社、指針を出しているかというところがありまして、その結果、着地点としては、まちづくり会社のところはですね、4億から6億円の規模の会社にしていきたいと。で、従業員としましては50名から75名体制を目指しますというところの着地点を出されておられて、結局あの、総務委員会の時にもお話をしましたが、そんだけ観光に人をつけていいんですかというところの主観です。建設業が100人も減る。そこからさらに第三次産業を増やす。じゃあ、除雪はどう考えているんですかと。私は答えが見つからないからそんなに観光のほうに人手を割くべきではないんじゃないかなというふうな考えを持っております。そこがその、とても不安なところというか、八十里の観光道路と言ってますが、あそこはじゃあ、冬場どうすんだというお話は前もしましたし、除雪のほうは大事だし、日々の生活のほうが大切だなというふうに考えております。

先ほどの人口の、観光の、人口の増え方の、その文化じゃないかなと、南国の文化じゃないかなというふうなお話もしましたが、只見町、否定があれば、是非、否定していただきたいんですけど、私は外から移住した者ですので、只見町の歴史はですね、宿場町でもありませんし、観光地でもなかったというふうに私は承知しております。ですので、ここに観光の文化がないというふうに判断をしております。なので、この現状で、これから文化を、観光の文化をつくっていく余力はあるんですかというのが、僕はないと思っているのでこういう質問に至っているんですけども。

私はその、ここはちょっと哲学の話なんですけど、文化というのは僕は土だと思っているんです。ですので、文化という土がないところにいくら種を撒いても花は咲かないと思っているので、人を、お金の部分は置いておいて、観光・交流にける人を私はもう少し減らすべきではないかなというふうな想いを持って今回の質問に至っております。なので、もう少しその、身近なですね、一人暮らしの方であったりだとか、子ども達だとか、そういったところ見える形として政策を進めていくべきではないかなと思うんですが、先ほどの建設業の人数の推移だとか、そういったところの、これからのまちづくり会社、観光に対してこれだ

け人を割くというような計画書、一旦は出されていらっしやるので、そういったところに対してのご答弁をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かにあの、町の就業構造見ると、大体2,000人くらいの、一次・二次・三次。で、三次に就労している方の約半分が二次。二次の半分が一次。それでトータル2,000ちょっとというような構造だと私も理解しておりますし、概ね、そういったことだろうなと思ってます。

あと1点申し上げますが、そのまちづくり会社というのが、スタートが観光でスタートしてますから、やはりそのように思われても無理はないなと思いますが、私は究極の目標はまちづくり会社ですから、観光だけではないというふうに思ってます。ですから様々なことが、よく官民連携とか、官民協働とかってありますが、そういった時代で、いつまで、そういった関係でいつまでいけるかと、あとはその民間がいくら頑張っても難しい資本的なこと、くる。そういった時にどういった形ができるかなということあります。今、都市部でもありますが、例えば福祉公社、医療公社、農業公社、観光公社、公社っていう考え方がありまして、やはり従来ですと市役所か町村役場が第一セクターとしてやると。そして、第三セクターというのができて、そこをまあ、委託して受けてやると。新しい取り組みがやはり、公社で主体的にやっていくという考え方がいろんな場面でありますから、そういったこと含めて今後の事考えていった時の、介護とか、福祉とか、生活支援の問題とか、あとは建設業もそうです。そこに本当にトランスフォーメーション必要だというふうに思いますので、そういった時代の流れになっているんだなということは私なりにもある程度理解しております。ですから、そういったこと含めて、町全体を考えた会社ということを目的としておりますので、観光に特化した会社ではありませんが、入口が観光だということでございます。

あとは、議会の皆様と協議させていただくのは、一番、最も大切な町の総合企画であるとか、防災とか、税制とか、財政とか、様々な福祉とか、教育とか、文化も含めまして、やはり大きな、大きな枠組み、そこをやはり議会の皆様と相談させていただいて、さっき言いましたローカル・オプティマムと申しますか、只見町の地域の足るは、どこのラインが足るなんだというところを協議して決めていく、とっても大事な場だと改めて思っておりますが、ですが、それを実践していくのは、やはりまちづくり会社が、その考え方を十分理解したうえで、建設であったり、福祉であったり、観光であったり、そういったのをまちづくり会社

にやっていく時代がいずれ必要になってくるのではないかなというふうに私は今でもそう思っておりますし、入口は観光ですけど、観光に特化して、それだけの人数ということに受けとられて、それはあの、書き方がそうになってますからやむを得ないんですが、私としてはそういう想いがあります。

それから、あとはいろいろありますけど、あきらめないでいただきたいと私は思います。今、子ども達はバックキャストिंगということで、自分自身がどういうふうに成長したいか、この町どうありたいか、我々はどう生きたいか、ということに向かって勉強もするし、努力もするし、仲間を励ましたり、励まされたり、泣いたり、怒ったりしながら、我々、日々、生きてるわけですから、それを、まあ一定の、裏付けはあるということは十分わかりましたけど、だからここには、逆説で言ってらっしゃるのかもしれませんが、それは合わないとか、今まで、大体、昨日もどなただったか、縄文時代から人がいた地域だというお話ありましたけど、やはりそこは、昔は逆に言えば狩猟の文化があったわけですから、マタギがいらっしやって。ですから、それが今の時代に変わればどういう職業になってくるのか。山だって、これから今の時代に合わせれば、どういうふうに変わってくるのか。その形を変えても、その役割というのは、やはりあきらめないで続けていかなければ、次の職業とか、次の地域経済に繋がりませんので、どうか、どういった、まず、我々がどういった生き方をしたいか、どういう地域にしたいか、どういう町でいきたいかということを、忘れないでいただきたいし、やはり、特に菅家議員はお若いわけですから、やはりこれからの世代を引っ張っていく方ですから、やはりあの、いろいろ言っていただくのは非常にありがたいんですが、非常に、怒られるかもしれませんが、あきらめないで、希望を持って、光を見出して、やはりみんなを引っ張っていくくらいの気持ちで、是非是非あの、議会活動、また引き続きご指導、ご提言をいただきたいと思っております。

私の所感でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 激励の言葉をいただくと感じておりませんでしたので、とても嬉しく、ありがたく受け止めております。

ちょうどお話ししようと思ったところなんですけど、ちょうど私のほうは、そういう周期、とてもネガティブな発言が最近多いなと思っておりますし、そういう見え方をしているなというふうには自分でも感じておりましたので、とてもありがたいところでございます。

最後に町長にご答弁いただきたいなと思っていたところがですね、そうは言っても、暗い話ばかりだと辛いよねというところも勿論、把握しておりまして、私なりにですね、人が、例えば人が集まる場所というのはどういうものなんだろうなというところで考えております。人が集まらない場所は何なんだろうなというところを考えておりまして、それは例えばイベントであったり、それは移住であったりだとか、そういったところにあるなと思いついて、一つ、これ、わかりやすい言葉かなと思うところが、可能性だなと思っております。その町に可能性があるから移住をするんだなというふうに思っております。なので、要はその補助金だとか、お金がなんとかかかるとかみたいなものは、はっきり言ってどうでもいいんだなと思っております。結局、その町に魅力を感じるかどうかだなというふうに思っておりますので、なので、その魅力がどう伝わるか。外の方。例えばU・Iターンの方に向けてというメッセージというところは、結局、そこに対してその、人がどう、何故集まるかというところ、例えば会社でリクルートする時は、先ほどのUSJのマーケッターの方がおっしゃるには、本人の魅力か、その人が持っているビジョンに賛同できるかどうかだというふうにおっしゃってました。その二つで人が集まるかどうかだと、それは可能性だなと思っておりますので、そのビジョンというものが、いまいち見出せないなというところでもあります。なので、結局、その目標は3,000人ですよというところに対して、私が賛同できないというところは、外向けの人に、只見町は今、どういう方向を向かっていってますかというところが、私のレベルで理解ができてないというところなんです。じゃあ、町民の方、理解できているのか。外の方は逆に理解ができているのかもしれませんが、その伝わりがないのでちょっと難しいなというところが感じております。なので、ちょっとそういったところに、このところ、最後はご答弁いただきたいので、一旦、受け止めていただいで、ちょっと続けたいと思っております。

今回のところでですね、指数はまちづくりの指標に対する指数というところは私は人口ビジョンの2,600人のところであるんですけども、それに対してお伝えしたいところですね、公共施設のところも触っておりますが、その人口に適した公共施設の面積にしていけないと、経常支出というか、いつもかかってくるお金がたくさん増えて、こういうことをやったら楽しいなという、投資的なお金にまわらないなと思っているわけです。で、その視点でいろいろとその文書を読みますと、少し気になるところが、掻い摘んでお伝えいたします。その公共施設と総合管理計画の中で私のほうで気になったところをこれから申し上げます。



ます。

公共施設とインフラ、道路、橋梁などですね、というところの投資的経費が大体平均で年間13億円かかってますと。只見町、維持する建物関係ですね、そういったところ維持するのに、とりあえずまず13億円かかりますよという見込みが出ております。で、それに対して、じゃあ、どういうふうにやっていきたいと思いますかというところはですね、まず予防保全をしましょうねというところがございます。施設の複合化をしたり予防保全をしましょうねというふうなところが書いてあって、予防保全というところはちょっと、そこができていないのかというのは少し疑問なところがありますが、まずその考え方があります。特に大事ななというところは、申し上げますが、計画に書いてあることを私は確認で言っているだけですので、私の勝手な解釈ではないというところです。書いてあるところがですね、建物の民間への移譲、または解体などにより除去を進めると。施設保有量の縮減に掲げる目標と。施設を減らしましょうというところをお伝えをしております。ですので、建物の、具体的にパーセントが書いておりまして、建物の保有量として全体の20パーセント程度を削減することを目標としておりますと書いております。これは先ほど申し上げた計画書の47ページで書いております。昨日の町長のご答弁で、素晴らしい考え方だなと私も思ったのが、計画は意志であるというふうなお言葉を発言されておりました。こちらのところ、計画できておりまして、じゃあ、20パーセント、どういうふうに進めるのかというところが、意志があまり感じられないなというところがございます。で、さらに書いてあるところが、町民の方々に公共施設などの町の状況を認識していただくとともに、というふうな記載もがございます。それがもう計画で銘打たれているわけです。で、そうしないとですね、年間の、長寿命化を講じたほうがまだお金が少なくすむよという計画のほうで、年間の不足額がもう、待たなしで始まっておりまして、毎年、4億円不足していきますよ。これからと。20パーセント削減しないと4億円不足していきますよというふうに、私は読み込んだので、誤りがあれば訂正をしていただきたいと思います。で、そのうちですね、観光施設。具体的に削減のところが書いてあったところはですね、私の読み込んだうちでは観光施設だけでございまして、観光施設は延べ床面積比で15パーセント占めておりますと。で、同じ機能を有する施設の統合等を含めた再配置が課題と言えますと。課題が統廃合していきなさいよと、公共施設少なくしてくださいねというところがもう計画に謳ってあるところです。で、しかも具体的な施設名が書いてあります。歳時記会館と田子倉レイクビュー、田子倉展望台、物産直売所は

計画中の道の駅と機能が重複するため、道の駅と併せた更新を検討しますと書いてありまして、昨日からのご答弁も、道の駅的な機能というふうにおっしゃっておりますので、そういったところのお考えがですね、具体的な施設名が書いてあって、統合を検討していきましょうと。で、保養センターは劣化が進んでおり、他施設と機能が重複しているため、今後の更新を検討しますというふうに書いております。

昨日の答弁でこういったご答弁は見られませんし、統合をしていきましょう、統合をしていきますよという計画、検討しますと書いてあるのに、歳時記会館は来年も無料案内所として開きますので開催しますと。その、言ってらっしゃることと行動が少し乖離しているのではないかなという苦言でございます。そこに対してのご答弁を一度いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

昨日あの、私がある方から言われた、計画は予測や予想ではなくて、計画は意志ですよというふうに教えていただいたということを言いました。ということは、今までのものが全てそうだという意味ではありませんが、自分の心の中に計画が予測とか予想だと思ってた甘さがあったんではないかという意味で、やっぱり計画は意志だという想いで取り組んでいかなければいけないという想いを昨日話させていただきましたので、まったく、そのことをお伝えして、それをすぐ、今日、言っていただいて非常にありがたいなというふうに思っております。

そのうえで、先ほど地域の、少しカタカナ文字が過ぎましたが、足るを知るを、ローカル・オプティマムって言いましたが、その足るを知る話を、やはりこの議会の皆様と協議して、方向性を出していくということですから、その時の尺度になってくるのが、やはり公益性と収益性だと思います。公益性と収益性を判断する時に、どうしても意識していかないとというのは財源並びに財源確保と財源見通し、それを持ったうえで、それを天秤にかけながら、公益性と収益性を考えていくと。それが大切な議会の場の議論だというふうに私は考えておりますので、町のその計画としては先ほど具体的な名前挙げていただいたところは、そういった考え方ですけども、それは議会の皆様とその公益性、収益性、財源見通し、発展性とか含めて、協議した中で方向性を、昨日の湯ら里の話もそうですけど、そこで方向性出していないと、独善的になってしまいますので、それはただ、案は持っていないとちやいけな。案を出して、その中でご意見をいただいて、望ましい方向を出していくのが、まさに、本当

に、議会という場だというふうに私は認識しておりますので、決して矛盾することではなくて、そういった方向性で今後とも議会という場を大事にして、そこから導かれた方向性に対して私は努力していく立場だなというふうに思っておりますので、少し回りくどくなりましたが、決して計画を否定するつもりもありませんし、かといって、それを、これでなければだめだというような独善的な態度を持っているわけではありませんので、議会の場でしっかり協議させていただいて、その方向性を共に導き出していただけるようお願いしたいなどというふうに思っております。

それからあの、可能性、たまたま今、大谷翔平選手のことやっておりますが、やはり、1,000億を超えるような契約金だけが話題になって、その後、97パーセントが後払いだということで、やはりそこは情熱とか、想いとか、そういったところを優先していくんだという報道がされてますが、まさに情熱とか、そういったものが可能性、可能性があるから移住するんだというお話ありましたが、そこに繋がってくるんだらうなというふうに、ちょっと広げすぎかもしれませんが、私はそう思って聞きました。

そういった中で、学力は勿論大事ですが、今、昨日も認定こども園の話ありましたが、ですから尚更、非認知能力、冗長性や社会性、そういったのが健康な体と共に大事になってきてますから、そういったのが人材にとって、人にとって生きる力になっていくということで、そういった意味からも認定こども園を目指したいというのは、少し遠回りの話になりましたけど、そういった考えに、思っております。

すみません。時間だいぶ使ってしまいました。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） かえって逆に、こちらに宿題をいただいたなということで受け止めております。

町としては計画を出しておりますので、あとはこちら側でどのような検討をするかというのは、私の主観としては議会内で、まだそういったしっかりとした議論というのはできておりませんので、そういったところ、自由討議という制度できましたので、では公共施設のあり方はどうするべきかというところは、議員間でもう少し議論してもよいのではないかなというところで、その準備が整ったうえで当局の方とまた議論をする形もいいのではないかなというふうに思っておりますので、今後の私の考え方としても筋が見えたなというところでございます。

ちょっと、少し、最後少し、ざーっと喋らせていただくんですけども、誰のための政治をしているのかというところが、私、結構その、最近、よく、予算を見て思うんです。

実施計画に関しまして、500万円で小学生まで遊べる遊具があるというところが計画されているんですが、私はですね、遊具が欲しいという声は聞いてないんですよ。町民の方から。私の周りのところでは。私の周りで声を聞いているのは、全天候型の屋内運動施設が欲しいというふうな声を聞いているんです。それ、どういうところかという、たぶん、お母さま方が子どもをおっぱなせると。で、一人の時間だとか、お母さんとお茶の時間。それが無理なんだったら、子どもとお父さんが遊んでいて、お母さんは息を抜く、そういう場所が必要だというふうな声を聞いております。なので、まずは、じゃあ遊具というところに関しまして、その、私の主観では、まずはという言葉はですね、しっかりとした計画があって、その第一段階でまずはというんだったら、とても納得するものですが、とりあえずこれでいいでしょうという、例えば、私の捉え方が間違っているとは思いますが、例えば管理棟を改修して、その屋内運動施設を造ろうといったところが、ここは少し、運動機器が予算のところに入りましたよというような感じで見受けられまして、それは私の捉え方がおかしいんだろうと思いますが、その、人はですね、要らないものはゼロ円でも要らないんです。高いもの、欲しいものであったら、欲しいもので必要なものだったら高くても買うなというふうに思っております。それはマーケティングの考え方では、かもしれませんが、例えばそれをモンベルのことに置き換えて考えてみますと、モンベルの包括協定は町民の人が喜んでいただいているのかが謎なんです。税金を使ってモンベルとやってますけども、何がメリットが町民があるんですかと。町民の方はそれで応援してくれているのかという結論が私は出てます。で、一度、町長なりにお見せしましたが、モンベルはランドセルをほかの市と一緒に共同で作っております。そのランドセルは、素材的にはモンベルのああいうふうな、雨に強かったりだとか、そういうもので、iPadも入る。しかも価格が1万5,000円。しかも安いというところと、ある程度丈夫というところがあります。で、例えば一年間で生まれる子どもの数が30人だとして、1.5万円のランドセル買うと50万円ぐらいなんです。そうすると10年間、50万円で、遊具の500万円と比較すると、10年間はランドセルを子ども達にあげられるんです。で、毎日、町がプレゼントしてくれたランドセルを背負って、お母さんも見送る、お父さんも見送る、地域の人も見る、そのほうがですね、僕は町民の方が町が何やってるかってわかるし、応援してくれると思うんです。なので、なんで遊具なの

と思うわけです。そういったところが、なんかこう、目についてしまうなというところがあるので、ちょっと発言させていただきました。

あとですね、納期の遅れという事業の、ちょっとすみません、続けますが、事業の納期の遅れ、すごい出ているなと思うんです。その第三セクターのところの新会社のところが、遅れがあったりだとか、いろんなどころ、合意形成がうまくいってないなと感じているんです。そのつけが、僕は職員に負担がすごいかかっているなというふうに思ってます。それに、さらに波及して、いわゆる関係者だとか、役場と関わってくださっている方にも負担がいつてなというところが、これも主観で大変恐縮ですが、そういうふうを感じているので、その部分、どうにかならないかなと思って、そのいろいろ見て、ちょっと、大変、また、君は何を言ってるんだと思うでしょうが、その孫氏の兵法書に置き替えて、ちょっと考えてみたんです。そうすると、そりゃあ、負けるよねって。例えば、戦うべき相手が議会だとするのであれば、そりゃあ、勿論、負けるよねということをやってらっしゃるんです。で、孫氏の兵法書で書いてあるのは、負けない体制をつくるというところで、勝因は運とかで決まるんですが、敗因はコントロールできるというふうに書いてあるんです。短期決戦を心掛ける。これも勿論、できてないです。勝利の条件を整えるだって、いろいろあるんですけど、相手を欺くだとか、兵は軌道というところで、数学的思考を取り入れる。損益分岐点だとか、そういったところの説明がないですし、行動選択の幅を広げるということで、昨日、町長としては、じゃあ、湯ら里という会社に投資していいのか、という話がくると思うから、じゃあ、源泉どうしようかなとか、その、例えばですね、私なりにこれ、思うところは、議員の立場としたら、Aはどうですかと先に言われたら、じゃあ、Bどうなのかと言うんですよ。じゃあ、先にBはどうなんですかと言われると、いや、Aはどうなんだというような考え方があるなと思ってます。それ、自分でも思っています。なので、選択肢が少ないんですよ。説明する、説得する材料が整わないうちに協議を始めているから、こういうことになるんじゃないかなというふうに、失礼ながら勝手に思ってるわけです。で、情報に投資をしなさいと。これが一番大事で、これ、私が常日頃言ってるように、この議員は何を大事にしているかというのを理解して説明してくださいというふうなところなんです。なので、それが無いから非常に難しいなと。進まないところはそういうところなんじゃないかなと思っております。で、具体的にどういうふうな勝利が良いかというのと、戦わずして勝つと。勝者が勝ってから戦を始めるとか。華やかさも目立つことはない勝利ということで、結局、普通に何事もなく、

議案が通るだとか、そういったところの、ちゃんと、そういったところができているというところだなというふうに思っておりますので、これ、少し伝わりづらいですし、事実と違うところは、受け止め方としては違うねというふうなところはありますと思いますが、ちょっと、そういったところの、マーケティングの考え方だとか、相手を知るだとか、今、ここを勝負していいのかだとか、そういったところがですね、少し弱いのではないかなと思っております。

最後、ちょっとお伝えしたいところで、ちょっと、また、少し離れるんですけども、誰のための政治かというところなんですけど、行政マンの方はですね、私はその住んでいる集落が基本であると思っております。そこの集落との信頼が基本だと思っております、例えばですね、出張が多い課もあると思うんです。で、そっちの仕事に従事するために集落の普請とかに出られないというのは私は本末転倒だと思っております、それというのはですね、なので、一回ちょっと立ち止まってほしいなというところはあるんです。本当に今、僕たちは、こう、町民のために仕事をしているかというところを立ち止まってほしいなというところがあります。なので、その留まることを知れば危うからずというのは老子の先の言葉なので、一度、本当にこれ、良いのかと、先ほどのモンベルのランドセルと遊具の話もあるんですけども、なので私としては、今回の締めとしては、その観光客の方に、どういうおもてなしをするかを考えるよりもですね、これからどうやってこの人口で普請を続けていこうかということのほうが、私は大切だなと思っているので今回の質問に至った経緯でございます。

以上で質問終わりますので、最後、ご答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） いっぱい教えていただきまして、まずはありがとうございます。

そういった中で、たぶん、菅家議員の中には、いろんな構想とか提案が、もっともっといっぱいいっぱい詰まっているんだろうなと。たぶん、1時間では足りなくて、後半、だいぶ、早い口調でお話されましたけど、もっともっとなんか、様々な機会でお話を聞かせていただきたいなと正直思いました。

そういった中でモンベルにつきましては、モンベルの七つのミッションといいますか、があります。それは私あの、町長を志した時から、やはりこのまちづくりの考えていた方針と、まさにモンベルの方針が、まさにそうだと私は感じたものですから、就任後まもなく、大阪

本社に行って、直接、会長にお会いして、そのうえで包括連携協定を結ばせていただきましたので、私としてはその、何かをこう、表面的に、なんか目立ちたいとか、そういうこと、こうやったらうまくいくんだらうということよりも、その七つのミッションが子ども達の生きる力を育むとか、農林業の振興であるとか、地域の振興であるとか、そういう七つのミッションあります。そこを非常に共鳴したものですから、そこで協定結ばせていただいたと。そういった中で、まちづくりの中に力を貸していただきたいということで至りました。

そして、館山でもやっております、そのランドセル、それは大変良い事だと思いますし、その辺のことは今後、教育委員会とか含めまして、提案の時から時間遅くなりましたけど、そういったことは必要かなというふうに思います。

あと遊具につきましては、職員のほうから、そういう声があるというふうに私、聞いたものですから、ただ、あまり多額のものはこちら、あれですが、安全対策はしっかりしなくちゃいけません、昨日も申し上げましたが、只見駅前整備の中でお母さん方の話聞くと、屋外施設で、子どもがちょっとこう、運動といいますか、低年齢の子になるかもしれませんが、そして、ママ友という形の中でこう、休めるとか、そういった場が只見にないんで欲しいと。ですから、そういったものを盛り込みたい、駅前整備に盛り込みたいということは昨日申し上げました。たぶん、そこは一緒なのかなというふうに思います。

あとはあの、様々、ご提言いただきましたので、そこら辺は今後、今日は時間足りませんが、一つ一つまた別途の機会でお話しさせていただきます、ともに議会の皆様と協議させていただいて、方向性を導き出して、一緒に力を合わせてやっていく、町民の方勿論ですが、そういった態度でありますので、引き続きのご提言をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 質問時間60分になりました。

これで、9番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

ここで、昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始予定時間を1時15分からいたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時13分

○議長（大塚純一郎君） それでは、若干早いですが、全員お揃いですので、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 一般質問を行います。

質問事項は二つです。

一つ。難聴者への補聴器購入補助について。

質問の趣旨。身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中程度の難聴者への補聴器購入補助について、これまで一般質問で5回提案しております。全国的にも補聴器購入補助の自治体は増えてきております。軽度・中程度難聴者への補聴器購入補助を創設するよう求めます。

実際に補聴器購入補助をしている自治体では、聴力機能の低下により、ご友人やご家族等とのコミュニケーションがとりにくい高齢者を対象に、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を支援し、高齢者の健康増進、認知症予防に資することを目的に補聴器の購入費を助成しますとしています。

早期に補聴器を使用することにより高齢者の社会活動の維持、生活の質の低下を防ぐためにも補聴器購入補助制度創設を求めます。

二つ。町民と協働の町づくりの執行状況は。

町は今年度4月から、町の機構改革を実施し、中央公民館をスタートさせました。事務分掌では旧振興センターの事務分掌26項目全てにおいて継続して実施していると思っています。今年の3月会議において、高齢化による集落の維持が困難になってきていることも見受けられることから、住民との協働のまちづくりについて質問いたしました。住民との協働のまちづくりについて、中央公民館及び各公民館の4月以降の取り組みと成果を伺います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕



○町長（渡部勇夫君） 2番、山岸国夫議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、難聴者への補聴器購入補助についてであります。

山岸議員からは以前より身体障がい者手帳交付の対象とならない難聴者への支援として、補聴器購入補助制度の創設をご提案いただいております。町としましても全国の状況について調査を進めてまいりました。現在調べられる範囲で補聴器購入助成制度を実施している自治体は、全国市区町村の約1割であり、多くが高齢者を対象とした制度でありました。

令和2年度に厚生労働省が実施した、自治体と難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究においては、難聴により生活の不自由を感じている高齢者は一定数おられると推測しております。しかしながら、自治体において難聴高齢者が適切に把握されていない状況は補聴器装着により改善が見込める場合も多いが、使いこなすには調整とリハビリが必要であり、購入しても活用していない事例も多くみられ、補聴器購入後のフォローができていない自治体も多くあるなどの課題も出されています。

現在、高齢者に対する町内の聴覚検査は、介護認定調査時に調査員との会話で判断しているのみで、測定器等による検査は実施しておらず、難聴高齢者の把握の取り組みが十分だとは言えない状況であります。加齢による聴力低下は徐々に進行し、自分自身では気づきにくい面があり、適切な受診や治療につながっていないことも考えられます。生活の質の維持や介護予防に聴力低下は大きな影響があることは事実でありますので、今後は早期発見につなげるための聴力検査の実施検討や地域サロン、介護予防事業等での難聴把握の取り組みを進め、医療機関への適切な受診につなげるとともに、治療や予防、普及啓発の取り組みも行ってまいります。補聴器購入の助成については全国の動向を注視しながら引き続き研究してまいります。

次に、町民と協働のまちづくりの執行状況についてであります。

山岸議員お質しのとおり、本年4月から中高公民館がスタートし、地域福祉・地域防災・地域振興・生涯学習の四つの項目を強化することにより、地域づくりに結び付け、まちづくりを推進する体制を整えたところであります。

4月以降の取り組みと成果というお質しですが、地域福祉の観点では、保健福祉課と連携した地域福祉講座を10月に実施し、ライフプランノートの作成を通じた意思決定の取り組み支援を行っております。また地域防災の観点からは、町民生活課と連携し、6月に防犯講演会を、11月に防災・減災講演会を開催し、町民の防犯・防災意識の啓発を図った

ところであります。地域振興の観点からは、交流推進課と連携し、地域課題解決講座として賑わいづくりのための出店講座を10月から実施しているところであり、生涯学習の観点での各種講座の実施と併せて、町民の皆様への新たな学習機会の提供と意識啓発を図ることができていると考えております。

また、明和公民館ロビーに対面式のテーブルや個室ブースを設置しご利用いただくなど、利用しやすい公民館づくりにも努めているところであります。

集落支援の部分につきましては、集落運営支援交付金や地域づくり推進交付金の交付を通じて、昨年に引き続いて集落作業などの負担軽減を図るとともに、本年度から集会施設のエアコン設置についての支援策を新設したところであり、各集落の活動支援を実施しているところであります。

今後とも議会をはじめ町民からのご意見・ご提言をいただきながら、より良い公民館運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） それでは再質問させていただきます。

質問の順番に沿って再質問したいと思います。

難聴者への補聴器購入補助についてでありますけれども、この答弁も過去5回やってきた、内容に沿っての、大体、討議尽くされた中身での答弁かなというふうに感じました。で、実際に今までの質問の中では、介護認定の時の相談に難聴かどうかの質問もして把握するというのがありました。そういう点では、ここでは全体の、町民全体のその難聴者というのはつかめてないような答弁ですので、いわゆる介護保険適用の相談の時の含めて、今、町で掌握できている、いわゆる身体障がい者にあたらぬ中程度の難聴者というのはどのぐらいいるか、わかりますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、介護認定調査を実施する際にあたりまして、認定調査員のほうが会話を通じて、その調査を受ける方の耳の聴こえの程度を調査するというのを実施しております。私の手元に今ありますのは令和4年度の結果でございますけれども、介護認定調査を受けた方が177名いるうちに、やっと聴こえる、大声が聴こえる、ほとんど聴こえない。あとは判断不能という方に対しましては、75名の、令和4年度だけですけれども75名程度いらっしゃるというような状況となっております。

また、実際にあの、障がい手帳をお持ちの方につきましては、今年度、令和5年度の12月時点で聴力・聴覚の障がいをお持ちの方は13名となっております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 介護認定調査の中で約50パーセント弱、40数パーセントが難聴者いるということでありまして、実際には介護認定に至らない人でも、遺伝的な中身で早い時期から難聴になる方、様々、それは個人差ありますけれども、そういう点では私の近所で見ましても、いわゆる介護認定に至らない人でもやはり会話が不自由になっているという方も結構見受けられます。そういう点では、先ほど、冒頭で質問しました、いわゆる実施している自治体での、いわゆる聴力低下による閉じこもりを防ぐ、高齢者の社会的な社会参加、地域交流、これを支援していく。で、高齢者の健康増進や認知症予防にしていくということでもありますから、これ全体、補聴器の購入補助というのはただ単に補聴器を購入する為の補助をすればいいというんじゃなくて、町全体の、いわゆる高齢者への政策、まちづくりの私は一貫だというふうに思います。

町長に伺いますけれども、高齢化社会という中で、今、65歳以上の年齢の方、大体、47・8パーセントということになると、約50パーセント近い人達が高齢者であります。この間、若者定住や若者への支援策、議論もしてまいりましたけれども、町民の半数近く占めている人達への政策、福祉政策、私はもっと手厚くしてもいいんじゃないかと。町民の半数が高齢者ですから、その人口に占める半数の高齢者への施策、福祉政策、これをどうするかということも真剣に考えていいんじゃないかというふうに思います。

そういう点ではこの全国の動向を注視しながら、引き続き研究すると。私もこの場で過去5回、全国の実施している自治体の例もいくつか挙げました。で、その後、最近では、この福島県でも三つの自治体の実施するようになっております。

私が言いたいのは、全国のそういう例もありながら、同時に町民の置かれている現状に即して、やっぱり町はそれに必要な手立てを講じていく。このことが必要じゃないかというふうに思います。

11月に、福島県老人クラブ連合会主催で結婚50周年、50年以上経った方の表彰式行われました。そこで町長は祝辞も述べられております。その祝辞の内容も含めて、その高齢者への町としての福祉政策どうしていくのか。町長、答えていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

金婚夫婦の皆さんの表彰式の時の私の祝辞のこともお話いただきまして、そういった福祉に取り組んでいくということで、そういった観点からの内容も含まれているというふうに伺いました。

先ほど議員おっしゃられたように、やはり耳が聴こえにくくなると、どうしても会話がしにくくなって、何回も尋ねるのも憚られて、自然と会話から遠のいてしまう。そういったことが結果、社会参加であるとか、健康増進、ひいては認知症予防ということで、そういった観点から非常に不都合が出てくるので、そこに助成をして、その社会参加を促されるような、健康増進に繋がるような助成制度を設けるべきだという、かねてよりのご提案でありますので、その趣旨は十分理解できますし、受け止めておるつもりでございます。ですから、その点の議論は理解できておりますので、今後、それ、助成制度としてまで具体化するにあたって、どういうふうに、ある意味、客観的といいますか、どういうふうにそこをこう、確認していくかと。現在は介護認定時の調査員との会話で判断しているのみですということをお申し上げましたが、やはり、そこを客観的に、どういうふうにそこを判断していくか、検査等あると思いますが、判断していくか。併せまして、さらにあの、介護認定時じゃなくて、それ以前の方々も含めて、5割近くが65歳以上の町になっておりますので、そこら辺も含めてのお話ですので、大変あの、主旨、方向性については十分理解できますが、そこら辺の制度設計につきまして、今、十分、整理できていないという意味で答弁させていただいたつもりでございますので、引き続きにはなりますが、研究させていただきまして、その議員のおっしゃることを理解しておるわけでございますので、重ねてお願い申し上げますが、研究の時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） これまでも大体、同じような答弁を伺っております。制度設計という点であれば、これはやっている自治体のホームページでも十分、見れます。共通しているのは、ただ単に本人が申請すればいいというものではありません。ちゃんと耳鼻咽喉科のドクターの医師の認定書をいただいて申請するというのが各自治体の共通の中身でありますから、これらがやはりこの、実際にどういう認定の方法、申請の方法をとるかというのが、これはそう、私は何年もかけてやる中身ではないなど。問題は私はやる気だと思います。

前回のこの議論の時に、東京の一番高額補助している自治体、区を例に出しましたけれど

も、全国的には大体、2万円から3万円ぐらいの補助で、補聴器も大体5年で耐用年数過ぎますから、5年間はその間に故障しても、いわゆる再補助はしないと。5年経った以降、再補助するというような自治体もあるようです。そういう意味では、金額的にいけば、全国平均の出している、一人当たり3万円の補助やっても、100人分でも300万です。そんな大きな、何千万もの予算を組むような中身では私はないと思います。やる気になればすぐできる中身の、財政措置すればですよ。そういう中身かなというふうに思います。

やはりあの、私のその近くの人の中でも、やっぱり人の話の中に入っていけないと。通常に暮らしている人でもやっぱりそういう状況にあるわけですから、まあ、そういう点では、町内、結構いるんじゃないかなと。これは介護認定受けてない人ですよ。認定受けなくても、やはり難聴になってきて、近所付き合いのそのお茶飲み話の中でもなかなか、話が通じないというのが見受けられます。そういう点ではやはり、その難聴によって、そういう地域コミュニティがとれない状況、ここをやはり早期に解決してあげるというのも私は必要だなというふうに思います。

ここで、先ほどの答弁の中で、補聴器装着により改善が見込める場合も多いが、使いこなすには調整とリハビリ必要だと。購入しても活用してない事例もあるというふうな答弁ありましたが、しておりますけれども、これあの、前も質問いたしましたけれども、厚生労働省の、いわゆる耳鼻咽喉科の中でも補聴器に関する認定医制度というのを設けております。そういう点では、今、福島県内、そして会津地方の、その認定医の数というのはわかりますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 現在、2023年の8月10日現在の名簿でございますけれども、福島県内には54名の方いらっしゃいまして、会津管内には8名の先生方が相談医としてご活躍されているというふうに私のほうでは把握しております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） それとあの、認定補聴器技能者。これ、業界の認定制度でありますけれども、この認定補聴器技能者というのは何人いるかわかりますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 大変申し訳ありません。

認定補聴器の技師については、私のほうで情報のほう把握してございませんでした。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） この日本耳鼻咽喉科統計部外科学会。そこで補聴器相談医というのがあります。で、先ほどあの、保健福祉課長答弁のとおり、福島県54名。で、会津地方では8人ということで、会津若松で6人、喜多方一人、三島の県立病院で一人ということで、この間、私も調べていて、この数年でやはりこの認定医というのは増えています。前は一人二人でした。で、今8人になっております。認定補聴器技能者というのも福島県全体で9人です。会津地方では会津若松で一人だけ、という状況で、これは前の時はまだ、会津地方ではゼロ人でした。そういう点では、そういう医師や認定技能者も、この間、数年で増えてきているなと思います。これはあの、やはりそれだけ必要に迫られているということの反映じゃないかというふうに思います。

この補聴器相談医という中でも、補聴器を専門に、補聴器のいわゆる、まず最初は、その聴力検査して、あとは補聴器の専門ということで補聴器を付けて、それで本人に合うように調整していくというお医者さんもいらっしゃいます。ですからあの、先ほど聞いたのは、認定補聴器技能者、会津地方で一人しかいない。で、販売店もそうすると一つです。そうすると今、いろんな形で、新聞広告なんかも含めまして、補聴器の薦めといいますか、宣伝が多く出されてますけど、そういう専門技能者がなしで、やはり多くが販売されていると。そういう点では補聴器というのはそういう専門の技能者がいて、そしてそれぞれの、一人一人のその体に合った、耳に合った状況の補聴器を調整して、本人もその補聴器で慣れていくということが必要なんです。付けたから、それで全てOKというわけじゃありません。これあの、耳鼻咽喉科の先生の新聞での中身でありますけれども、そういう点ではやっぱり、専門の医者、技能者。それで本人もそれに対応して慣れていくという経験が必要だということでもありますので、ですからそういう点では、付ければそれで良いということではないということでもあります。

そういう点が、この、さっきの答弁に、いろいろと出ているかなというふうに感じております。

そういう点では、やはり私は一番その、地域のコミュニティ、それで認知症の予防もしていくと。高齢者の福祉政策だという点も含めて、（聴き取り不能）町長は早く、これは決断して、制度設計も作って、来年の予算には是非、計上できるように頑張ってくださいと思うんですが、再度、答弁お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、専門の認定の先生の、会津管内は8名、県内でも54名、あとはその取り扱われる方も、会津管内、前、ゼロだったのが一人というふうに、徐々にそういった、その必要性が高まってきて、そういった専門の方が配置されているという状況をお話いただきました。

また本当にあの、補聴器につきましては、なかなかその専門の先生のところにも行くのにも大変な地域でございますので、足の確保をされて行かれることと併せまして、やはりどうしてもあの、前もよく、新聞折り込みで補聴器、結構、数十万円もするものが販売されてまして、私も昔、福祉の担当をしておった時に、それが、娘さんでしたか、それがあの、ちょっとしまい無くされて、高価な補聴器をどこにやったんだなんだ、なんていう、その場面にも出くわしたこともありますけども、やはりそれだけせつないから、本当に不自由だから、買い求められるわけですから、その必要性といたしますか、そういったことは十分理解できておるつもりでございます。ので、そのことは引き続き研究していかなければならないと思っておりますが、今ここで、来年の予算に反映させるということは、大変恐縮ではございますが、お約束しかねますので、やはりこれは専門性の高いところでもありますので、担当課のほうで、先生はじめ関係者の方々、あと介護予防、そういったことに携わっている方々と、しっかりと制度設計について議論をし尽くしていただいて、その中から上がってきたものに対して、皆様とともに方向性を決めさせていただきたいなと思っておりますので、その辺のところは大変恐縮ではございますが、そういった検討の時間、研究の時間をいただきたいなというふうに、大変恐縮ですが、お願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） これで、今回で6回目の、これ、質問ですから、そういう点では町民にどういうやはり、町民が暮らしやすい町をつくっていくのか、そういう点で是非、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。この場でこれ以上伺っても、やりますというような答弁はなかなか聞けそうないんで、やっぱりもう、今日で6回目なんで、是非とも早急な対応をお願いして、次の質問に移ります。

町民と協働のまちづくりの執行状況について伺いました。この中身だとほぼほぼ、大体、イベント的な内容の中身かなというふうに見受けます。事務分掌の26項目ということで挙げましたが、その中でのこの事務分掌の中で地域づくりに関する事、それから地域コミュニティー集団の育成に関する事、地域事業の推進に関する事、住民の苦情相談に関する

こと、この四つの事務分掌の中身についてはどのように計画されているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 今ほどお質しがございました、行政組織規則の中でのお質しかと思います。振興センターの所掌事務というところでのお質しかというふうに思いますけれども、基本的には集落組織の運営、支援といったような部分につきましては、区の区長様はじめ区の組み、そういったところを中心とした組織のほうとの連携をもって、様々な課題解決のために一緒になって取り組んでいくといったようなところがあるかというふうに思います。

また、地域づくり事業の推進ということで、各公民館、振興センターには地域づくり委員会、また自治振興会がございますので、こういった取り組みの中でそれぞれの主体性を持った取り組みのほうの推進、また支援にあたっているところでございます。

さらには住民の苦情相談といったようなところにつきましては窓口が設けてございます。それぞれの窓口に住民の方、おいでをいただいたときにですね、様々なご相談を承ることがございます。その時の話の中である程度解決をして戻られる方も多ございますけれども、行政として支援が必要な部分につきましては担当課、保健福祉課であったりだとか、町民生活課、そういったところにお繋ぎをしてさらに支援をしていくといったようなことで取り組みをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） もう一つ、地域事業の推進に関しての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 大変申し訳ありませんでした。

地域事業の推進というところにつきましても、やはり集落づくり事業と同等に、集落づくりの委員会、また自治振興会と協働した事業を展開しているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 一般的な中身の質問になっちゃってましたけど、じゃあ具体的に、先日、議会報告会行われて、その中での町民からの要望ということで、冬場になるとごみを出すのが大変だと。で、坂道を下る地域だと、滑りやすくて、冬だと余計、年配の方は玄関出



たとたんに転んで、骨折して、そのまま病院に行かざるを得ないというのも過去には見受けられました。そういう点では非常に危険な状況におかれながらも、そういう生活しなくちゃいけないという点での、そういう人達へのこの補助というか、支援体制。それから、冬場の除雪支援、町での除雪支援制度ありますけれども、それは軒下です。で、特にあの、玄関先、これは日々、雪が降れば発生するわけで、そういう点でのこの、これは前から課題になっておりましたけれども、そういう点での高齢者への出入口の除雪の補助など含めて、こういうところ、どうしていくのかという点の、これは要望というより今まで感じているところであります。除雪の問題は。で、ごみ出しの問題は、これは議会報告会での町民からの要望であります。そういう点についてはどのようにしていくのかお尋ねいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 冬場のごみ出しの支援というお話だったんですけども、冬場に限らず、前回の9月会議の際にもご説明をいたしましたけれども、保健福祉課のほうで今年度から、訪問型サービスB事業というのを始めまして、一部のごみ出しのお手伝いであるとか、そういったものを地域で支え合いながら生活をしていきたいと思いますという事業を展開しております。しかしながら、この事業については誰でも使えるというものではなくて、やはりあの、包括支援センターのほうで必要だと認められる方が主に対象にはなるんですけども、そういった事業があるということについては、保健福祉課のほうでも今後周知してまいりたいと思いますし、またこのサービスB事業については、行政がやるというよりも、住民のボランティアの方が主体になって実施していただく事業ですので、こういったことに協力をしていただける方々を町としても育成、そして、していきたいなというふうに考えております。

また、除雪の、玄関先の除雪につきましても、このサービスB事業で対応は可能です。まあ、やっていただける方がいらっしゃれば、ということなんですけれども、そういった面についても周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 今ほど保健福祉課長から、訪問サービスB事業というふうなお話がありました。この訪問サービス、訪問型サービスB事業につきましては、やはり今お話があったとおり、地域の中でボランティア的に実施をしていくというところになりますので、こういったところにつきましては中央公民館といたしましても、保健福祉課と協働しな

がら対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 確かにあの、9月会議で、この訪問のB型。で、最近、このチラシも配布されているのを見ました。で、これ、ボランティアの今、加盟されている方、何名ぐらいになっているのか。そして、この支援を申し込んでいる方、いるのか・いないのか。いれば、大体どのぐらいの方が申し込んでおられるのか。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） こちらにつきましては、町の事業としては参加して、参加というか、事業を実施していただける団体に補助を出すというような形になっておりまして、現在、こちらの取り組みをしている団体は1団体でございます。申し訳ありません。その団体の加盟、加入者の人数については、ちょっと具体的な数字把握していませんけれども、サービスを利用している方については、この前、お話を聞いたところ町内で6名の方にご利用いただいているというお話でした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） わかりました。

で、その、これ、あれですか。高齢者の玄関前の除雪というのは、やはりこの訪問型B型での進めるという中身になるのでしょうか。そういう方向でいくのであれば、どのような今、検討状況なのかも教えていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） この事業につきましては、取り組む団体がどういったサービスを提供できるかということになるかと思えます。町のほうで、こういう事業をやってほしいというのではなくて、そのボランティアの団体ができることに取り組むという流れになっておりまして、今登録いただいている、実施していただいている団体においては基本的にはごみ出し、あとは灯油の入れ方というか、灯油の交換、そういったことに従事をしてもらっておりまして、現在、玄関先の除雪をするというお話にはなってございません。ただ、玄関先の除雪だけ取り組むということも可能ですので、保健福祉課としては、そういった事業に取り組んでいただける方、もしくは団体の方、いらっしゃれば相談をして進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 私、行政の横の連絡も大事だと思うんですが、たぶん、保健福祉課のほうでは民生委員からの様々な情報も得られると思います。で、公民館でいけば、地域での密着性、それで地域のそれぞれ町民が、どういう状況にあるのかということも掌握できていけると思います。そういう点でのこの中央公民館としての役割と、それからそれぞれの公民館の役割、今のその、町民が困っていることでのこの対応、中央公民館としてはどのように対応していくのか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） そういった町民の皆様のお困り事、こういったところに関しましては様々なチャンネルがあるというふうに承知をしております。いわゆる家族の方からお話をいただくといったこともございます。区長様を通じてのお話をいただくということもございます。様々なチャンネルの中から情報が集まってきたり、また、そのご家族の中で解決ができる部分もございますし、区の中で解決ができる部分もございますので、そういった中では、そういったまずは、自助・共助という部分の中で解決できるものは解決をしていただきながらも、その誘導も必要だと思いますし、また、それに対して、公的な、いわゆる保健福祉課の先ほどのB事業、こういったものもご紹介、また、こういったものの育成といったものが需要だということになれば、そういったところにご案内をし、対応をしていくといったようなところも併せて、各地区公民館のほうが一番の窓口になるかと思っておりますけれども、そういったところ、また全体調整としての中央公民館の役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 先ほどの振興センターの所掌事務の中での、いわゆる、これ、地域コミュニティ集団の育成に関することになるかどうか。今、只見町で単位の老人クラブ連合会19です。区は27かな。あると思うんですが、一つの区の中でも黒谷は三つ、老人クラブありますから、そうすると、10以上の区で老人クラブがないと。で、大体がこう、役員になって運営していくのがなかなか大変ということで、そういう点でのこのクラブがなくなってきているのかなというふうな感じもしますけれども、その辺の町としてのこの、それぞれコミュニティの場でもありますから、それぞれ小さい区だとサロン事業も行われておりますけれども、その老人クラブの再興という点ではどんな対応をしようとしているのか伺い

たいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） いわゆる地域コミュニティの育成といったような観点でのお尋ねでございます。単位老人クラブの方々に限らずですね、やはりこのコロナ禍が一番の引き金になっているかと思えますけれども、様々な場面でコミュニティの減少、衰退といったようなものが現在見られるというふうに承知をしております。こういった部分について、やっとなら5類となり、外に出られる状況が出てまいりまして、町長答弁の中でも書かせていただきました様々な講演会にも出席していただけるような状況がやっとなら出てきたところでございます。そういった状況も踏まえまして、各コミュニティの再興、育成というのは議員からのお質しのとおり非常に大事なことであろうというふうに考えておりますので、そういったそれぞれのコミュニティ集団のまとめ役というか、そういった方々ともいろいろ意見交換をさせていただきながら、どういう方法があるのか、そういったところについてできることから進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） ちょっと議題からずれるかもわからないんですが、私も数年前に、お年寄りの、いわゆる入湯券、発行して、町民の健康管理をしてはどうかという提案をしたことがあります。その中でやはり老人クラブを介して、その事業の中での無料の入浴をしていただくということであって、それはまだ、ずっと継続した事業になっておりますけれども、決算で見ると、やはりコロナ禍もあった、コロナのせいかもしれませんが、非常に少ない利用状況になっています。そういう点ではやっぱりそういう一つ一つの事業、もっとやっぱり発展させていく、そのためのやっぱり対応も必要かなという点で今の質問もいたしました。

これ、今の答弁が完結型じゃなくて、これからのそれぞれのやはり、所掌事務の項目について、是非ともやはり、まちづくりの点で推進図っていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 答弁。

○2番（山岸国夫君） はいいです。

○議長（大塚純一郎君） いいですか。

これでよろしいんですか。

○2番（山岸国夫君） はい。終わります。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで、2番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。  
続いて、5番、中野大徳君の一般質問を許可します。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項。今後の第三セクターについてでございます。

本年度当初、株式会社季の郷湯ら里と会津ただみ振興公社との合併案を示され、その後、本年6月までに合併を実現し、以前存在していた観光まちづくり協会などの業務を継承、また社長を民間登用し、観光事業、いわゆる観光まちづくり会社、仮称であります。発足させたいとの計画でありました。その後、方針は何も示されない状況であります。

一つとしまして、第三セクターに対する町長の考え方について。二つ目、今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 5番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

今後の第三セクターについてのご質問でございますが、第三セクターに対する町長の考え方と今後の方針について併せてお答えいたします。

中野議員のお質しにもございますとおり、第三セクターである株式会社季の郷湯ら里と株式会社会津ただみ振興公社の経営統合を図るとともに、従来の観光まちづくり協会の機能を加えた新会社の設立を引き続き目指してまいります。

特に第三セクター2社につきましては、コロナ禍による経営状況の悪化が進んでいたことから、経営検討委員会でも早急な対応が必要と報告を受けていたところでありました。

しかしながら、目指しておりました統合による新会社の設立につきましては今後の展開に不安の声があることも承知しておりますので、このような声を意見として受け止めさせていただき、まずは現会津只見振興公社の従来の観光まちづくり協会のインフォメーションセンター運営という役割に、さらに観光業務機能を強化した組織の展開を図っていきたいと考えております。

今後も議員各位のご意見やご提言をいただきながら推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 答弁内容、読めば読むほど、ちょっとわからない点がございますので、これ、ちょっと区切りをつけて質問させていただきます。

本年3月の説明をいただいた時、本年6月、たぶん、株式会社季の郷湯ら里の株主総会に合わせて、第三セクターである季の郷湯ら里、こういった公益性、収益性部門を兼ね備えた施設と、ただみ振興公社、第三セクターではありますが、スキー場、旅行村、河井記念館、インフォメーションセンター等を考えますと、公社性の強い、いわゆる第一セクターに近い会社であるなど私は認識しておりました。それを、合併案を、その短い期間、4・5・6の間に合併させて一つの会社にしたいという説明でございましたが、私はその説明を聞いた時に、これはちょっと、これだけ業務内容に差異がある振興公社と季の郷湯ら里が一緒になるのは、そもそも、相当の無理といたしますか、があるのではないかなど、非常に危惧しておりました。さらに、経営統合をしなければならない明確な理由も今考えると説明不足であったような気がしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

第三セクターの経営、運営状況につきましては、先の議会の特別委員会の中でも、あのような報告書としていただいておりますので、まずそれを尊重しなければならないというふうに私は思っております。したがって、そういった特別委員会の報告書を尊重する。それを受けて、専門家による、弁護士や公認会計士、中小企業診断士等の専門家集団による委員会を立ち上げまして、財務諸表や関係帳簿見ていただきまして、実際、現地に足を運んでいただいて経営診断していただいた結論が、統合が望ましいという結論をいただきました。ですから、あのままやっていたら良いと、今のままやっていたら良いということであれば、たぶん、またあの、補助金とか、操出金とか、指定管理料の大幅な増額ということで、そうやってやることもできるかもしれませんが、ですが、その時に、全部税金ですから、それが議会の皆様のご理解をいただけるのかどうか、その辺のことを一番心配しております。私は様々な、昨日の一般質問、本日の一般質問、様々な議案審議通じて、本当に優先順位はと聞かれても、どれが一番かと悩むくらい、本当に、1から、目的別に、ずっと2・3・4とありますが、全て一番にしたいような、本当に優柔不断と言われるかもしれませんが、それだけ重い課題がのしかかっておりますので、やはり、第三セクターだけ特別扱いで、いや、それは

赤字出た分はどんどんどんどん、予算付けるから、それ、今のままで良いんだということには、私は皆さん、ご判断なされないだろうなと思いますし、私はあの、町長としてそういったあり方は好ましくないというふうに思っておりましたので、やはり経営改善、併せて会社の統合というところで目標をまず申し上げました。ですが、その後、目標が予定どおりに進んでいないわけでありまして、その辺の途中経過、説明が足りないというご指摘は、まさにそれは私の責任でありますので、それはしっかりと受け止めさせていただきますが、いずれ方向性といたしましては今ほど申し上げました経過を踏まえまして、それを進めていく。ただ、いたずらに進めて、いきたい、いきたいでは、できるわけありませんから、それを、いただいたご意見をいただきながら、具体的に一つ一つ、ちょっと手順を変えたり、スキームを変えたりしながら、その方向を目指していきたいという意味でございすので、どうかあの、特別委員会の報告並びに今の経営状況をいろいろ鑑みていただきまして、そういった必要性に迫られているということは事情をご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 当初、そういう事情でありましたし、特別委員会の報告も受けて、そういったふうに、まあ、説明なされたことも記憶しております。ただ、その間、何の説明もなく6月になりました。ところが、合併は実現せず、せず、その後、今度、まちづくり会社を設立したいという説明がありました。で、その会社に、第三セクター2社を吸収して、そして、新しく、仮称ではありましたがまちづくり会社を立ち上げたいんだという説明をいただきました。その会社の立ち上げについては6,000万から7,000万ぐらい必要だという説明もいただきました。で、これは、たぶん、突然のこととは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、たぶん、第5次振興計画だか、にも、たぶん、2・3行書いてあったような気がしますので、それは突然という言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、あの場面ではやはり突然の、のように、やっぱり聞こえました。町長の考えていらっしやったまちづくり会社がこれなんだなと思っておりましたが、その後、一回の委員会の説明、たぶん、両委員会に説明なされたと思いますが、その後、まるで棚上げ状態になったような状況でありましたし、たぶん、あの時、町長は、対案をお示ししたいと最後に、そのようなお言葉をお使いになったかと思いますが、その後、何も示されないまま現在に至っておりますので、今日の質問をしております。なので、この答弁書を読ませていただきますと、新会社の設立は引き続き目指してまいります。これはわかります。これは、先ほどの計画と意思

のお話でないですが、こういう強いお気持ちがあるんだなど。でも、これ、3行抜きまして、その下にいきますと、目指しておりましたが、という言葉に変わりました、今後の展開に不安の声があることも承知しております。となっておりました、会社設立の話はここで消えて、とりあえず急いでやらなければならないのは、従来の観光まちづくり協会の運営のインフォメーションセンター運営という役割に、さらに観光業務機能を強化した組織の展開という答弁でございます。これは、その会社を立ち上げて組織の展開を図るという意味なのか、会社は目指しているけども、とりあえず、とりあえず組織の、強化した組織の展開、この意味がですね、振興公社の中でやられるのか。新会社でやられるのか。はたまた直営的な、振興公社にですね、これをお任せになるのか。昨日までのいろんな答弁をお聞きしておりますと、有能な人材を確保し、組織の強化、それから同じような質問の中では、年明けの初め頃、指針をお示しになる。それから組織については来年の5月から6月頃という答弁を町長はなさいましたけども、この新会社を目指しておられるのはわかりますが、これがもし新会社となりますれば、もっと時間のない中で新会社を立ち上げることなのか。とりあえず、実施計画にも載っております、今度、新しい道の駅的施設も予算化されるみたいであります、そういったところを、例えばその町長の目指される新会社に任せられるのか。任せられるのか。直邸的にやられるのか。それとも、振興公社の組織を強化した形でやられるのか。その辺の考えを教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、なかなか、私の説明がわかりにくくて申し訳ございません。

今おっしゃっていただいた第七次の只見町の振興計画にも、まちづくり会社ということは書かれてますので、そこを目指していくということは振興計画に沿った目標ですから、そこは目指していきます。そのうえで、湯ら里と振興公社の統合を言うておりました。そうしたいと、そうさせてください。ですが、いろんな話は思ったり、議会の両委員会にも私、出席の許可をいただいて説明させていただきました。そういった中でいろいろ、懸念の声があったのは、そうは言っても、今の体制の中でまだ努力できるところはないのかという話が、特に湯ら里についてはあったかなというふうに思います。振興公社については、観光まちづくり協会の機能をそもそも入れたって言ったんじゃないのかと、そういった話がありました。ですが、入れたのはインフォメーションセンター機能、要は観光案内のところは入れたつも



りです。が、実際、お客様に聞いてみると、なんか窓口、窓口といいますか、お土産を会計しているところで観光案内してくださいって、声かけにくかったですなんて直接言われたこともあります。ですから、商品販売をしながら、接客しながら、観光案内するというのは、いろいろご迷惑をおかけしているところだなというふうには思っています。併せまして、いわゆる着地型の旅行商品、それが提供できておりません。ここが大きく違うところでして、従来の一般社団法人観光まちづくり協会の際は着地型の旅行商品をつくって、販売して、そういったサイクルがありました。そして観光まちづくり協会のその後は、そういった有資格者がいない観光まちづくり協会になってしましまして、結果、残念なような結果になりましたが、改めてやはり、有資格者の人を確保並びに養成して、着地型の旅行商品をちゃんと提供できると、それをアテンドできるような観光の魅力のご質問もいただいておりますが、そういったので周遊していただくとか、泊まっていただくとか、買い物していただくということをやっぱり、他のエージェント頼みでなくて、まず、私達、地域の人達ができるような有資格者をつくっていきたくと。それをまずもって、振興公社に、そこに加えていくといった意味の会社の強化が必要だという意味で、ここで申し上げさせていただいたつもりでございます。加えまして、聞く声が、観光っていう名前がなくなってしまって、非常に寂しいといひますか、そういったことで良いのかという声もいただいております。そういったこと含めまして、この振興公社につきましては、今あるインフォメーションセンターに加えて、その従来、従来っていても、一番充実しておった頃の従来の観光協会の機能をそこに加えた組織展開を図っていきたくと。その、もう少し具体的なことは昨日申し上げましたが、年が改まってから、その辺の方向性を話しさせていただきたいということを申し上げたつもりでございます。

湯ら里につきましても、昨日もいろいろご意見ありましたが、賛否はいろいろあることは承知してありますが、料理であるとか、あとはその、様々な、今まで当然、悪気はなかったかもしれませんが、どうしてもこう、経営という面が、私から言うのも非常に心苦しいんですが、経営面での行動だったのかなって、ちょっと心配なところがありまして、そういったのも徐々に改めてきておりますので、やはり経営感覚を持った湯ら里に変わって、そういったことを充実させていくことによって初めてそこに改修とか、例えば温泉とか、様々なものを投資してもいいんだって思ってもらえる湯ら里にしていかないと、今のそのままの状態、増築させてください、温泉掘らせてください、何々させてくださいって。いや、お金は仮に出して

も良いけど、その後、本当に大丈夫なのかっていうふうに思われてしまいますから、私はそこから入りたかったという意味でございまして、ですからあの、今、いっぱい喋るとかえって、議員、おわかりにくくなるかもしれませんが、こちら辺でやめますが、そういったことで年が改まりましたら、一つはその観光分野に関する方向性は、もう少しくっきりしたものをお話できるようになると思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ということは、今日は答えられないけども、あと1ヵ月待ってくれというお話かと思いますが、具体的な案を今練っていらっしゃると、みんなの前で1月にはそういうお話をしたいと、簡単に言えばそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） この後段の部分については、そのようなこととございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 一つ答えられなかったのでお聞きしますが、ということは、今の、その振興公社に加え、そういった観光案内する人とかを送り込んで、送り込んで振興公社のそういう機能を強化したいというお話だったと思いますが。

そして、会社、まちづくり会社。これについては今どのような、目指したいということはおわかりませんが、今の時点では目指すにとどめるということによろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私はあの、最終的に、最終目標は、先ほど9番議員のご質問にお答えさせていただきましたけど、様々な事柄が持続的に、人口減少の中で、公共施設の面積の話もありました。そういったこと含めて、やはりトータルで俯瞰的に考えて取り組んでいかなければならないと思っております。そういった中で、含めたまちづくり会社というのは必ず必要になってくるというふうに思っています。ただ、その入り方として、まず観光の関係から入っていこうということで、この湯ら里と振興公社の統合の話をさせていただきました。ですが、それについても様々、不安の声とか、ご提言いただきましたので、それを受け止めさせていただきます。振興公社につきましては先ほど申し上げたとおり。また、湯ら里についても別途の形でその辺の改善を進めていって、そして、当初スケジュールとは違いますが、一挙に統合ではなくて、そういった振興公社の底上げであったり、湯ら里の底上げ、その先にその統合が見えてくるというふうに私は思っておりますので、そのように見守って

いただきまして、また引き続き様々なご心配の声やご意見をいただければありがたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 私も、それから町民も、みんな心配するので、心配しておる案件でございます。なので、やはり今、町長はどのように考えていらっしゃるのか。それから統合するんだという噂が町中に広がりました。広がりました。それがまあ、はたしてどうなのかという声も聞いております。この統合によって、この統合、町長のおっしゃる第三セクター同士の統合によってですね、はたして、どうかという意見を町長はお聞きして、とりあえず**自助**努力をしている、現在は状況だということだと思います。ただ、**自助**努力なさっていることはよくわかります。わかりますが、これがなかなか、収益性の低い、低いというか、なかなか儲からないような施設状況にありまして、さらに、経年劣化等の不具合も、総務委員会あたりで調査してきて、大変苦勞なさっている状況もわかりますけども、そういった中で、そういった中で、これはやってみないとわからないとおっしゃるかもしれませんが、ある程度、どのぐらいの目途で**自助**努力を見ていらっしゃるのか。私は緊急性があるということで、この統合の説明を受けたと思っております。あの頃は、あの当時、もう、いずれ、言葉は悪いですけども、資金ショートしてしまうようなお話も聞きました。しかし、いろんな案出されましたが、いずれ、いずれ新会社の設立を目指す方向性は、これは方向性は、変わらないと思うんですよ。今の答弁のとおりだと思いますが、この**自助**努力によって、どれだけ逆に回復できるのか。それだけ町民が認める施設になれるのか。逆に、今度、そっちのほうがか心配になるような状況でございますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ちょうど、今朝の新聞で、北塩原村さんが、昨日の全員協議会ですか、村長がラビスパの休業、やめるのかな、廃止かな、そういった意思表示をされたということが新聞記事に大きく載っておりました。ですから、そういったこと含めて、それが全員協議会ですから、それ、どうなるか、私はまあ、よそのことなんで、あんまり、情報として皆さんご存じですが、改めて申し上げました。やはりその方向性は、この場で、議会という場で、いろんな議案という形になるか、予算という形になるかは別としまして、その中でやっぱり方向性を決めなければならないというふうに思っておりますので、先ほど9番議員の中で、私、偉そうに、ロ

一カル・オプティマムなんて言って、後で昼休みに、意味間違っただけでなかったよなと思って、一生懸命ググりましたが、間違っただけでなかったなと今思ってますけど、やはりその最適解といえますか、足るを知るといいますか、只見町にとって必要なものはちゃんと堅持していく。そこまでお金かけてやる必要がないものはやめるとか、縮小するとか、そういう判断を最終的に協議していただいて決定するのが議会という場だというふうに私は重く受け止めておりますので、ですから、ただ、何も無い中で、提案者ですから、案が無い中で、さあ、どうしましょうという立場ではありませんので、私としてはこうしたほうが良いと思います、したいです、思ってますということを書いて、それで良いだろうとか、だめだとか、あとはここをこう直せばいいだろうかという意見をもらって、それを尊重して、みんなで方向性を出して、力を合わせて取り組んでいくということが大事だと思いますから、自分が言ったからといって、後で、これは格好悪いから引っ込められないと、どんな意見をもらっても、いや、俺は引っ込めないということで、その先に何かあるかということになれば、決して良い方向性は私は見出せないというふうに就任当初から、議会基本条例のことで善政を競う立場ですよということ常々言っておきまして、ですから、それをやはりあの、良い言葉、きれいな言葉だと、また心配の声もありましたけど、私はそこは、本当に只見町という人口もまもなく3,700人、残念ながら切ると思いますが、そういった中で顔の見える関係で、こういった場がありますから、私としてはあまりテクニックに走らないで、私は率直に喋って、率直に意見をもらって、ああ、町長、格好悪いなど、この前とまた別の事言っていると、けども、それは単なる気分が変わったんじゃないかと、そういう意見をもらったから、そういうふうに変えたんだと、私は町長の姿勢として格好悪くても、やはり率直に話し合っただけで、町にとって一番良い方向性はどこかなってということを見出させていたいただきたいというふうに思っておりますので、方向性はそのとおりでありますし、そういった姿勢で臨んでおりますので、引き続きご指導いただきたいと思っております。また、足りないところをご質問いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 先ほどの菅家議員の質問ではありませんが、計画は意志であるというふうな、町長は感銘を受けられたというお話をいただきました。だから、要するに、計画なさっているものを、ね、まあ、いろんな、これは状況あります。駅前広場もそうでした。駅舎もそうでした。相手あるものだから事情も変わると、この前の一般質問ではそう答弁なさ

いました。でも、やはり、ちょっと、こう、ちょっと言葉は悪いですけども、町民から見ると、ちょっと、あまりにもこう、変わりすぎるように見えてるんでないかなど。要するに、駅舎の問題もそうでした。それはJRさんの相手もありますからそうでした。それから、それ以前は、やはり道の駅の問題もありました。そして、道の駅的施設も今度また出てきました。これは、たいした相手のあることでなくて、町長が、町長の意志によって、計画によって、これは進むものだと思いますし、駅舎、複合駅舎は断念なさいましたけども、今度、昨日の質問の中では、そこを、様々な、町長は意見をお聞きになったと、お聞きになって、例えばママ友のたまり場がいいんじゃないかとか、それからコンビニがいいんじゃないか、様々な意見はお聞きになったけども、結局はアウトドア的な施設に町長はしたいとおっしゃいました。具体的にアウトドア的な施設、具体的にですよ、昨日聞いていてわからなかったんですが、どのようなイメージを持てばよろしいのかなど。モンベルショップなのか、はっきり言えば、何なのか、アウトドア的な施設っておっしゃいましたので、ちょっとそこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

そういうふうには、変わってきて、いるというところで、そういうふうには思う人がいるという声は私は今受け止めさせていただきます。ただ、当然ですが、私の頭の中では繋がってますが、それはあの、説明が足りないし、説明してもなかなか難しいのかもしれませんが、説明足りないところがあるのかなということは反省はしております。ですから、駅舎につきましては、そのホームと駅舎が遠いということで、雨とか雪で雨具等がない場合のことを常々、聞いておりましたので、そこをなるべく短い距離で繋がりたいということで、どうせ造るんだったら複合的なのということで、用地の話もしましたが、十分な用地が確保できないと、大体200平米程度、100か、200か、いずれその程度の用地しか譲ってもらえないということがわかりましたので、その中でできることをやっていくというふうに変えたということでありまして、まあ、それが、方向が変わったというふうには受け取られるか、一部変更だと受け取ってもらえるか、それは個人差あると思います。ですが、相手のあることでありますので、そこは私としてはできればご理解いただきたいなと思います。

そして、駅前につきましても、道の駅、本当に何十年も、只見町、まだ道の駅ないのかと。一番後で造って、また、同じようなものを造って、だったらもっと早くできたんじゃないか

ということになるわけですし、今、只見は只見線で非常に今盛り上げていただいております。皆さんのお力で。ですから、それとあとは289号線の八十里とか、そういったタイミングを逃すことなく、地域経済に貢献するような施設を駅前に整備していきたいというふうに、それは就任当時から、賑わい創出は必要だということ言ってます。ので、その施設は必要です。それについても、だったら早くできたんじゃないかなというふうに言われますけども、これについてもやっぱり、相手のあることの業種も考えておりますので、その辺、自分達だけで、議会の皆さんの予算議決をいただいて、ただ建てればいいわけではなくて、どうやって運営していくか、誰が運営していくかと、そういった体制を整えないといけないなと思っております。やはり、主体となるのが第三セクターであれば、第三セクターが任せて大丈夫だと思ってもらえるような組織に、従来の組織に、増してやっていかなければならないというふうに考えております。

あとは、具体的なことはまあ、想像はそんなに違わないと思いますが、今の段階で確定したものでありませんので、私のこういった場で特定の企業名を言うことは慎重にさせていただきたいと思いますが、そういったこと含めまして、やはり造って良かったと、こういった機能が欲しかったということ、特に商工会、今年、各部会で意見交換させていただいておりますし、さらに青年部の皆さんとは会を重ねてまたやりましょうという話になってますので、そういったところであったり、様々な場を通じて、皆様のご意見も勿論ですが、伺いながら、やはり望ましい、造って良かったという施設づくりに、皆さんをお力をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） この場で、言えないこともある事情も、なんとなくわかりますので、正確に年明けという予定で考えていてよろしいでしょうか。昨日の答弁では年明けに方向性を示すということをお小沼議員の質問ではおっしゃいました。そして、それが全員協議会なのか何かわかりませんが、年明けにお示ししたいと。組織については、5月か6月頃にお示しすると、そう答弁なさいました。ちょうど一年が経つ時期でございますので、緊急性、そういったものも考えますと、この半年間といいますかは、私は観光事業においては宙に浮いたような形であったなというふうに思っております。振興公社の問題も出されました。昨日の写真付きのを社長にお見せして、知らなかったという答弁もいただきました。それはやはり、第三セクター受けてる会社がしっかりしていれば、あんな状況には俺はなっていないんじゃない

いかなど。自分がしっかり受けた、旅行村の件でございます。実は私も連れていかれました。町長にもお話はあったと思います。本人がそうおっしゃってましたので。ですから、そういったしっかりした組織、体制づくりをしていかないと、いかないと、ただ第三セクターの施設を任されているような感覚でおられては、私はこの只見町が観光事業にこれから力を入れていこうという、その町長の信念といいますか、それもなかなか目に見えてくるものにはなっていないんじゃないかなというふうな危惧をしております。

町長、そこに、第三セクター、湯ら里の社長、隣は振興公社の社長でございます。その下には株主、町民がいるわけですから、しっかりとその、皆さんが理解できる、そして、皆さんでこう、考えて、考えたような組織になってもらいたいなど。町民から、ああ、変わったなというようところが、なかなか見えてこない状況にありますので、しっかりとその辺をお願いして、最後の答弁としますが、これ以上お聞きしても答えられない部分もあるとおっしゃいましたので、やめますけども、年明けにはしっかりした考え、方針、組織づくりをお願いして質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） 答弁はいらないの。

○5番（中野大徳君） 答弁いります。

○議長（大塚純一郎君） いります。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

誠にあの、貴重なご意見とご提言、苦言含めまして、誠にありがとうございます。

やはりあの、正すべきことはしっかり正していかなければならないと思いますので、我々が至らないところは、やはりそれはしっかりと反省して、信頼を回復できるような努力を引き続き続けていかなければならないというふうに思っております。

またあの、最近、商工会の青年部の会に行っても、農業者も会員になって入っております。やはり従来から六次化とか言っておりますが、観光とか、商業でどうしても切り取られがちですが、農業も入っております。やはり全産業にわたって入って、製造、建設の方も、いろんな請負をされている方も入っておりますので、やはり商工会という商工事業者が中心ではありますが、やはり只見町の全産業を担っていらっしゃる大切な組織で、そこの関係、私、特に思いますが、常々、どうしても利子補給であるとか、プレミアム商品券との関係がどうしても太かったわけですが、やはり全産業にわたる担い手とか、これから地域の産業を

どうやって持続的にやっていくかということ、やはり町と商工会はもっと太いパイプでこれから取り組んでいかなければならないというふうに私は思っておりますので、どうしてもあの、観光、商業という特定の業種のように、今までですと思われても致し方ないんですが、やはり農業とか全産業にわたって大切だと思っておりますので、それを少しでも役に立てるような第三セクターであったり、会社であったり、信頼を勝ち得るような組織にしていかなければならないと思いますので、そこら辺はいろいろいただいたご意見はしっかりと受け止めさせていただいて、副町長も同様でございますが、そういった中で取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きのご指導とお力添えをいただきたいなと思っております。

誠にご意見ありがとうございます。

○5番（中野大徳君） 質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

ここで、暫時、休議いたします。

再開予定時間を3時15分といたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時12分

○議長（大塚純一郎君） それでは、若干、早いですが、全員お揃いですので、休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

3番、齋藤邦夫君。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番（齋藤邦夫君） それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項。朝日診療所の診療体制について。

質問の趣旨。渡部町長就任から早三年が経過しようとしております。町長は就任にあたり所信表明で、県境の国道289号八十里越開通など、本町の環境変化を背景に只見町の将来



に向かって行動するまちづくりと五つの政策目標を掲げられました。その一つに誰もが安心して暮らせるまちづくりとして喫緊の課題である朝日診療所の診療体制の立て直しと訪問看護と訪問介護の連携強化・充実を図ることを表明されております。

については、下記事項について、その具体的取り組みの状況と課題、さらには今後の見通しについて問うものであります。

一つとして、朝日診療所の診療体制の立て直しについて。二つ目には、本町の訪問看護と訪問介護の連携について。三つ目には、町行政及び関係機関団体との協働について。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、齋藤邦夫議員のご質問にお答えいたします。

朝日診療所の診療体制についてでございますが、項目ごとにお答えいたします。

はじめに、朝日診療所の診療体制の立て直しについてであります。

齋藤議員もご承知のとおり、医療機関を取り巻く環境が変化し、医療施設の運営は以前より厳しくなっている状況でございます。地方の医療機関ではより顕著であり、朝日診療所においても同様であります。厳しくなっている主な要因に、働き方改革関連法の施行があります。働き方改革は様々な業種で適用されてきておりますが、診療に従事する医師については、医師法に基づく応召義務の特殊性を踏まえたうえで労働時間の短縮と質の高い新たな医療と医療現場の働き方の実現を目指し、2024年4月を目途に労働時間の規制を適用するとされております。次に、医師のほか、看護師をはじめとする医療スタッフの減少であります。福島県においても同様であり、南会津郡で唯一の病院である県立南会津病院においてもピーク時と比べ診療科で2科、医師数で4人、看護師で9人減少しております。県内都市部の病院においても傾向は同様であると認識しております。当町では、以前より県立医科大学や福島県より医師の派遣をいただき運営しているところですが、今後どう対応できるか、引き続き要望をしていくとともに連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

2点目の本町の訪問看護と訪問介護の連携についてですが、町の訪問看護は朝日診療所が介護保険のみなし指定訪問看護事業として実施しており、訪問介護は社会福祉協議会の訪問介護事業所が実施している介護サービスであります。朝日診療所医師の指示のもと、包括支援センターや在宅介護支援センターのケアマネージャーが、利用者の状況を把握しながら情

報連携を密に図っており、スムーズなサービス利用につながっていると認識しております。今後も連携を図ってまいります。

3点目の町行政及び関係機関団体との協働についてですが、町は社会福祉協議会と協働し、生活支援体制の整備に取り組んでおります。今年度10月から開始した、日常の困りごとをお手伝いする訪問型サービスB事業のサービス提供者への研修も社会福祉協議会と連携して実施しております。また、今年度から包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、健康づくりと介護予防事業の一体的実施やおれんじカフェの開催なども協働で進めており、今後も連携を深めてまいります。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） それでは再質問をさせていただきます。

再質問の前に若干申し上げたいと思いますが、私が一般質問で医療問題を取り上げた理由であります、人口減少問題や定住条件等についての質問をしようかと思っておりましたけれども、定住条件には医療の問題が欠かせないということで、大勢の方がその問題に一般質問されているということで、医療問題に特化して質問をお願いしたわけでございます。

小沼町長、目黒、菅家町長、3代にわたって私も議長という立場で医療問題についての動向や運動やらさせていただいてきておりますので、町長の努力されている姿は十分といいましょうか、まあまあ、それなりにわかっているつもりでございます。そういったことから、町長のこの度の答弁書を見ますと、環境変化が厳しくて、特に医療機関等を取り巻く状況というのは大変な状況であるというのは察するわけでございます。

また、働き方改革により医療サービスが制限されるといいますでしょうか、十分にできないと、あるいは医療スタッフが減少していると、そういったことは十分わかるわけでございます。

こういった中で朝日診療所の問題は、もう昔からいろいろ課題として残って、当局は勿論ですが、議会のほうもいろいろと、その対応について行動といいたいでしょうか、議会なりの行動をしてきたわけでございます。最近に至りますと、**昭和**30年ですか、診療所にかかる調査特別委員会を設置いたしまして、診療所の状況、ちょっと話が長くなりますので、ちょっと申し訳ないですが、ちょっと話をさせていただきますが、設置をして、十分、一年間かけて検討をいたしました。と同時に、診療所の経営健全化計画というものを平成30年から32年にかけて3ヶ年計画で当局のほうも作られまして、ともに一生懸命取り組んでこられたわけでございます。そういった中で、朝日診療所基本計画というのを令和3年から7年にか

けて、5ヶ年計画で計画を作られております。ちょうど今年が中間年次になっているわけ  
でございます。でありますので、ちょうど中間でありますので、その経過といいたし  
ょうか、どのくらいその計画に対して目的が達成されているのか、達成されていないのか、私が質問  
したのはもう少し細かに書けば良かったんですが、そういった意味合いで大変努力をなさ  
ていると思いますけれども、医者は4名を目指しております、今現在2名ということ  
から、計画に達していないわけでありまして、そのほか看護師の問題やらなにやらいっ  
ぱいあるわけですが、細かなことはいいですけれども、達成感としてどのくらい、5号  
刷りになったのか、8号刷りなのか、そのくらいの話をひとつ、町長のほうからお伺い  
したいなど、そのように思います。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） ただ今、齋藤議員のほうから、平成2年から7年の診療  
所の基本計画のお話いただきまして、その達成度、特に医師の人数、看護師の人数について  
お話がございました。これの達成感ということでございますが、確かに医師についてはこの  
計画では4名ということになってございますが、今、2名というところで、ちょっと経過を  
見てみます。平成2年に2名となったんですけども、平成、すみません、令和、令和2年、  
2名だったんですけども、令和4年の段階ですと、一旦、3名になったところなんです  
が、3年の段階ですか、令和4年の10月にまた2名に戻ったというところで、現在も2名  
のままというところでございます。ちょっとデコヒコしながらではありますが、4名を達成  
しているのは平成30年までというところで、その後、平成31年が3名、そして、その後、一  
旦は3名になりましたが、現在は2名というところでございます。この間、県立医科大学の  
ほうですとか、県のほうにも、要望書ですとか、陳情等を行いつつ、医師の派遣について  
お願いしてきておりますが、今そういうような状況でございます。

看護師の人数の推移でございますが、これにつきましては今現在は看護師11名でござい  
ます。昨年、4月の段階ですと13名おりました。その前は14名。令和2年ですと12名  
ということで、看護師の獲得につきましても、ずっと努力をしてきているんですが、やはり  
様々な理由で去られるというところがございます、今現在11名、且つあの、継続して獲  
得には努めてございますが、今現在としましてはハローワーク、また、eナースセンターと  
いいたして、福島県の看護協会のほうにもお願いをして募集掲載しているということ、また、  
有料の募集広告のほうも出させていただいて、看護師の獲得のほうを進めているというこ

ろでございます。これにつきましても、過去ずっと、様々な病院さんに協力いただいて、派遣をしていただいたりですとか、そういうことで努めているところでございますが、なかなかあの、福島県全体的にも看護師さん少ないという状況でございます、難儀しているところではありますが、なんとか医療、継続できるように今後とも募集活動を頑張っていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） せっかくあの、事務長が説明されていますので、また再質問させていただきますが、看護婦も、医者も、それぞれ目標に達していないということで、入院患者とか、あるいはまた医療行為において支障があるところが実際はあると思うんですけども、なんかそういう問題点といたしまししょうか、そういったものが、どういうものが発生しているか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 議員の通告書のほうを見ますと、診療体制の立て直しについてということで、立て直しとは何かと思った時に、また以前のように24時間の受入れ態勢のことではないのかなというふうに私は個人的に想像をしたところでございますが、その受け入れ態勢につきましては、町長答弁にありましたとおり、医師の働き方改革ということで、これは全国的な話になろうかなと思うんですが、医師という大変に職責の重い仕事で、且つ、非常にこう、何々科の医師とか、そういう、あるいは勤め先にもよろうかと思いますが、大変にこう、働き方がブラックだというところがあって、その医師のなり手というところがないというところもあろうかと思うんですが、不足しているという現状、なり手もあまりいないという現状があるのではないかなと思うんですけど、そういうところで働き方、働き方の改革を行って、医師のなり手を増やすということも一つ、この中にあるのかなとは思いますが、あと医療の正確さを保つということもあろうかなと思うんですが、そういう点でこう、労働時間に規制がかかったというところで、これまでのような24時間の診療体制というのは今後なかなか難しいのではないかなというふうに思われます。たまたま、今、勤務時間、減して、24時間できなくなったのは医師の人的体制が、その前に、令和2年に2名になったというところから、現在のように9時とか、その前は夜8時までとか、ということで夜間、深夜の受入れについては時間外ということで実施してきておられま

んでしたが、今後、それを24時間にしていくのは非常に難しいというふうに感じております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議員のご質問は、その目標、計画に対して、どのような状況かと、あとそれをなかなか思うに任せないのは、具体的に朝日診療所においてはどのようなことだというご質問だと思います。

まず医師につきましては、やはりあの、当局勤務が大変負担になっておりまして、こぶし苑や特別養護老人ホームも抱えております。入所なされている方から急変とか呼び出しあれば、夜間でも対応しておりますし、あとそれまでは救急車で来られた方の救急対応もしておられました。それが様々な事情で9時までとか、ということで時間制限させていただいております。あとは入院です。入院があることによって、必ず応召義務の話、先ほど答弁させていただきましたが、医師法による応召義務ありますので、やはりその、施設のある当直と入院、そこがなければ、医師の確保はもっとしやすくなるというふうに思います。

看護師についても同様でございます、やはり当直があることが負担になっておりまして、医師についても、看護師についても、夜間勤務があるということが、いろいろ話をさせていただくと大きなネックになっているというふうに私は感じております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） よくわかりました。

ただ、この基本計画なんです、会議のたびに計画のことでいろいろ出てますけれども、やっぱりこの計画作るにあたっては当局のほうでも、ちょうど、町長が就任された平成3年ですか、2年度の末にできたと記憶しておりますけれども、菅家町政から渡部町政に移る、その当時にできた計画でございますけれども、なかなか難しい状況の中での計画であり、それを達成するということは大変なことだと思いますけれども、何と言っても診療所というのは、ここの住んでいる町民にとっては、なくてはならない、非常に大事な施設でございますので、なんとかこれを住民が頼れるような、そういった医療機関にしていかなければならないと、そのように常日頃、私ども考えておるわけでございます。

それで議会といたしましても、平成31年から平成32年、令和2年ですか、その当時、医者数が減っていくという、そういった心配がありまして、当時、渡部町長にはなっておりません、渡部勇夫氏でありますけれども、医者のことについて精通されておりましたので、

議会の対応についても、葛西先生あたりとの協議についても、いろいろとアドバイスを受けて、議会でも直接、先生と懇談をしたり、あるいは現地のほうに議会としてみんなで陳情に行ったりしたりして、だいぶ、そういった行動をとってきたわけですが、そういった厳しさというのは今もって、以上になっているのではないかと私は思っております。

そういうことで、まずあの、診療所の総合医療ですか、家庭医療といいたまいますか、これの位置づけが十分、町民に理解されていないのではないかなというふうに私感じるんです。それで、議会といたしましても、診療所の事務長をここにお呼びして1時間ほど、その総合医療、地域医療ですか、総合医療、地域医療についての講演をいただいて、その理解を深めようということもしてみたわけですが、やはり日本の医療は病院に行けば病を治してもらうところだというような考え方なんですけれども、ちょっと話長くなりますが、平成2年にヨーロッパのほうに南会津郡の職員、選抜されまして、私もその時、イギリスへ行ってコミュニティーヘルスセンターというところを視てきました。行くまで、どういうところに行くのかわからなかったが、病院のようなところ視るらしいぞ、なんていうくらいの話で行ったものですから、行ってみたら、びっくりしたのは、そのヘルスセンターに行ったら、そのほとんど健常者なんです。病人のような人ほとんどいない。そして、そこでまあ、健康センターと公民館と医療機関と、ちょうど混ぜ合わせたようなヘルスセンターというところでありましたけれども、そこで第一医療を担当しておられると。それ以上の病気が出た場合とか、見つかった場合はそこで責任を持って上の専門医のほうに紹介していただけるというような、そういう仕組みになっている。我々、そういう勉強がされてなかったものですから、日本のほうが医者を選ばれて良いななんていう話でみんな帰ってきたんですが、今考えてみますと、そうではなくて、やっぱりあの、健康のうちに、初期のうちに、病気をそこで見つけていただいて直すという、そのゆりかごから墓場までというイギリスのほうの福祉の考え方、そういうものが非常に、今から40年前ですから、徹底しているなというふうに、40年にはなりませんか、34・5年前の話ですけれども、徹底しているなというふうに感じてきたわけですね。診療所のほうに私もお世話になってますので、行ってみますが、せいぜい患者がいつも4・5人です。多い時でも10人くらいですが、本当にまあ、病人といいたまいますか、医者に掛かるという形で診察を受けているわけですが、予防医療という観点から言ったり、あるいは第一医療という、その診療所の地域医療の考え方からしますと、ちょっとその、もう少しその、考え方を別に持っても良いんじゃないかなというふうに感じるわ

けです。そういった意味で、地域医療、家庭医療ということの考え方を町民の方にしっかり植えつければ、あそこの診療所というのを役割がもっと果たせるのではないかなというふうに感じたものですから、その辺の考え方について、町長のほうからひとつ、お示しをいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 誠に貴重なご意見ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいたように、今まで只見町は福島医大の地域家庭医療学講座のほうから先生の派遣を今年度まではいただいております。ですが、現在、地域家庭医療学講座の主任教授は不在でございます。というのは、3月末で前主任教授の葛西先生がご退官されて、その後、後任が決まっておりません。現在不在のまま、また大学の講座再編に伴いまして、その講座は来年3月末をもって再編すると、平たく言えばなくなるという話を伺っております。そして、改めて再編の中で総合医療という新たな講座ができるというふうには、今も総合医療ありますが、その中に吸収されるといいますか、言い方が適当でなかったら申し訳ないですが、再編されるというふう聞いております。その際に新たな先生が決まるというふう聞いておりますので、町といたしましては福島医大並びに福島県の医療派遣、派遣人材室のほうに足を運んでお願いしております。

そういった中で先般、各町村会の役員会の中で、内堀知事と意見交換、懇談する、意見交換する場がありまして、たまたま今、南会津地方町村会の会長をさせていただいておりますので、その南会津地方町村会会長の立場で、いくつかある中の一つとして医療の問題を当然、お願いしました。で、特にいろいろ難しい事業はあることは重々承知しておるつもりですが、という前置きをして、会津医療センターと南会津病院との連携強化を図っていただきたいというふうをお願いいたしました。そういった中で、私のほうからは朝日診療所という名前は出しておりませんが、知事のほうから、朝日診療所のことも考えていますからというふうに非常にありがたい言葉をいただきました。そして、やはり会津医療センター、南会津病院、朝日診療所というように、そういうふうにごう、連携の図れた医療体系を南会津郡として安定的に構築していただきたいというのは4町村長でも常々意見言っておりますので、そういった中で代表して言わせていただきましたが。そういったことでお願いしておりますので、またその後もいろいろ、担当の方、町におみえいただいたり、いろいろ情報交換させていただいておりますので、引き続きの医師の確保はなんとかいただけるものというふうに思っ

おります。と同時に、看護師の確保が今非常に難しい状況になっておりまして、先ほど事務長の説明の中にもありましたが、従来の募集方法だけに限らず、一部やっておりましたが、有料でも効果的であろうというところに広告出したり、また、議会後速やかに、課長、事務長のほうで看護協会のほうに改めてお願いに行ってくるという、現在、日程も組んでおりますので、そういった中で努力をしていきたいというふうに思っております。ので、そのような大学の講座再編の絡みとか、様々な事情も今のタイミングになってしまったということもございまして、付け加えさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） わかりました。

とにかく医療体制が弱体化しないように、ひとつ努力をいただきたいなと思います。

この一般質問の通告の中で、第2点、訪問看護と介護の問題。あるいはまた町行政であれば関係機関、団体との連携の問題。これを何故、ここに加えたかと申しますのは、地域医療、総合医療ですか、それがここに定着させるために、そういったものを総合的にできるように、そういったその体制を検討していただきたいなということ、言ったらどうかなというような考え方から、まあ、すぐできるような問題ではないと思いますけれども、この総合医療という考え方そのものも、国の全体的な医療の体制の中で、はたしてそれがうまい塩梅に進むものかどうかわかりませんが、考え方からいけば、専門医も医者そのものが少なくなっている、専門家されてくるという状況からいけば、そういう形をとっていくことが将来的に、この地域の医療を守っていく一つの姿かなというふうに感じられるものですから、一つの考え方として、ひとつ検討いただきたいなというふうに考えて、これを項目として加えたわけでございます。ですから、例えばあの、町の行政との関連と申しますと、いわゆる予防医療、予防接種とか、あるいはまたコロナ、そういったいろいろなものも町の中で計画されて実施されているわけでありまして、そういったものも、そういった全体の計画の中で町民の健康を守るという視点から考えますと、総合的に携われるような機関ができれば、より、まあ、効果的といいましょうか、住民が安心して生活できる環境づくりに結びつくのではないかなというふうに考えるものですから、こういったものを付け加えてみたわけでありまして、ひとつあの、町長の考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。



私もあの、このような、今までお世話になっていた地域家庭医療学講座が今年度でなくなる、再編されるということから、そういったことで医大のほうの先生であるとか、県のほうとか、そのほかの方にもいろいろご相談させていただきました。

そういった中で、やはりこれから目指す方向としては、今、議員おっしゃったように、そのような方向だということをお自身も段々、理解できてきております。ので、総合医療という中で見ていただいて、急性期につきましては本当に、道路改良と救急体制をさらに充実させて、1分でも、少しでも早く基幹病院といいますか、総合病院のほうに搬送していただく。そして、その後、退院できるようになりましたら、南会津病院のほうも緩和病棟ということで、そのようなベッド数を増やすという方針に県のほうで考え方持っておりますので、只見町にいきなり帰ってこなくても、例えば南会津病院で、その緩和期、そこで治療される、療養されると。またその後、只見に帰ってくるということになりますが、その時、やはり必要になってくるのが、おっしゃるように訪問看護と介護だと。それに加えて様々ありますけど、基本的には訪問看護と介護だというふうに私も最近、そこは認識できてますので、いろいろな識者の方の先生達のご意見を聞いて、そのような方向だなというふうには思っております。その先行をしているのが、今、大沼郡管内でありまして、県立宮下病院が今度、国道沿いに新しく、診療所にはなりますけど、宮下病院が診療所として、今もやっておりますが、会津医療センターの応援を受けまして、そういった体制を構築していらっしゃいます。ので、南会津郡につきましても、やはりそういった体制を構築していく必要があるだろうということで、そういった含みもありまして、会津医療センターと南会津病院の連携強化という体制、安定的な体制が必要だと思っておりますし、あと、これは前もお話したかもしれませんが、三条市の市長とは、新潟県中央病院、来春、オープンします。議員の皆様も工事中視ていただきましたが、急性期の時はそこに行く。ですが、退院した時に、その、町長、受け入れ体制を、具体的には訪問介護とか訪問看護になりますが、そういったものをより充実させていかなくちゃいけませんよね、ということは三条市の市長からもそういったお話伺ってますし、まさにその方向だなと思っておりますので、今後、医師、看護師の確保とともに、そういった訪問看護、訪問介護等の連携を具体的にどう進めていくかという検討に入らせていただきたいと思っております。

そういった中で先ほど申し上げましたが、やっぱり入院とか、当直とか、その辺のところは検討事項として避けて通れない課題だと思っておりますし、非常に、いずれにしても苦しい判断

になりますけど、そこら辺は様々な、議員の皆様、関係者の皆様のご意見をいただいて、やはり様々な環境変化の中で、よりベターな方向性を見出していかなければならないと考えておりますので、引き続きのご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 後段で私、質問しようと思ったことをまあ、町長のほうから先に説明していただきましたので、質問する必要がなくなったというような感じになりますけれども、これから50パーセント近い高齢者が住民の中に含んでくるわけでございます。半数の方が高齢者ということで、しかも一人世帯が相当多くなってまいります。そういった意味で、訪問看護ですか、この必要性というのが高まってまいりますし、そういった県央病院あたりから退院しても、はたして一人世帯で、そこに、自宅に帰れるかどうか、非常にそういった心配されるような家庭が出てくるのではないかなと想定されるわけです。そういったものも見込んで、やっぱり町としてどういった対応をすべきなのか。その辺もひとつ考えていただきたいなど。

なんと言っても、診療所のベースになるのは医者であります。3年・4年前ですか、4年・5年前、当時、大変、議会としても、大変な騒ぎをしたわけですがけれども、やっぱり医者がいなくなるということは非常に心配されるわけです。今、町長の話の中で家庭医療ですか、家庭学がなくなるということになりまして再編されるということになりますと、そういった心配も出てくるのかなという心配があったものですから、最後にその辺も詰めて聞こうかなと思ったんですが、今、知事がそんな心配までされているということであれば、その点、なんとか繋がるかなということも期待するわけですが、最後に医師の確保をなんとかしっかりと取り組んでいただきたいということをまあ、申し上げて一般質問を終わりたいと思いますが、最後に町長から一言お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、医師の方には、本当にあの、昼夜を問わず、本当にあの、プライベートの時間もほとんどないような形で今の先生方も、歴代の先生方も、大変なご尽力をなされてこられました。

そういった中で、やはり、今までの事情は先ほど申し上げましたけども、実は副町長、過去やっていらっしゃいました久保さん、今、日赤福島の事務長をやっているらしいです。

私もいろんなことでこう、切ないといいますか、いろんなことありまして、行って相談したり、医者のこととかいろいろ相談してます。そうすると、日赤福島病院も、今度、周産期医療できなくなるんですと。ですから、福島市にあって、今、周産期医療できるのは県立医大と大原総合だけになりますと。ですから非常に、昔は産婦人科とか行ってましたが、今は様々な病状といいますか、リスクがありますので、そういった意味で周産期医療という言葉今使われているようですが、そういった中で日赤福島病院で周産期医療ができなくなるということとは、本当に、ちょっと俄かには耳疑いでしたが、それだけ厳しい環境になっているんだなということをお教えいただきました。そういった中でもいろんな形で現在も只見町の事、思っていて、陰に陽にご助力いただいておりますので、そういった方々のご指導、アドバイスをいただきながら、またご助力をいただいておりますが、医師の確保につきましては本当に、直接、知事をお願いする場面もございましたので、なかなか、関係課の部長さんとか、室長さんをお願いする機会がありますが、直接、知事にこの件でお願いする機会はなかなか普通は難しかったんですが、そういった機会の中で直接お話しして、本当に知事の口から、朝日診療所ですよ、という話を先にいただいた時は非常に心強く思いましたし、またそれに甘んじることなく、担当課長、事務長とともに、職員とともに、来ていただいた、住まいであるとか、様々な処遇面であるとか、そういったことにしっかり受け入れ態勢整えるように努力しまして、医師の確保並びに看護師、医療スタッフの確保に引き続き努力していきたいというふうに思いますので、重ねてご指導、ご助力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、3番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第55号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第55号 只見町税条例の一部を改正する条例でございますが、お配りいたしました資料は新旧対照表でございます。

今回の改正につきましては、森林環境税の導入に伴い、徴収方法の規定の追加及び文言の整理、そして給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、項ずれ等の整理。そして、燃料性能等の不正を行った自動車メーカーへの軽自動車税の加算割合の変更が主な改正の内容でございます。

1 ページ、34条の9につきましては、森林環境税導入に伴う改正。その下の36条の3の2については、法規定の新設に合わせての新設でございます。こちらのほうは給与所得の扶養控除関係でございます。その次のページにいきまして、38条につきましては森林環境税の導入に伴うもの。その下、41条につきましても森林環境税関係でございます。その44条、次ページにつきましてもそうでございます。4ページにいきまして47条、47条の2、またその下の47条の6につきましても森林環境税に関する、伴いましての改正でございます。6ページにいきまして附則でございますけれども、こちらのほうで軽自動車税の環境性能割、先ほど申しました不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更ということで、これまでは100分の10だったものが100分の35になったものでございます。

さて、それで一番最後のページになりますけれども、森林環境税についてのご説明をさせていただきます。

森林環境税は令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であります。市町村において個人住民税均等割と併せて、一人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が国によって森林環境税譲与税として都道府縣市町村に譲与されます。

図をご覧いただきたいと思います。こちらの納税義務者、森林環境税、年1,000円と令和6年度から課税されます。均等割に課税されて市町村へ入ります。市町村は国に上げま

して、今度、国から森林環境譲与税ということで都道府県と市町村に交付されるものがございます。

実はあの、福島県では平成18年から、福島県森林環境税を設けております。こちらのほう、住民税、均等割と併せて一人年額1,000円を徴収しております。また、平成26年度から令和5年度まで、復興財源確保として住民税、均等割で一人年額1,000円を徴収してございましたけれども、これは今年度で終了いたします。今般の国の森林環境税はいわゆる、先ほど申しました復興税の終了の跡に課税されることになるものであります。

なお、委員会のほうの中でも質問がございましたけれども、町民税の均等割、要するに非課税される方というのはどういう方だということがございました。課税されない方ですね。均等割の方、課税される方に上乘せするわけがございますけれども、非課税の方につきましてはこういった要件がございます。生活保護法に規定による生活扶助を受けている者、そして、障がい者、未成年者、ひとり親、または寡婦で、前年の所得が135万円以下の者、そして、本人の所得が38万円以下の者、そして、同一生計配偶者及び扶養親族が1名の場合は所得82万8,000円以下の方、2名の場合は所得110万8,000円以下の方、3名の場合は所得138万8,000円以下の方、4名の場合は所得166万8,000円以下、5名の場合は所得194万8,000円以下ということになってございます。

ということで、所要の改正をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 5 5 号 只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第 3、議案第 5 6 号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第 5 6 号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。

こちらのほう、資料をお配りいたしましたけれども、法人税法の改正に伴う文言の整理でございまして、第 2 条をご覧いただきたいと思いますが、第 2 条 3 号中、若しくは法人税法を、また法人税法に、第 2 条第 3 7 号を第 2 条第 3 6 号に改め、又は同法第 2 条第 1 6 号に規定する連結申告法人を削るものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第56号 只見町税即別措置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第57号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第57号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

こちらのほう、お配りいたしました資料、新旧対照表でございます。

出産被保険者の産前産後期間における所得割及び均等割減額の規定の追加でございます。

資料の一番最後をご覧くださいと思います。

改正する条例についてでございますが、出産時における保険料負担の軽減ということで、令和6年の1月から施行するものでございます。したいものでございます。

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分、4ヶ月保険料、均等割額・所得割額を免除する措置を創設するものでございます。

こちら右のほうのグラフをご覧くださいと思います。保険料、7割軽減の世帯につきましてはプラス1割程度、そして5割軽減の世帯につきましては約1.7割、2割軽減の世帯につきましては約2.7割、軽減措置のない、受けてない方については3.3割。そして、それが均等割。所得割については約3.3割の減額ということでございます。

対象となる方でありますけれども、下になりますけれども、国民健康保険被保険者の出産予定日が令和5年11月1日以降の方、対象の期間につきましては出産予定日また出産日が属する月の前の月から4ヶ月間、多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民健康保険料の減額されるものでございます。下のほうに減額期間の色付けしたものがございまして、こういったことで出産予定日が11月1日の場合、この出産予定日のところになりますけれども、1ヶ月前、そして1ヶ月後ということで、単胎の方は4ヶ月、多胎の方は6ヶ月ということになります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。



採決いたします。

議案第 5 7 号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続きまして、日程第 5、議案第 5 8 号 只見町企業版ふるさと寄附  
金基金条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、議案第 5 8 号 只見町企業版ふるさと寄附金基金  
条例についてご説明をさせていただきたいと思います。

この条例につきましては、只見町の企業版ふるさと寄附金を受けました寄附の額につつま  
して、寄附金の計画的な運用を図るために基金の設置についてお願いするものでございます。

現在、個人からいただきましたふるさと納税につきましては、一旦、基金のほうに汲み上  
げまして、その後、年度間で運用させていただいておりますが、同様に、只見町の企業版ふ  
るさと納税につきましても同様に基金で、年度間での計画的な運用ができるようにするた  
めに条例としてお願いをするものでございます。

第 1 条、設置でございます。地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 5 条第 4 項第 2 号  
に規定するまち・ひと・しごと創生寄付活用事業に要する経費の財源に充てるため、地方自  
治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づき、只見町企業版ふるさと  
寄附金基金（以下、基金）を設置するとなっております。

第 2 条のほうで、積立てといたしまして、基金として積み立てる額は、毎会計年度の只見  
町一般会計の歳出予算の定めるところによることとしてございます。

第 3 条で管理につきまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ

有利な方法により保管しなければならない。

2といたしまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしてございます。

第4条で、運用益金の処理について規定をさせていただいております、基金の運用から生ずる収益は、只見町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとしております。

第5条、繰替運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしております。

第6条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるといたしまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとさせていただきます。

企業版ふるさと納税の運用につきまして計画的な活用を図るための条例の制定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 申し訳ない。1回聞いたかもしれねえが、企業版ふるさと寄附基金とこの企業というのは、どういったものを企業と、企業の定義は何だっけな。聞いたような気が、忘れまして。教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 企業版の定義ですが、企業につきましては一般的に法人税等納めております会社等になってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 質問させていただきます。

条項の作り方と申しますか、そちらについて伺いたいと思います。

地方自治法の第241条第1項の規定を読ませていただきましたら、基金というのは目的があつて作ることができるというふうに書いております。で、そうしますと、今現在の只見町の基金条例のところ見ますと、例えば自然首都・只見応援基金条例にはですね、第1条は設置ではなく、目的とまずございます。ほかの条例見ますと、ここの目的がないところもあつたりはします。ですが、私としてはですね、あとこちらの第241条の第3項のところですかね、定めた目的以外には使えないと書いておりますので、まずこういった基金の条例、設置される時には、普通にまあ、最初の第1項に目的と記載するほうがわかりやすいのではないかなと思いますので、そういった基金条例について、地方自治法に則って施行されておるとは思います、目的があつたり、今回、なかつたりしますので、その差は何かというところの質問が1点ございます。

あともう1点、最初に伺いたいところが、第1条の地域再生法でございますね。第5条第4項第2号のところ、規定を読ませていただきましたが、こちら非常に難解でしたので、こちらが目的とされるのであれば、もう少しかみ砕いて説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず目的に関しましては、ふるさと納税の寄附金でございます。自然首都・只見応援基金条例のほうの寄附につきましては、それぞれ条例、施行規則のほうで基金の目的を決めております。今般の企業版ふるさと納税につきましては、国のほうに提出をさせていただいております、まち・しごと創生の寄附金の事業、しごと創生推進事業の中の計画書の中にそれぞれの寄附の内容が記載をされております。それにつきましては、詳細、ちょっとこちらのほうにあれなんですけども、寄附金の目的につきましては、現在のふるさと納税の寄附金とほぼ同じような形のメニューで目的は沿ってございますので、そういった中身で別のその、まち・しごと創生推進事業のほうの規定の中に基づいて別に決められております。その中身につきましては、企業版ふるさと納税の実施要綱というのを町のほうで別に定めておりまして、そちらの実施要綱に沿った形で目的と計画を国のほうから承認をいただいた中のメニューに沿って寄附を受けるという形になってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 伺っているところと、質問と、答えが噛み合っていないようですので

う一度伺いたいと思います。

条項の作り方、条例の作り方として、目的があるほうがわかりやすいと思っております、只見町の条例にはそれがあるものがございます。今回はないので、どういう違いがあるのですかというところ。で、こちら地方自治法の第241条に定められているので質問をしているというところ。目的があるほうがわかりやすいですよという質問でございます。何故、あるのとないのがあるのかというところ。

先ほどその、どういう目的なんですかというところ。使い方の目的を定めましょうというふうに書いてあるように読み込めますので、例えば自然首都・只見応援基金のところでは、目的はこの条例は寄附金の使途については透明性を高めるとともに寄附金を社会的投資の資金として受入れ、寄附者の意向を具体化することにより寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力のあるまちづくりに資することを目的とすると書いております。非常にわかりやすいなと思いますので、なのでどういうもの、幅広く使えますし、どういうものを使うかというのがわかっている、なのでこれに関してそういうふうな条項がないので、わかりにくいので聞いているというところ、目的は何なんでしょうかという、先ほどと同じような目的なんですかというところの質問でございます。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 説明が不十分で申し訳ございませんでした。

まず目的につきましては、既にふるさと納税企業版につきましては別に町のほうで、国のほうに企業版の計画を出しております。その中に目的が記載をされておまして、今般、既にふるさと版の、企業版のふるさと納税については受付も始まっております。そちらのほうで受け付けたものを、今回、基金のほうで基金として積み立てることができるための条例でございます。それを行うために条例を後から設置をしておりますので、本来であれば、そういった基金なりと一緒に条例が立ち上げられて、基金がこういうものを受けます。そして積みみます。それを基金として運用いたしますというところなんですけども、先に今般の場合は企業版のほうは、こういった形で受け付けますという計画書が先にできておりますので、その受け付けた寄附金を、寄附金という形で条例の中で運用をさせていただくという二段構えになっておりますので、目的については既に別の再生計画等で国の承認をいただいて、そちらのほうで規定をさせていただいております。その規定させていただいたメニューに沿っていただいた企業版のふるさと納税について、基金のほうで受け付けたいというようなことで

追加で条例を定めるものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

3回目。

○9番（菅家 忠君） もう1点伺いたいところが第3条でございます。私、その有価証券というものについてなんですけれども、その条文、こちらその雛型形なんでしょうけれども、最も確実かつ有利な有価証券というのは、どなたが判断できるのかなというのが、ただただ疑問なだけです。伺いたいと思います。そのような有価証券というのは実在するのかがわからないので、こちらはその、どなたが責任を持ってとられるのかというところがわからなくて、そういったものは専門家でもあるのかどうか、断言できるのかどうか、断言できないのではないかなというところですので、こちら伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどの第3条、有価証券に代えることができるという部分でございます。議員おっしゃるとおり、本当に、最も確実で有利な有価証券、本当に判断難しいと思います。ですので、ですのでというところなんです、基本的には町の基金で管理をしているものについては、銀行の定期預金またはあの有利な国債と、県債ですか、国債等も購入したことはございます。一般の有価証券として株券であるとか、そういったもので運用してきた経過はございません。本当に確実なものが判断できるのであれば、それを使って運用するということができる条文であるということでございますが、現実的にそういったものが判断して運用してきたという経過は今のところないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） これはね、電源開発とか、ああいうところ、非常に大きな企業的なものを持っておられると思うんですが、そういうものからも期待できるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） そういった、一般に広く、企業のほうから寄附金を受けることができるようになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） それはあの、こちらから申し込んだりして、というような活動も可

能なんだろうと思いますが、その辺はどうなっているんですか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 企業版のふるさと納税につきましても受け付けているということ  
ことで、町のほうではPRのほうはさせていただいております。

○11番（三瓶良一君） わかりました。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 只見町企業版ふるさと寄附金基金条例は、原案のとおり可決するにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続きまして、日程第6、議案第59号 町有財産の貸付についてを  
議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 議案第59号 町有財産の貸付についてでございます。

次のとおり土地を貸し付けるということで、こちらにつきましては、現在、あさくさホー

ムの敷地として貸し付けている土地になってございまして、今般、貸付期間が満了となるため期間の延長をお願いする内容となっております。

1、土地の所在でございます。こちらは南会津郡只見町大字長浜字久保田11番、同じく12番、同じく14番、同じく16番。

2、地目及び面積でございます。宅地6,001.34平方メートル、雑種地316平方メートルでございます。

3、貸付の目的につきましては、地域密着型老人福祉施設の設置ということで、こちらがあさくさホームとなっております。

4、貸付期間でございますが、令和5年12月20日から令和15年12月19日までの10年間でございます。

5、貸付料については無償。

6、貸付の相手方につきましては、南会津郡南会津町永田字風下3-1、社会福祉法人南会津会、理事長、渡部正義。

説明は以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第59号 町有財産の貸付については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第60号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第60号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第3号）でございます。

只見町の一般会計補正予算（第3号）については、次に定めるところによるということで、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,432万円を追加をさせていただきまして、総額を歳入歳出それぞれ61億3,433万5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表 歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条でございますが、債務負担行為の補正ということで、今回、債務負担行為の追加を第2表のほうでさせていただいております。

第3条でございます。地方債の変更。限度額の変更について、第3表 地方債補正によってお願いしております。

一枚おめくりをいただきまして、1ページです。

第1表 歳入歳出予算補正ということで、歳入におきましては地方交付税から国庫県支出金、財産収入等におきまして補正額1億1,432万円となっております。

おめくりをいただきまして、2ページ、3ページが歳出でございます。

総務費から予備費まで、合わせまして1億1,432万円ということでございます。

4ページ、第2表 債務負担行為補正ということで、今回、プレミアム商品券の発行事業、令和6年度、2,620万円。また、只見町建物提案型公営住宅買取事業、令和6年度から令和7年度までということで1億6,000万円を限度額とさせていただきまして債務負担



行為の追加をお願いしております。早期事業発注等をお願いするものでございます。

第3表でございます。地方債補正ということで、公共事業等債につきましては県営ほ場整備事業の負担金の増に伴います限度額の増でございます。ほか辺地及び過疎対策事業につきましては、事業完了等によります限度額の減額をお願いしております。

続きまして、6ページ以下が事項別明細書となっておりますので、8ページから項目別にご説明をさせていただきます。

8ページ、歳入でございます。

まず地方交付税でございますが、今般、国の補正予算によりまして普通交付税3,523万2,000円ほど追加の交付がございますので増額補正をお願いしております。

国庫支出金でございます。まず保険基盤安定負担金につきましては額の確定によります減額をお願いしています。障がい者福祉費負担金につきましては、歳出のほうで給付費の増が見込まれますので、その部分、負担金の増もお願いしているところでございます。

続きまして、国庫補助金でございますが、総務費、総務管理費補助金につきましては社会保障・税番号制度システム整備補助金ということで、住基システムの改修に係る補助金を今回計上させていただいております。物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金につきましては、歳出でも出てきますが、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援給付金等へ充当させていただくための補助金を今回計上、追加、国の補正に伴いまして追加をさせていただいております。以下、児童福祉費につきましては支出増に伴います給付金事業の補助金の増額。また、保健衛生費の補助金につきましても新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、健康管理システムの改修に係る補助金をお願いしております。

9ページ、県負担金でございます。保険基盤安定負担金については額の確定に伴います増額をお願いしています。障がい者福祉費につきましても歳出の増に伴いまして、既定の負担割合に伴います増額をお願いしているものでございます。

県補助金につきましても人工透析患者通院交通費の補助ということで、これも歳出のほうで増額をお願いしております。その分の補助金の増額見込みでございます。

農業費の補助金でございますが、農業次世代人材投資資金につきましては、対象者の要件等の変更に伴いまして247万5,000円減額お願いしております。県オリジナル酒米産地力強化支援事業補助金につきましても、事業が今回、不採択になったということで減額をお願いしております。

財産売払収入でございますが、山林等売払収入ということで、大曾根地内の分収造林の販売収入を今回、増額をお願いしてございます。

10ページでございます。雑入につきましては多面的機能支払交付金返還金ということで、面積の変更があったということで、面積の減があったということで、その部分の返還金6,000円。農業次世代人材投資事業返還金については、先ほど申し上げました対象者の要件変更等に伴いまして50万円の返還を求めるものでございます。

町債につきましては、記載の事業の確定によります減額。また県営ほ場整備事業につきましては国の補正予算に対応するための増額ということで今回計上をさせていただいております。

11ページ、歳出でございます。

総務管理費の財政調整基金費でございますが、今回、普通交付税の増額がございました。その中で臨時財政対策債の償還基金費ということで追加の部分がございまして、それについては来年、6年度・7年度部分の償還費に充てるための基金への積立をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 戸籍住民基本台帳費であります。委託料で451万円であります。住基システム改修委託料でありますけれども、先ほど歳入、総務費の国庫補助金でありました1,003万2,000円を財源といたしましての支出になります。歳入と歳出で差がありますけれども、当初予算のほうで、同じくあの、システム改修費で戸籍の附票の改修162万8,000円、戸籍情報システム改修389万4,000円を計上しておりますので、合わせて歳入の1,003万2,000円と数字が合うようになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、民生費でございます。

社会福祉費、社会福祉総務費です。こちらの需要費、役務費につきましてはそれぞれ、その下の19の扶助費に係る支出でございます。扶助費の4,200万の増でございますけれども、こちらにつきましては国の補正予算によりまして物価高騰に対する給付金の追加給付が決定したということで、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援給付金ということで、非課税世帯に対しまして一人当たり7万円の給付があるものでございます。こちらにつきましては600世帯を想定しまして今回、予算を計上させていただきました。27の操出金で

ございます。こちらにつきましては、歳入のほうでも説明がありましたが、保険基盤安定費の額の確定による国保事業会計への操出金の減となっております。

下段の老人福祉費でございます。報償費、賞賜金ということで、マイナス10万円となっておりますが、12ページにまいりまして、内容としましては敬老祝金の事業完了による減となっております。12委託料でございます。こちら高齢者生活福祉センター運営委託料ということで900万円の増です。こちらは保健福祉センターのっております高齢者福祉センターでデイサービス事業及び居住棟の事業を委託して実施しておりますが、当初の予算で介護報酬の算定の見積もりが甘かったということで、介護報酬の収入が非常に少なくなっているということと、人事異動による人件費の増が重なりまして、当初予算でお願いをしました金額よりも900万円ほど足りないという状況に現在なっております。そのための増額補正でありますのでよろしくお願いたします。13使用料及び賃借料につきましては、今般、敬老会を実施をせずに敬老祝品を配付したということで、当初予定しておりましたバスの借上げが必要なかったということで今回、減額をするものであります。

4目、障がい者福祉費でございます。委託料につきましては障がい者の短期入所の事業委託料として増額になっておりますけれども、こちらは利用者の増によるものでございます。その下、扶助費、人工透析患者の通院交通費給付費及び特定障がい者特別給付費、障がい児サービス費、重度訪問介護サービス費、それぞれ利用の増及び単価の増による増額となっております。22償還金、利子及び割引料ですが、こちらは前年度実施した分の償還分となっております。

その下、老人福祉費でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計への操出金ということで、13ページにわたりますけれども、療養給付費の過年度の精算分となっております。

13ページ、7の介護保険費でございますが、こちら操出金ということで、介護保険事業の特別会計のほうに繰り出すものでございまして、内容としましては今年度、介護報酬が改定となるということで、システム改修分として繰り出すものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、13ページ、款の3、民生費、児童福祉費の1目、児童福祉総務費になります。7節、報償費33万1,000円につきましては子ども一時預かり事業の利用者日数の増に伴い、スタッフ謝礼の増額をお願いするものです。19節、扶

助費20万円につきましては、歳入の国庫補助金でご説明いたしました低所得者の子育て世帯生活支援として子ども一人5万円の給付に係る不足が見込まれますので増額をお願いをするものです。

2目、児童措置費になります。22節、償還金6,000円につきましては、令和4年度県負担金確定に伴います返還金の増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、衛生費、保健衛生費でございます。

保健衛生総務費の負担金、補助及び交付金であります。こちら救急安心センター事業市町村負担金ということで、既に今年度4月から県で救急電話相談窓口を開設をしております。医療機関でありますとか、救急の負担を減らすという目的で設置されたものであります。各市町村の負担金で運営をされているものでございます。今回の補正につきましては只見町の負担分ということで計上をさせていただきました。続いて扶助費でございます。14ページにまいりまして、こちらにつきましては子ども医療の公費負担分の不足が見込まれますので増額をお願いするものであります。償還金、利子及び割引料につきましては前年度分の養育医療の給付金の償還分となっております。

2目、予防費です。委託料につきましては健康管理システムの改修委託料となっておりますが、こちらは新型コロナウイルスワクチンのデータの連携のための改修となっております。歳入のほうでも計上させてありますが、そちらを充当いたします。22償還金、利子及び割引料につきましては、こちらは各様々な事業について、令和4年度分の償還分となっております。

4目、保健事業費です。こちらは委託料ということで、こちら名前は健康管理システム改修委託料となっておりますが、こちらは町の健診を福島県の保健衛生協会のほうに委託をしております。衛生協会の健診の様式が変更となるということから、町のシステム変更が必要になるということで、その分の経費でございます。

5目、保健センター費、工事請負費ということで、今年度、エレベーターの設備改修工事を実施しております。工事完了いたしましたので不用額について減額をするものでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 15ページにまいりまして農林水産業費でございます。

3目の農業振興費でございますが、こちらについては全て歳入でご説明ありましたとおり、補助金につきましては、県オリジナル酒米産地力強化支援事業につきましては応募多数、事業不採択による減でございます。農業次世代人材投資資金につきましても、1名離農、1組所得増によりまして要件の変更による減でございます。償還金、利子及び割引料についても夫婦型1名の離農に伴う前年度分の返還ということになります。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、4目、山村振興費でございます。工事請負費、森林の分校ふざわ改修工事250万円でございます。こちらにつきましては、森林の分校ふざわの施設でございます給水ポンプ、給水ユニットになりますけども、通常2台で交互に運転しながら、分校の施設のほうに水を送っているポンプがございます。その2台1組のポンプの1台が故障いたしまして、ポンプにつきましては1998年製ということで、25年近く経過しておりまして部品がないため、そのユニットを1台、全部交換をさせていただくための工事請負費ということで250万円計上させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 7目の農地費でございます。負担金、補助及び交付金2,310万円の増でございますが、こちら国の補正予算の関連でございます。県営圃場整備事業が梁取地区に1億7,100万円、只見地区について6,000万円の事業費がつく見込みということで、その分担金、負担金ということで10パーセント、今回補正をお願いしたいものです。22節、償還金、利子及び割引料でございますが、宅地転用に伴います多面的機能支払交付金の返還金でございます。

15ページの最下段です。林業費。1目、林業総務費でございますが、報酬でございますが、増額180万円ということで、鳥獣被害対策実施隊員ということで、こちらご承知のとおり、本年、サルの出没、さらには秋口からクマの出没が非常に多いということで、パトロールの実施を実施隊員にお願いをしました。さらには有害捕獲対応ということで、非常勤特別職になるわけですが、一日9,000円から200人役というようなことでお願いをしたものでございます。また同じく、報酬の中で228万5,000円、会計年度任用職員報酬減額ということでございますが、鳥獣被害対策の専門員の雇用を検討してございませ

たが、採用の見込みがないということで今回減額をさせていただいております。3節の職員手当から16ページにまいりまして13節の使用料及び賃借料まで、同様の理由による減額でございます。

4目、林道費でございますが、工事請負費、林道改良工事ですが、黒谷線の事業完了に伴う減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、その下、7款、商工費。

1項の商工費、2目、商工振興費でございます。財源の内訳の振替によりまして国庫支出金と一般財源の、財源の振替によります補正のお願いでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 16ページの最下段の8款の土木費でございます。

1目、住宅管理費、90万円の補正ということで、修繕料でございますが、冬期を控えまして町営住宅の浴室のボイラー棟の緊急修繕等に対応したく補正をお願いするものです。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 17ページになります。

款の10、教育費、教育総務費の2目、事務局費になります。10節、需要費につきましては出張等の増によります燃料費の不足が見込まれますので15万7,000円の増額をお願いするものです。

5目、奥会津学習センター費になります。10節、需要費、燃料費、灯油等53万2,000円、光熱水費の水道料23万円、13節、使用料及び賃借料の集落排水施設使用料24万3,000円につきましては、利用者増に伴います不足が見込まれますので増額をお願いをするものです。14節、工事請負費につきましては、教員住宅分の空調設置工事が完了しましたので、その不用額でございます。

17ページの下段にまいりまして、項の2、小学校費、2目、教育振興費になります。17節、備品購入費、教材備品976万6,000円につきましては教科書改訂に伴います教師用デジタル教科書指導書配備によります前期分の増額分をお願いするものです。こちらにつきましては4年ごとに改訂の機会があるもので、次年度から使用する教科書を今年7月に新たに採択しまして、採択された教科書を令和6年度から使用することになります。今回、10月に概算の金額が示されたためお願いするものです。

項の2、中学校費、1目、学校管理費になります。10節、需要費、光熱水費の水道料14万6,000円、18ページのほうにまいりまして13節、使用料、賃借料の集落排水施設使用料9万2,000円につきましては不足が見込まれますので増額をお願いするものです。

続きまして、項の4、社会教育費、4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費になります。12節、委託料、空調設置工事設計業務委託料95万6,000円につきましては、民具収蔵展示室の空調設備設置に伴います設計業務委託料をお願いするものです。こちらにつきましては、これまで民具収蔵展示室内は湿度管理機を設置しまして管理を行っていましたが、異常気象によります温度変化が大きいために重要文化財の民具の保護・保全にはこれまで以上の温度管理が重要であることや、来館者数が開館から1年経過しまして約5,000人を超えていることから、入館者の利便性の向上のために空調設置をお願いするものです。なお、先の総務委員会の折には予算の調整がついておらず、その後の予算の計上となりましたので、この場での説明とさせていただきました。

続きまして、項の5、保健体育費、2目、体育施設費になります。1節、報酬、8節、旅費につきましては町民プール監視員が確保できなかったために減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 19ページでございます。

公債費の利子でございますが、償還金としまして長期債償還利子ということで起債前借等の利率が上昇してございますので、その部分について不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。

予備費648万6,000円の追加をさせていただきまして調整をさせていただきました。

20ページから給与費明細書となっておりますので、後程ご確認をいただきたいと思っております。

以上、一般会計補正予算、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 11ページの総務費の目、節、予算資料になるわけですが、ここの財政調整基金。これを取崩して減災基金に充てるということですか。

これ一つと、それから財政調整基金が、この操作を行うと残りがいくらになりますか。とりあえず、これをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今回、1,500万円計上させていただきました部分につきましては、普通交付税が追加になってございます。その普通交付税の基準財政需要額に今回、臨時財政対策債の償還基金費という部分が追加をされまして増額交付となっております。その部分について、今回、減債基金のほうに積立をさせていただいて、来年度以降の償還費に充てるということで、減債基金のほうに1,500万積み増しをさせていただく予算でございます。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務企画課長（増田栄助君） 今回、交付税が歳入で3,523万2,000円追加交付されております。それを財源として積み増しをするものです。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 2回目の質問したくなかったんですが、総務費の総務管理費の財政調整基金という基金から、減災基金に積み替えるというふうに見えてしまったんですが、そうではなくて、普通交付税、つまり交付税が入ったんで、そうするとその、それを原資にした積立で減債基金に積んだんだと。財政調整基金はその間に入らないわけですか。入らない。入らないが、目としての財政調整基金通ると。

二つ目の質問。これは1回目の質問ですからね。二つ目の質問。現時点での財政調整基金はなんぼだというのは、これは最初に聞いています。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 先ほどの財政調整基金という部分につきましては、目の名称が財政調整基金費という目の中に、減債基金であったり、財政調整基金であったり、そういったものを整理しているということで、今回、財政調整基金の動きはないということをご理解いただきたいと思います。

財政調整基金の令和4年度末の残高でございますが、10億1,165万4,932円となっております。



○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 3回目です。

これ、あの、財政調整基金ということで予算説明がされていますので、財政調整基金、これについてお伺いしないわけにはいかないわけですが、確かにあの、財政調整基金の年度末残高は10億と1,000ですわな。まあ、それから、この予備費、この補正予算における予備費が約、約ですよ、9,000万弱。そうすると、来年度決算に向けて不用額が出ますから、ひょっとしたら、これまたあの、いわゆる財調の使命である、半分積んで、半分繰り越せという話になりますと、さらにまた財調が増えるわけです。なんで、これ、この前聞いた標準財政規模というものに対して、

○議長（大塚純一郎君） 暫時、会議時間を延長いたします。

○7番（酒井右一君） 標準財政規模が先だつての、一昨日かな、総務課長の説明だと、大体3億6,000万程度だというふうになります。そうしますと、財政調整基金として持つべき標準的な金額、これがまあ、県庁に聞いたり何かして、いろいろ調べたんですが、別に決まっただけでもないけれども、まあ10パーセント・20パーセント、多くて20パーセント、まあ10パーセント程度ではないかという話をされました。そうしますと、標準財政規模の10パーセントですと、3億4・5千万。20パーセントにしたって7億。現実を見れば、この財政調整基金の額が10億を超えておると、おそらく来年あたりは11億になるんじゃないかなと、こう思うわけですが、はたしてこれで、町の会計として、こんなに納税者のお金を余して使わないで、原則的にはその年にあがった税収についてはその年に使い切ってしまうというのが会計の原則ですから、これだけの金額を残して、あくまでも教科書通りにいう話ですから、財政調整基金が多すぎるという話です。標準財政規模に対してですよ。なんで、これはやはり、こんなに残すと、これを、せつかく納めた税金を、その享受を受けないまま亡くってしまう方がたくさんいらっしゃる。ですから、再三、三瓶良一氏、あるいは山岸氏が言われたように、何でここで、この有り余る財政調整基金を使って社会福祉、福祉財源にあって、明日あるいは来年亡くなるかもしれない方々に対して税を還元できないかということをお伺いわけです。そういった考え方を、今年度、12月ですから、まだこの先、冬になりますので、何らかのその財政調整基金を使った、いわゆる福祉に還元するという策はないですか。こういった予算が出ましたので、あえてお伺いいたします。

3回目なので、これで終わります。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど財政調整基金のご質問ございました。

まず財政調整基金でございますが、当初予算におきまして、当初予算では2億7,000万円ほどの繰入を計上させていただいております。今のところ予算上はその金額を繰入れるということで予算は組まさせていただいておりますので、そういったものも含めて、基金の有効活用については今後も検討し、図ってまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） では、もう一度、7番、酒井右一君。

わかりやすく説明してください。

○7番（酒井右一君） わかりやすく。

いわゆるあの、これ、県にも確認してみましたが、決まっではないようです。ただ、大体、標準的な基金の総額があるんで、それをその、今超してる状態を、これをまあ、どう思いますかということが一つあるんです。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 決まりはないという中で多額ではないかというご指摘だと思います。ですので、当初予算においては、そういったことで繰入をさせていただく、また有効な事業に今後も財政調整という形で活用をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 事務的な内容の確認になるかと思うんですが、8ページの歳入の、国庫支出金の補助金。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。今回、5,473万4,000円ほどの歳入ありますが、歳出のほうで11ページになりますか、11ページのほうで、電力・ガス・食料品等の重点支援給付金ということで4,200万計上になって、金額もあれなんですか、国庫支出金のほうの充当財源のほうで3,100万ほどになってます。それで、8ページのほうでは、歳入で5,400万ほどあるんですが、それで、こちらのほうで

は3, 100万、それであの、あと一般財源の充当もありますよね。で、7万円の給付というところで、これはあの、国からの補助金で全て、それを対応して賄うんじゃないかと、一般財源も入れなきゃならないというような仕組みなのか。あとそれから、差し引きしますと、2, 300万円ほど、この国県支出金、国からの補助金が余ってしまっていますが、説明聞いておきますと、金額的に合うのは16ページの商工費。これ、財源振替になっています。で、これはすでに支出してる科目のものが、その一般財源を国庫支出金で充当して財源振替という形にされているのか。何の事業にそれが充当されたのか。それが今回の物価高騰の対応の臨時交付金というのがメニュー的に対応するのか。もう既に終わっているのが、国でできたのがもう、この頃だと思ふので、既に支出になっているような感じのものに、その財源充当していいのか。何でもかくなりますが、それについて確認します。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 歳入のほうで説明が不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。

おっしゃるとおり国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,473万4,000円ございます。この内訳でございますが、電力・ガス・食料品等の給付金のほうへ今回充てる部分が3,100万ちょっとです。これにつきましては国からの、今現在の内示額といいますか、これだけ、とりあえずお金をよこしますという部分で内示があった金額でございます。これについては事業実施後、精算によりまして追加分はいただけるという形でございますので、今回、国から示された金額について歳入を計上させていただいております。残り、先ほど議員、ご質問の中でもございました2,300万8,000円ほど。これは推奨事業部分ということで、前回、9月の補正では町の商品券のほうに充当させていただいた部分でございますが、今回また11月末の補正予算において2,300万ほど追加できてございます。これについては新たな事業を組むことも可能ではございますが、今現在、なかなか新たな事業という部分に制度設計をして、という部分が困難な部分でございましたので、当初、一般財源で支出をしてございますプレミアム商品券、こちらのほうに充当させていただくということで、今回、財源振替をさせていただいたものでございます。で、国の補助金のほうでも既に予算化されている部分に充てることは可能だということで、今回、そういったことで財源振替をさせていただいたということでございますのでご理解をいただければと思います。説明が不足してまして大変申し訳ありませんでした。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 先般、コロナ対策の関係から、国からの臨時創生臨時交付金だとか、いろんなものが財源がきます。そういう部分で充当がいろんな科目に分かれてきます。で、国でも政策的に何万円給付となっているものが、自治体のほうでまた負担がいっぱい出てくるような感じが今回、それで見えたもので、精算して最終的には全部、国県の支出金で充当になるというような形で理解してよろしいですか。

あとそれから、メニューもいろいろあるから商品券のほうに充当したという、国からのそういう物価高騰に対する交付金だということは、メニューから外れないように、その辺はよろしく対応していただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

なるべく有効に、国の交付金、そういったものを活用していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今のこの問題ですが、これはやっぱり目的外の使用はしないように、念を押しておきたいと思います。いいですね。

○議長（大塚純一郎君） もう一度、総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 勿論、目的外の使用は国のほうでも認められてございません。

国のほうに協議をさせていただいた中で使用できる部分に使用させていただくということで調整をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 15ページの県営圃場整備事業についてお伺いします。

これ、直接あの、この補正とは関係ない、この負担金ですので関係ないですけども、梁取地区、只見地区でそれぞれ圃場整備をやっていらっしゃるんですけども、現在、見るところ、日曜日にも仕事をされていたり、なかなか降雪前に忙しい状況を見受けます。大体の、今年度、今現在ぐらいの進捗状況と、それから年度内完了見込みはあるのかどうか。その辺をお伺いします。それぞれ梁取地区、只見地区についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 県営の圃場整備事業の推進状況ということですからけれども、まもなく降雪期というか、もう降雪期なんですけれども、実際はまあ、工事、遅れがあるという、現実的には。あるんですけれども、年内に一定の予定をしている事業については終了をさせていくというような見込みで実施をされているというふうに聞いてはございます。ただ、天候もありますので、その辺りについては非常に微妙かなとは思いますが、そういったことで今進められているというふうに伺っております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これ、17日頃から、だいぶ雪の予報も出てきています。ですからあの、決して無理はさせることもできませんけれども、安全上。これ、まだ今年で、単年度で終わる工事ではありませんので、次年度の早期発注とか、今年はちょっと、時期的に、発注時期的に遅かったのかなという感じもしておりますので、次年度、その工期に余裕を持った発注ができるような形での推進をお願いします。もう一度お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員おっしゃったとおりですね、本年度については面工事、最初の年度というようなことで、夏以降の発注というような、夏の発注になったということで工期が短いというのがございました。今回、こういった補正予算がついたというようなこともございますので、早めの発注が当然できるというふうに理解しております。議員のご懸念にならないようにですね、県営事業ではありますが、町としてもそういった方向性で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 14ページの新型コロナの件ですけども、これはあの、7回目の接種完了したその精算ということではよろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） こちらの14ページの償還金の分であるかなと思うんですが、こちらについては昨年度実施しましたワクチンにかかった経費で、国から前もっていただいていたもので、使いきれなかった分を返すという形になります。回数については、一人一人、

受けた回数が違いますので、7回目とか、そういうことではないんですけれども、4年度分に字視したものの残りということになってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） もう7回目は、巷では、7回目はいいやとか、熱が出るからいいやという、かなりいらっしゃったような気がします。なので、7回目の接種率等がわかれば参考までに聞きたかったというわけでございます。

それからもう1点、15ページの鳥獣被害なんですけど、やはり、この前、議会報告会の折に、大変今年は全国的にクマが多くて、テレビでもあれだけ報道されたということでありまして、今年の個体の取得数、それから例年に比べて、当然、通報とかも多かったと思いますが、取得した数は例年に比べていかがだったでしょうか。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 最初にどちらから。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 大変申し訳ございません。昨年度の接種率については、今、私、数字持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） ツキノワグマの捕獲数というお話でございました。令和4年度でございますけれども、6頭だったんですけれども、本年度、ご承知のとおり、相当、出沒をしたということで、有害捕獲として46頭の捕獲をさせていただいておるところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 先ほど矢沢議員のほうから質問あった8ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の扱いですけど、確かに支出で、7万円掛ける非課税世帯600で、の支出で、その他に、先ほどの説明の中では内閣府からの推奨部分が2,300万あるということで、これはまあ、今回の予算には間に合わないんでプレミアム商品券という説明でした。で、今日は三瓶議員も含めて、物価高騰対応策、一般質問でもありました。ちなみに、内閣府の重点支援、地方交付金の、これ推奨メニューが11月には既に閣議決定されて、そ

の、国会終わったの、昨日かな、一昨日かな、でしたけれども、その推奨事業というのは予算が発行され次第、速やかにこの地方自治体が行えるようにということで、11月にはその推奨の内容が町にきてたと思うんですが、その具体化も間に合わなかったというふうに捉えていいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 通知としては、正式な通知がいただいたのは10月30日付でございますが、それ以前に、失礼しました11月30日、それ以前に補正予算についての通知が11月10日にはいただいております。その中で検討させていただいた推奨事業でございますけれども、推奨事業として挙がっている部分については低所得世帯への給付、子育て世帯への給付となっております。これについては7万円の給付という部分で今回予算をあげさせていただいている部分です。あと消費下支えを通じた生活支援ということで、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者に対してのプレミアム商品券やマイナポイントを発行して消費を下支えする取り組みなど等記載がございます。そのほか事業者支援というような部分もございますけれども、なかなか、じゃあ範囲をどこにするのかと、金額をどう設定するのかといった、そういった部分での制度設計がちょっとできなかったということで、今回についてはプレミアム商品券への充当ということで計上させていただいたものでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） これまで、この会議の中で、町民の物価高騰の中での生活苦、いろいろ議論されてきましたので、そういう点も加味して、是非、早期のこの推奨メニュー、3月まで、商品券に頼らずに是非、検討していただきたいものだなというふうに思います。

それと、14ページの保健衛生費の予防費のところですが、1,000円の違いのところなんです、国県支出金43万。で、一般財源が154万9,000円。で、右側にきて委託料が43万1,000円。これ、国県支出金の43万、そのまま委託料になっていると思うんですが、これ、1,000円多い。で、その下の、22の償還金、利子及び割引料。これ、154万8,000円。で、一般財源のほうは154万9,000円と、これ、1,000円ずつの違いなんです、合計すれば、全体とすれば合うんですけど、ここが違っている要因は何でしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 予算の組み方の中で、歳入については1,000円未満を切り下げる。で、歳出については1,000円未満を切り上げるということで、1,000円のずれが生じるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 2点先にお伺いたします。

9ページでございます。歳入の山林等売払収入というところでございますが、先ほど聞き間違いでなければ、その大曾根という単語出たような気がしまして、私、詳しくないんですが、その大曾根湿原というものと、大曾根というものであれば、大曾根湿原との兼ね合いがあるのかどうかというところ1点伺いたいと思います。

あと大変不勉強で申し訳ないんですけど、4ページでございますが、債務負担行為についてでございます。こちらが住宅の事業で1億6,000万円ということなんですけれども、私の認識ではですね、来年度、この支出、単年度で終わらないので、この支出、来年度にかけてというところでございますが、ここでこの予算を可決しますと、この事業としては可決して来年度、進むべきというか、予算を可決されたという認識になるのかどうかというところ、以上2点をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 9ページの山林等売払収入でございますが、森林整備センターの分収林ということで、町の町有林を相当前からお貸しをしているところを間伐、列状間伐ということで、間伐の方法あるんですけども、その間伐をされたものの分収割合で町にお金が入ってくるということなんですけれども、大曾根湿原との関係ということになりますと、大曾根湿原の元々、山側の辺りということで、山側といっても、どちらも山、国道側といいますかね、林道沿いじゃないほうの山側、林道沿いがどちらか、なかなか言い難いんですけども、ただあの、大曾根湿原との関係ということにしますと、逆に大曾根湿原を守るための皆伐ではなく列状間伐をしながら、針葉樹と広葉樹を混合、混交して、いずれ変わっていくというような、そういった湿原を守っていくような間伐方法というふうにご理解をいただければというふうに思います。



○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） もう1点、債務負担行為のご質問でございます。債務負担行為、今回、限度額として1億6,000万円、住宅の部分では計上させていただいています。予算につきましては改めて新年度予算において予算計上させていただいてご審議いただくこととなりますが、今回、この債務負担行為をお認めいただくことで、当初予算の前に発注行為であったり、そういった行為ができるということで、早期発注等を可能にするための債務負担行為だということをご理解をいただきたいというふうに思います。改めて予算については新年度予算に計上してご議決をいただくものになります。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そうしますと、総務委員会でお伝えをしておりますが、こちらの建物型提案住宅のこの事業、私は賛成しかねるというふうに総務委員会でお伝えをしております。

あと教育委員会のところでもう1点伺いたいところがございますね、デジタル教科書のところでございます、こちらが17ページでございますね。その時、総務委員会での質問の事項としましては、私個人としては約1,000万円の教科書代というのは非常に高いなというふうにお伝えをしております、デジタルではこの金額です。では紙の教科書、アナログではおいくらになるんですかという質問をしております。その時、概算では3分の1ぐらいであったということでご答弁いただいておりますが、正確なところというのは改めてご報告しますというふうに聞いております。その値段の内容次第では私もこちらの議案に関しては賛成しかねるというふうに委員会で先に申し伝えておりますので、その気持ちでこちらにきておりますので、まずデジタル教科書のその箇所、金額の、紙の金額ですね、紙での金額であればいくらになるのかというところを伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問であります、令和26年度に購入した際に紙の教科書でありました。その際、3校分合わせまして354万1,571円ということで、金額のみの比較では約2.7倍になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

3回目。

○9番（菅家 忠君） 3回目でございます。

そうしますと、改めてこの2点を伺いたいと思います。

まず建物提案住宅に関しまして、総務委員会でのご説明のところ確認をさせていただきたいと思います。こちら明和地区のところで、業者（聴き取り不能）を受け、単身世帯向け5戸程度の定住促進住宅を整備し、というふうに記載がございます。そちらに関しまして私の主観としましては、その時に、今、沖住宅のところですね、建物提案型住宅の新しく建った2号棟と申しますか、あちらの入居率は9室あって6室埋まっておりますというふうに回答をいただいております。ですので、私としてはですね、あれば良いものだなと、ないに越したことはない住宅ですけれども、来るかどうかわからない町民外の方、5人に向けて1億6,000万円は私は使い方としてはあまり好きではないというか、私はその使い道よりも、前回の定例会で申し上げましたように、例えば朝日中学校のグラウンドは何十年、何人の要望があるのかと。どちらに重きを置くのかと申しますと、私はそちらの金額に対して税金というか、予算を執行するべきだと考えますので、今現在のこのお考え、委員会でのお考えは変わらないのであれば反対ですので、委員会からの質問、内容と変わっておれば説明をお願いしたいなと思っております。

あとデジタル教科書に関しましての質問としましては、この3倍の価値がある説明をしていただかないと、私としては賛同しかねるという趣旨でございます。私なりの考えというのは、デジタル教科書、デジタルとアナログの違いで、この予算というものは、どういうものだったら納得するかというところは反対討論に述べさせていただきたいと思っておりますので、只見町として、また担当としまして、こちらのデジタル教科書、アナログと費用、2.7倍と申しましたけれども、2.7倍の価値があるよというご説明をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） まず、今回の公営住宅の建築に関して、何故、するかということ、まず1点、説明が、確かに委員会の中でも漏れておりました。今回の住宅の建設につきましては、再三、一般質問でもございました、人口ビジョンからなる総合戦略のほうに謳ってございまして、その中の、基本目標4の、暮らしの豊かさを実感できる地域をつくるという中の、居住環境の整備というものの位置づけに基づいて今回、整備をしたいというものでございます。その内容としましては、平成30年に122戸だったものを140戸、令和7年に目標があるということ。戸数というよりも18戸増やすというような目標の下でございまして。こちらに基づきまして整備を進めていきたいということです。

さらに、何故、小林地区かといいますと、住宅の状況が、現在、明和地区と朝日地区、あ

んまり大きく変わってないんですけども、礼堂住宅を今、老朽化のために使用していない状況になっていて、それを引くと一番、明和地区が少ないということ。さらに、空き室が常に、修繕をすると埋まってしまうような状況になっているということで、寄附を受けた土地もありますので小林地区に建設をしたいというような考え方がまずございます。

両委員会、総務委員会でも、経済委員会の中でも、おっしゃったとおりですね、沖2号住宅が1棟9戸ある中で6戸しか埋まっていない、三つ余っている中で、また一人世帯向けの住宅を建築するのかというお話がありました。本年の4月から入居というようなことで、一気に埋まらなかったというのは実際のところだと正直、私は思っております。ですので、来年の4月にはたぶん、新たな、いろいろな、様々な人が来て埋まるんだろうなというような実感を正直、私は持っておりますけれども、ただあの、各委員会の中で両方出てきたのは、もっと幅広いような形といいますか、新婚世帯向けというか、そういったような住宅建築も考えたほうがいいのかというお話がありました。そういった中で、内部でも協議をさせていただいております。これからあの、提案型ですので、町である程度、いろいろな、使用を考えて募集をする形にしたいと思っておりますが、現段階では一人世帯向け2戸ですね、それと新婚世帯向けというか、子ども、新婚世帯向け、幼児がいてもなんとか住めるような住宅2戸、おそらくその、なんですか、あそこの面積からいうと、そこが、たぶん、精一杯なのかなというような気はするんですけども、議員の皆様方のお声を反映をさせていただいて、そういうような形で買取事業を進めていきたいというようなことで考えておりますので、ご理解を頂戴をしたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、デジタル教科書の効果、メリットの面で、私のほうからちょっとご説明させていただきます。

まず、子どもの視点のほうからお話させていただきたいんですが、子どもの視点のほうから見ますと、まず学びを共有できるということで、一つの画面で動画を使った学習、例えば蝶が舞う様子について、実際に育てて観察するんですけども、その場면을観察できない場合でも、その様子をデジタル教科書の動画で確認することができる。それからカセットコンロの使い方や実験の演じなどを動画で確認することができる。そういうことで、学習資料も付いておりますので、その一つの画面で共有できて、理解を深めたり、学びの質を高めることができるというメリットがございます。

併せて、今度、教師の視点からなんですけれども、現在、教師のほうでデジタル教科書の活用頻度のほうは高い状況であります。まず授業中に視線の共有を図る。子どもとの視点の共有を図るための教材の準備がほぼいらぬということになりますので、子ども達との触れ合う時間が増えたということもまず1点あります。それから算数ですと、具体的に申し上げますと、数の直線や物差しの拡大図など、必要な部分は拡大コピーして準備していたんですけども、デジタル教科書ではクリックすると拡大になって映るなどの機能も付いておりますので、教材の準備に時間をかけずにすむということで、デジタル教科書を活用することで校務の効率化、スリム化が図られているという状況であります。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 今ほど、教育次長が説明申し上げましたが、加えて説明をさせていただきたいというふうに思いますが、デジタル教科書の購入にあたっては、これは会津地区、これ、国・県で定めたものを、今度は採択地区、会津17町村で全部の教育委員会、そして学校長で構成する、その教科書審議会で、その使用する教科書を定めます。同じくその指導書も定めます。よってあの、これは、会津地区として同じ教科書、同じ教科書の指導書を使うということの申し合わせになってございまして、それに基づいて教科書の扱える業者さんから購入するという、そういった経過なんですけど、具体的なその活用につきましては、先ほど教育次長も申し上げたように、生徒の目線からすると、生徒側からすると、これあの、本当に事例あるんですけど、不登校の生徒であったり、それから感染症に罹ってやむを得ず学校を休む子供たちにとって、デジタル教科書を使って遠隔で教科を教えたりすることが可能となってきました。これは紙の教科書ではなかなかできることではありません。

それからあの、やはり、これもあの、具体的にどこまで、ちょっと教師ではないものですかと言えないところもあるんですけど、集団教育というか、合同学習においても、各3箇所に小学校があっても、そのICT、デジタル教科書を使って、その合同学習が可能となる。これも決して、紙の教科書で合同学習を遠隔でやるということではできません。

それから先生方にとりましても、先ほど教育次長が申し上げたように、今まで教材を作ることが、今まで手作りだったんですね。各先生方が。それが、そういった教材をあらかじめ用意されたものを電子黒板であったりとかで使える。いわゆるまあ、教師側からすると、そういった教材を作る時間も効率化できまして働き方改革にも繋がっていく。また、その時間を教師と生徒が向き合う時間に使う、そういった効率化が図られます。

またあの、さらにこう、具体的なところは、町の先生方が集まる、その会議がありまして、そこで有効な活用を図るために協議をして、そして有効にデジタル教科書を使ってまいりますので、これ、4年に一度、今回、その年になってございますが、十分吟味して、それから活用につきましても効果的に、子ども達のため、また先生のために、これは有効だということの判断で予算をお願いしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかに。

11番、三瓶良一さん。

2回目ですね。

○11番（三瓶良一君） 8ページですね。いわゆる今、国会でも随分騒がれて、その円安に伴ういろいろな諸物価の高騰、消費物価の高騰に対しまして、国から5,400万余のお金がきているわけですが、この予算のことが一般質問の時は、この余り予算というものはよくわからなかった。しかし、それははっきりわかっただらば、やっぱりこれはね、今、本当に困っているんですから。一般の人。一般の人というか低所得の人達は。これに対して、目的以外の使い方しませんと、総務課長おっしゃいましたが、やっぱり一般質問で、私も、2番議員も質問されましたように、いろいろ低所得者に対しての支援というものは今ほど必要としている時ないわけですから、その辺は十分に考えていただきたいというふうに思います。どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今ほど11番議員から、本当にあの、切なるご発言がございましたが、まさにそうだというふうに思います。

そういったことで、国からの国庫支出金を財源として、そこに加えるべきところは加えて、その初期の支援に繋がるようなことをやっていかなければならないと思っております。

ただ、今般は、正直申し上げまして、国のほうも大変急がれて決められたとは思いますが、やはり、もう少し早い、地方への交付があれば、様々な組み立ても可能だったかなというふうに思っております。支出金をいただきながら、こういった発言をするのは聊かあの、よろしくないのかもしれませんが、そうするとどうしてもあの、既にその趣旨の使ったものを財源振替するということで過去もございましたが、コロナの時もございましたが、やはりそれがちゃんと法に則った、ルールに則って、大丈夫ですよということ国・県のほう確

認して、大丈夫ですよということで財源振替してますから、新たな、また事業を組み立てるというのは、11月とかになってくると、なかなか、正直、難しいところがあります。ですから、先ほどのプレミアムの商品券につきましても、4月からの発行ですが、4月に間に合わせるためにも12月の議会にお願いして、商工会のお力を借りないと間に合わないというくらいの、そのスキームといいますか、時間が必要ですから、そういったことがあるということも一方でご理解いただいたうえで、あとは11番議員、先ほどまた2番議員からおっしゃっていただいたことをしっかりと受け止めて、今般はこの考え方でご理解いただいて、次年度以降につきまして、そういったことを受け止めた予算編成になるように努力していきたいと思っておりますし、そのような事業を常任委員会等に丁寧に説明させていただきたいと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。しっかりと受け止めさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

3回目。

○11番（三瓶良一君） あのね、今冬がやっぱり一番苦しいんじゃないかなと思う。今冬が一番。さっきもお話ありましたように、もう人が亡くなってから交付したって意味がないんですよ。だから、その対策予算じゃない。いろいろ計算してみてください。おそらく、このぐらいの予算は出ると思っております。出なくても一般財源からちょっと負担してやれば出るんですよ。だから、そういう応援を、一番大事なところなんです。民生費というものは。そういう大事なところを、言葉をこう、濁しながら、濁しながら、時間稼ぐようなことはやらないで、ちゃんともう、きちっとした、応援するときは応援するというので、もう決めてもらいたい。いくらもかかりませんよ。そのお金は。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3回目の質問です。

もう一度、町長、答弁願います。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 11番議員の想いはしっかりと受け止めさせていただいております。そのうえで、ルールもございますので、そういったルールをはみ出さない中で、しっかりとした、11番議員おっしゃるような、そういった支援はしていきたいというふうに思っておりますが、今般につきましては、そのような事情からご理解いただきたいということでありまして、今後につきましては、そういった考え方も含めまして、しっかりと支援できるような

事業を組んでいきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

3回目。

○10番（鈴木好行君） 先ほどの9番議員の質問と関連して、学校のデジタル教科書についてお伺いしますが、次長の説明と教育長の説明の中で確認できなかったのでお伺いします。

これ、私の認識では紙媒体の教科書というのは、毎年毎年の、私は個人に与える消耗品だと思っています。昔、我々が受け取った教科書と同じような形で。そして、このデジタル教科書になると、例えば子どもの年次が変わっても、複数年使えるのではないのかなという認識でいますけれども、このデジタル教科書においても単年度の消耗品的な教材の扱いになるのか。それとも次の年に入ってきた子が、また同じデジタルを使って学ぶことができるのか。そして、例えばその、それが3年続けて使えるのであれば、3倍の値段があったとしても、それは私は全然かまわないと思いますけれども、毎年毎年、この予算がかかるんでは大変だなという想いからお伺いしました。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、4年に一回改定がございまして、4年に一回、そのデジタル教科書の指導書と教科書が変わる中身となっております、これ、DVDで教師用に購入するものですので、子どもについては紙の教科書を毎年使用するということになります。

○議長（大塚純一郎君） 理解できたでしょうか。

○10番（鈴木好行君） わかった。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご苦勞様でした。

（午後5時47分）